

# 歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について

平成18年6月14日  
財政制度等審議会

# 歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について

平成18年6月14日

財務大臣 谷垣 禎一 殿

財政制度等審議会会長

西室 泰三

財政制度等審議会・財政制度分科会は、歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について、ここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要望する。

財政制度等審議会 財政制度分科会、  
歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同会議名簿

(平成18年6月14日現在)

[財政制度等審議会会長 兼 財政制度分科会長 兼 歳出合理化部会長]	西室 泰三	(株)東京証券取引所取締役会長
[財政構造改革部会長]	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
[委員]	板垣 信幸	日本放送協会解説主幹
	井上 礼之	ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO
	井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
	○ 岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
	幸田 真音	作家
	河野 栄子	(株)リクルート特別顧問
	柴田 昌治	日本ガイシ(株)代表取締役会長
	高木 剛	日本労働組合総連合会会長
	竹中 ナミ	(社福)プロップ・ステーション理事長
	○ 田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院教授
	立石 信雄	オムロン(株)相談役
	玉置 和宏	(株)毎日新聞社特別顧問(論説担当)
	寺尾 美子	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中村 桂子	(株)JT生命誌研究館館長
[臨時委員]	岩田 一政	日本銀行副総裁
	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
	小野 邦久	独立行政法人都市再生機構理事長
	勝俣 恒久	東京電力(株)取締役社長
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
	木村 陽子	地方財政審議会委員
	島田 晴雄	慶應義塾大学経済学部教授
	嶋津 昭	市町村職員中央研修所学長
	○ 富田 俊基	中央大学法学部教授

[専門委員]

糠谷 真平	独立行政法人国民生活センター理事長
野中 ともよ	三洋電機(株)代表取締役会長兼CEO
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
松井 義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長
三村 明夫	新日本製鐵(株)代表取締役社長
宮本 勝浩	関西大学大学院会計研究科教授
保田 博	関西電力(株)顧問
山口 剛彦	独立行政法人福祉医療機構理事長
吉川 洋	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
吉田 和男	国立大学法人京都大学経営管理大学院院長
秋山 喜久	関西電力(株)代表取締役会長
五十畑 隆	(株)産業経済新聞社客員論説委員
石 弘光	中央大学総合政策学部教授
今井 敬	新日本製鐵(株)相談役名誉会長
岩本 康志	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
田中 豊蔵	元(株)朝日新聞社論説主幹
田中 直毅	経済評論家
俵 孝太郎	評論家
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部助教授
水口 弘一	中小企業金融公庫総裁
吉野 良彦	(財)トラスト60会長
渡辺 恒雄	(株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

(注1) 上記は五十音順。

(注2) ○は建議の起草検討委員。

財政制度等審議会・財政制度分科会 並びに  
歳出合理化部会及び財政構造改革部会合同部会  
審議経過

平成18年 2月7日(火) 財政制度分科会 三部会合同会議	○ 平成18年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算等及び 国民負担率について ○ 国会提出法案について ○ 「国の財政と未来を考える女性の集い(財審公聴会)」に ついて ○ 当面の運営方針について
2月14日(火) 合同部会	○ 有識者からのヒアリング —小塩 神戸大学大学院経済学研究科教授:「人口減少時 代における給付と負担」
2月28日(火) 合同部会	○ 財政の現状と財政悪化の要因分析 —富田 中央大学法学部教授:「財政の現状と財政悪化の 要因について」 —田近 一橋大学国際・公共政策大学院長:「財政悪化の 要因について—1990年以降の税収の推移」
3月6日(月) 合同部会	○ 有識者からのヒアリング —土居 慶應義塾大学経済学部助教授:「歳出歳入一体改 革における地方財政改革のあり方」
3月15日(水) 合同部会	○ 財政の長期試算
4月7日(金) 合同部会	○ 有識者からのヒアリング —井掘 東京大学大学院経済学研究科教授:「公共事業」
4月20日(木) 合同部会	○ 「歳出・歳入一体改革」中間とりまとめ (経済財政諮問会議) ○ 国と地方の改革 ○ 国家公務員人件費
4月28日(金) 合同部会	○ 公共事業 ○ 文教・科学技術 ○ 農林水産 ○ ODA
5月10日(水) 合同部会	○ エネルギー対策 ○ 治安 ○ 中小企業対策 ○ 防衛
5月17日(水) 合同部会	○ 社会保障 ○ 地方財政
5月26日(金) 合同部会	○ 社会保障の安定財源確保についての論点整理 ○ 地方財政 ○ 海外調査報告 ○ 建議骨子(案)
6月5日(月) 合同部会	○ 建議(素案)審議
6月12日(月) 合同部会	○ 建議(素案)審議 ○ 社会保障の安定財源確保についての論点整理
6月14日(水) 財政制度分科会 三部会合同会議	○ 建議(案)について

# 目 次

はじめに	1
I. 歳出・歳入一体改革の基本的考え方	
1. 財政の現状	1
2. 財政健全化の目標	2
3. 歳出・歳入一体改革の必要性	3
4. 歳出改革の基本的考え方	4
II. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策	
1. 基本的考え方	8
2. 社会保障	9
3. 地方財政	14
4. 公務員人件費	19
5. 公共事業	22
6. 文教・科学技術	24
7. 防衛	27
8. 政府開発援助（ODA）	29
9. 農林水産	30
10. エネルギー対策	31
11. 中小企業対策	32
12. 治安対策	33

【別添1】 社会保障に係る安定財源確保についての論点整理

【別添2】 社会保障給付に係る公費負担の将来見通し

(参考)

1. 資料

2. 歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方についてのポイント

## はじめに

人口減少・少子高齢化やグローバル化等が進展していく中で、我が国が将来にわたり持続的に発展していくためには、経済社会の諸制度を絶えず変革していかなければならない。中でも財政は、国の諸制度の根幹をなす極めて重要な制度であるが、現在の我が国の財政は、古今東西稀に見る非常に厳しい状況にある。財政の持続可能性が確保されない限りは、国民の将来に対する不安を払拭することは到底なしえず、我が国の今後の展望を語ることはできない。

財政制度等審議会は、これまで一貫して財政健全化の必要性を説き、累次の建議や国民との直接対話などを通じて、既得権益化してきた歳出構造から脱却し、限られた財政資源のより厳格な配分と適正な負担を実現すべきと主張してきた。こうした流れの中で、ここ数年で歳出構造の見直しも進められ、国債発行額も漸減してきてはいるが、財政健全化は未だ道遠しといわざるを得ず、諸外国における経験にも照らし、今こそ財政健全化の取組みを加速すべきである<sup>1</sup>。政府は、本年半ばを目途に、歳出・歳入一体改革の選択肢及び改革工程を明示することとしているが、財政健全化に向けた足どりをより強固なものとするためには、目指すべき具体的目標を明確に掲げ、そこに至る具体的な道筋を明示することが極めて重要である。

こうした認識の下、当審議会においては、我が国財政の健全化に向けた基本的考え方と中期的な視点からの歳出改革の具体的方策について議論し、審議結果をここにとりまとめた。本建議を踏まえ、政府は歳出・歳入の一体改革に全力で取り組むべきである。

### I. 歳出・歳入一体改革の基本的考え方

#### 1. 財政の現状

我が国の財政は、依然として非常に厳しい状況にある。一般会計の歳入歳出の動向を見ると、近年縮減傾向にあるとはいえ、依然として30兆円規模の新規国債発行を余儀なくされ、その大部分が赤字国債である。国債残高は平成18年度(2006年度)末で542兆円に上る見込みであり〔資料I-1-1参照〕、特例公債から脱却した平成2年度(1990年度)末と比較して376兆円、3.3倍の増加となっている。また、税収と比較すると約12倍もの水準に達

<sup>1</sup> 例えば、EU各国においては、近年財政収支が悪化しているが、これはユーロ導入前後の好況時における財政健全化努力が不足した結果と認識されている(「財政制度等審議会 海外調査報告書」(平成18年5月)より)。

し、これは第二次世界大戦末期に匹敵する。国債費について見ると、税収に対する比率は約40%で、西南戦争や日露戦争後の時期に次いで高い水準にある〔資料I-1-2参照〕。

国債残高の増加要因についてみると、平成2年度から平成18年度の国債残高の増加のうち、歳出の増加による要因が約130兆円、税収の減少による要因が約140兆円である〔資料I-1-3参照〕。歳出の増加は、90年代には専ら公共事業関係費の増加（約60兆円）が主因であったが、近時は公共事業関係費については相当に削減が進んできた。他方、最近は高齢化の進展による社会保障関係費の増加が顕著であり、平成2年度からの社会保障関係費の増加累計は約90兆円と、公共事業を上回っている。過去5年間でみても、社会保障関係費の増加を、公共事業を始めとする他の歳出の削減では埋めることができないという姿になっている。

国債残高の累増に伴い、過去に発行された国債が次々に満期を迎え借換債の発行額が巨額となっており、現状では新規国債の3倍以上にも上っている〔資料I-1-4参照〕。新規国債と借換債を合わせた実際の国債発行額は、平成18年度で140兆円規模となり、税収の約3倍にも達する。今後、経済成長が高まれば税収は増加するが、国債金利も期待成長率、期待インフレ率の上昇を反映し上昇すると予想され、国債発行額が税収の3倍となっている現状においては、経済成長に伴う利払い負担の増加が税収の増を大きく上回ってしまう可能性が高い。言い換えれば、我が国の財政は金利上昇に極めて脆弱になっているのである。

また、金利の上昇は、経済成長に伴ってのみもたらされるわけではない。財政の健全性に対する信認が揺らげば、リスクプレミアムの上昇という形によっても金利は上昇することとなる。

## 2. 財政健全化の目標

金利上昇に対する財政の脆弱性は、とりも直さず巨額の国債残高に原因がある。従って、今後財政健全化を進めるに当たっては、債務残高に着目した財政運営が必要不可欠であり、債務残高を経済の身の丈にあった範囲に抑制し管理していかなければならない。現在政府は2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目標として掲げているが、それは一里塚にすぎず、債務残高の対GDP比を確実に引き下げていくことを目指し、そのための目標を明示的に掲げることが極めて重要であると考えられる。そのためには、基礎的財政収支を均衡させるだけでなく、相当程度の黒字を継続していくことが必要となる。

とりわけ、国債の金利は国内全ての者の資金調達コストに直結するものであ



るため、国債の信認を維持・向上することは、我が国経済全体の観点からも必要である。そのためには、財政の持続可能性を確保する道筋を市場に示していかなければならず、国の債務が発散するリスクを小さくするために、国債残高をGDP比で見て引き下げていくことは極めて重要である。国と地方がそれぞれについて財政の健全化を目指さねばならないのはこのためである。

当審議会においては、総人件費改革や郵政民営化等これまでの改革の効果を織り込み、国の一般会計に係る長期試算を行った（以下、「長期試算」）〔資料I-2参照〕。それによれば、名目経済成長率3%、名目金利4%の場合には、2011年度における基礎的財政収支赤字は▲13.1兆円（基礎年金国庫負担割合の引上げ所要額2.8兆円につき、税制上の措置を講じる場合<sup>2</sup>）、国債残高対GDP比は2006年度の105%から115%に上昇する。また、2025年度には基礎的財政収支赤字が▲26.5兆円に拡大し、国債残高対GDP比は172%に上昇し発散していく状況が示された。

国債残高をGDP比で見て安定的に引き下げていくためには、2010年代初頭に基礎的財政収支の均衡を達成した後に、その後も基礎的財政収支の黒字を確保することが必要となる。その規模については、金利と成長率の動向にかかわるが、金利が成長率を1.0%程度上回り、仮にそれが1.5%程度に拡大しても国債残高対GDP比を発散させないようにするためには、少なくとも対GDP比で1.5%程度の基礎的財政収支の黒字幅が必要である。

なお、金利と成長率の関係については様々な議論があるが、1980年代以降<sup>3</sup>の平均でみれば、金利が成長率を概ね1%程度上回り、1990年代以降<sup>4</sup>の平均ではその差が1.5%程度となっている。また、諸外国においても、財政の将来を展望する際には名目金利が名目成長率を上回る堅実な見通しを前提としている例がほとんどである。特に、足下では成長率が金利を上回っているアメリカやカナダでさえも、長期的にはその関係が逆転するとの前提を採用していることに留意すべきである。これらを踏まえ、財政健全化において目指すべき目標を掲げ、そこに至る道筋を示すに当たっては、堅実な見通しを前提とすべきである。

### 3. 歳出・歳入一体改革の必要性

上述の「長期試算」で示されているように、今後改革が行われなければ財政収支は悪化の一途をたどることとなる。2011年度における基礎的財政収支

<sup>2</sup> 当該所要額につき税制上の措置が講じられない場合は、2011年度における基礎的財政収支は15.9兆円となる。

<sup>3</sup> 1979年（昭和54年）に改正外為法が施行され、また1984年（昭和59年）に為替先物取引の実需原則が撤廃されるなど、資本取引の自由化が進められた。

<sup>4</sup> 1994年（平成6年）に普通預金金利が自由化され、預金金利の自由化が完了した。

の均衡及び2015年度の基礎的財政収支の対GDP比で1.5%の黒字確保を、それぞれ歳出削減のみで達成する場合の仮定計算においては、国債費を除く全ての経費を一定率で削減する場合、社会保障を含め全ての経費を、2011年度においては18%、2015年度においては32%削減する必要があること等が示されている。歳出を一律削減する場合の影響について機械的に試算してみると、例えば社会保障の分野においては、2011年度に以下のような制度変更を全て行う必要がある。

- ・ 医療に係る自己負担を約2倍に引上げ
- ・ 介護に係る自己負担を約2.5倍に引上げ
- ・ 基礎年金支給開始年齢を69歳程度に引上げ
- ・ 約20万人の児童の保育の取止め
- ・ 児童手当の支給対象年齢を小学校4年生以下に引下げ

従って、膨大な収支ギャップを歳出もしくは歳入いずれか一方で埋めることは非現実的であり、歳出・歳入両面から改革を行っていくことが必要である旨が改めて確認されていると言えよう。諸外国におけるこれまでの財政健全化の事例を見ても、歳出・歳入両面から様々な改革が行われていることに留意すべきである<sup>5</sup>。

このように財政健全化の目標を確実に達成するためには、歳出・歳入両面からの具体的な取組みを明らかにし、一体として改革を進めていく道筋を明確に示すべきである。

#### 4. 歳出改革の基本的考え方

##### (1) 歳出の抑制と徹底的な見直し

歳出・歳入一体改革に当たっては、まずもって歳出削減に厳しく取り組んでいかなければならないことは言うまでもない。無駄の排除、コスト削減、制度改革、事業の評価等あらゆる視点から、社会保障、地方財政、公共事業を始めとする全ての経費について聖域なく徹底した見直しが必要であり、またこれらの取組みは国民の財政への信頼を確保するためにも極めて重要である。

中でも、社会保障は、先に述べたように、近時の財政状況の悪化の最大の要因となっている。今後人口減少と少子高齢化が急激に進展する中で、社会保障給付のための公費負担は経済の伸びを上回って増加し続ける見込みであり、こ

<sup>5</sup> 例えば、アメリカにおいては、1990年代、包括財政調整法（OBRA）等に基づき、国防費や社会保障費等の歳出削減とともに高所得者や法人への課税強化が行われ、財政収支は1998年度に黒字化した。また、カナダにおいては、同じく1990年代、プログラムレビュー（歳出の厳しい優先順位付け）による大胆な歳出削減とともに法人課税の強化等が行われ、1997年度には財政収支が黒字化した（「財政制度等審議会 海外調査報告書」（平成18年5月）より）。

の状況を放置すれば、将来世代への負担の更なる先送りを避けては通れず、社会保障制度そのものへの国民の不安と不信を増幅することになる。社会保障制度の持続可能性を確保することは、財政全体の持続可能性確保にとっても極めて重要であり、将来に向けた見通しを踏まえながら社会保障の給付と負担の在り方について検討を行っていく必要がある。

また、経済成長に資するという理由から様々な施策が提案されているが、これらも徹底した歳出削減の例外ではない。歳出・歳入一体改革の枠組みの中で、将来の国民負担とならないよう既存施策の廃止縮減による財源の捻出など厳しい努力を前提として実施されなければならない。

## (2) 特別会計の見直し

当審議会は、全特別会計を対象として、財政健全化への貢献や国民への説明責任を十分に果たすこと等を目的として徹底した見直しを行い、昨年11月21日の「特別会計の見直しについて」において提言を行ったところである。その後、政府においても検討が行われ、その結果が、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下、「行政改革推進法」)に盛り込まれた。今後は、これに沿って、決定事項については速やかに実行するとともに、検討事項については改革案に示されている方向で実行すべきであり、特に以下のような取組みが必要である。

- ・ 特別会計の統合に当たっては、事務費等の経費の重複や無駄の排除による効率化などの効果を最大限発揮すべきである。
- ・ 「特別会計整理合理化法案(仮称)」の策定に当たっては、借入金規定や剰余金の繰越し規定等の「一般会計と異なる取扱い」の必要性を厳しく精査すべきである。
- ・ 特別会計に係る情報の開示については、特別会計と一般会計を含めた国全体の財政状況がどのようになっているのかを分かりやすく提示するなど、国民にとっての分かりやすさに最大限配慮すべきである。

## (3) 独立行政法人、特殊法人等向け財政支出の抑制

平成13年度以降、行政改革推進の観点から、国の機関や特殊法人等の独立行政法人化の取組みが積極的に進められてきたが、運営費交付金など、独立行政法人(104法人)向け財政支出は、約3.3兆円(平成18年度予算、特

別会計を含む) に上っている<sup>6</sup>〔資料I-4-1参照〕。

独立行政法人は、効率性を高めるために自律的な業務運営を尊重する仕組みとなっているが、その業務の在り方は国の歳出と密接に関係しており、国が財政健全化に向けた歳出の徹底した見直しを進める中で、行財政改革推進の趣旨に沿って、業務・組織全般にわたって厳しい見直しに取り組んでいくことは当然である。

こうした観点から、独立行政法人の中期目標・中期計画の見直しに当たっては、国の政策ニーズ等を踏まえた業務・組織の抜本の見直し、人件費を含めた経費の徹底的な効率化、自己収入の増加等、あらゆる角度から国民負担を減らすための努力を行い、財政支出の縮減を図るべきである。また、中期目標期間中にあっても、毎年度の予算編成において、経費の効率化を含め、業務全般にわたって不断の見直しを進め、財政支出の抑制につなげていくことが必要である。

また、特殊法人等向け財政支出についても、平成13年度以降実質的に約1.8兆円を削減する等の成果を上げてきたところであるが、引き続き、事業の整理合理化を徹底的に進めることにより、財政支出の抑制を図っていくことが重要である〔資料I-4-2参照〕。

#### (4) 資産・債務改革

現下の厳しい財政状況に鑑みれば、国の資産について精査し、売却可能な資産はできる限り売却・有効活用し、財政健全化に最大限役立てることが重要である。その際、国の資産の中には、例えば財政融資資金貸付金のように、縮減しても見合いの負債(財投債等)が減少するだけで普通国債圧縮等の財源とならない資産があることを踏まえ、財源となる資産とならない資産とを明確に区分する必要がある〔資料I-4-3参照〕。

その上で、国の資産(ストック)の売却による一時的な財源は、原則として、国債残高(ストック)の縮減に活用することにより資産・負債を両建てで削減し、後年度の国債費縮減を図るべきである。同時に、歳入面(フロー)では、未利用国有地、一般庁舎・宿舍等の売却促進・有効活用による税外収入の増加も図るべきである。

<sup>6</sup> 独立行政法人の数は、平成13年度の57法人から、多くの特殊法人等からの移行があった平成15年度には95法人になり、現在は104法人。

なお、国立大学法人は現在91法人であり、財政支出は約1.3兆円(平成18年度予算)。

## (5) 随意契約の見直し

随意契約については、公益法人等との間で不透明で非効率な随意契約が行われているのではないかと種々の問題が指摘されているところである。現在、政府において随意契約の適正化のための取組みが進められているが、公共調達においては、一般競争入札が原則であり、随意契約は例外的な場合のみに抑制すべきである。

随意契約の見直しに当たっては、国民からいやしくも疑念を抱かれないものとするべく徹底した見直しを行い、一般競争入札が原則である本来の姿にするべきである。また、例外的に随意契約による場合については、随意契約によることとした理由等について、国民に対する説明責任を十全に果たす必要がある。

随意契約に係る情報の開示については、平成17年度以降、公表基準を大幅に引き下げ、契約の相手方、契約金額、随意契約によることとした理由等について、各省庁のホームページにおいて公表し、透明性を高めるための取組みが行われているところであるが、随意契約に係る情報の公表の更なる充実を図り、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の適切な履行に努めるべきである。更には、随意契約に限らず、公共調達全体について国民に対する説明責任を十全に果たすための情報開示の方法について、検討を進める必要がある。

また、独立行政法人等についても、こうした国の取組みを踏まえ、随意契約の適正化を図り、運営の効率化、合理化を進めていくことが重要である。

## (6) PDCAサイクルの確立

限られた財政資金の効率的活用のためには、「Plan（予算編成）－Do（予算の執行）－Check（評価・検証）－Action（予算への反映）」のサイクルにしたがって、予算がどのように執行され、どのような成果が得られたのかを検証し、その後の予算編成に活用することが重要である。このような取組みは、財政の透明性及び説明責任の向上にもつながるものと考えられる。

予算執行調査については、平成14年度から累計で200事業の調査を行い、予算の無駄の排除・質の向上に一定の成果を上げたところである。今後とも、予算編成過程において、予算執行調査を始めとして、決算及び会計検査院の決算検査報告、各府省が行う政策評価等を積極的に反映・活用することを通じて、予算の質の一層の向上・効率化を図るべきである。

なお、平成18年度予算においては、直近の執行実績を踏まえて、予算積算と執行実績との間の顕著な乖離を一掃する取組みを行ったところであるが、今後とも予算執行実績を的確に踏まえた積算とする努力を継続すべきである。

## (7) 公会計整備の一層の推進

国の財政状況に関する説明責任の履行と財政活動の効率化・適正化に資するため、企業会計の考え方を活用した財務書類の整備が進められてきたところであり、昨年9月には、国全体のフローとストックの財務状況を開示する「国の財務書類(平成15年度)」が作成・公表され、これまで順次整備されてきた財務書類が一通り出揃ったところである〔資料I-4-4、I-4-5参照〕。

今後は、こうした財務書類が十分に活用され、その本来の機能が果たされるようにしていくことが重要な課題であり、当審議会が取りまとめた「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日)〔資料I-4-6参照〕における提言に沿って、財政の効率化・適正化に向けた財務情報の活用の促進等について積極的に取り組むべきである。

特に、企業会計の考え方を活用した財務書類については、一定の基準に基づき性格の類似した団体等との比較を行う上で有用であることに鑑み、地方公共団体同士の財政状況の比較・分析や、独立行政法人の業務実績の評価における類似した形態の業務を行う他法人との比較・分析などにおいてその具体的な活用を図るべきである。

予算書・決算書については、その表示科目を政策評価における「施策」程度の括りと原則として一致させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化を更に進めていく方向で見直しが行われているが、本年度中に検討・検証を終え、平成20年度予算を目途に実施することを目指すべきである。

## II. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

### 1. 基本的考え方

2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化、及びその後の相当程度の基礎的財政収支黒字幅の維持に向けては、厳しい歳出削減を行う必要がある。まずは歳出の各分野において、歳出削減を継続・強化していくことが必要である。この基本的考え方に立ち、以下各歳出分野における中期的な歳出削減方策及び平成19年度予算編成における課題を論じる。

## 2. 社会保障

### (1) 総論

#### ア. これまでの取り組み

高齢化の急速な進展等を受け、社会保障の給付と負担が急速に増大していくという中長期的な見通しの下、当審議会としては、社会保障制度全体に係る国民負担の総量に着目し、制度の持続可能性に対する重大な懸念を指摘するとともに、経済と社会保障のバランス、自助と公助の適切な役割分担、世代間の公平の確保等の観点から、社会保障制度改革の断行を提言してきた。

これらの問題提起に対し、この5年間においては、2度にわたる医療制度改革、診療報酬・薬価の引下げ、雇用保険制度改革、年金制度改革、介護保険制度改革が連年にわたり行われ、給付水準の抑制、公的給付の範囲の見直し、自己負担の見直し等、国民負担の増大の抑制を意識した改革が行われている。この結果、社会保障関係費の自然増については概ね1.1兆円程度抑制されている<sup>7</sup>。

#### イ. 社会保障をめぐる状況

これらの改革により給付水準の抑制を図った上でもなお、高齢化の進展等により社会保障給付は増大しており、その結果、社会保障関係費の伸びも著しく、平成18年度予算では、一般歳出に占める割合は44.4%にまで増大している。

また、今後についても、社会保障給付は経済の伸びを上回って増大していくことが見込まれている。

特に、公費負担（国・地方の税負担で賄うこととされている部分）については、「社会保障に係る安定財源確保についての論点整理」（以下、「論点整理」）  
〔別添1〕参照における試算で示したとおり、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げや、高齢化に伴う医療・介護分野における需要の量的拡大等に伴い、2006年度の28兆円（恩給分0.9兆円を除く）が、厚生労働省試算に基づく自然体の場合、2011年度で36兆円、2015年度で43.5兆円まで増加し、社会保障給付に占める比重が引き続き高まっていくと見込まれている。また、こうした状況は、現在の財政状況を踏まえれば、「論点整理」でも

<sup>7</sup> 過去5年間（平成13年度～平成18年度）の社会保障関係費の推移を見ると、累次の制度改革等による削減（約1.1兆円）や三位一体改革による補助金削減（約1.5兆円）の結果、約3.0兆円の増加となっている。

述べているとおり、医療・介護等の社会保障給付の受益を現世代が受ける一方、それを賄うための税負担は将来世代に先送りされていることになっている。

#### ウ. 今後の取組み

このように、高齢化の進展等を受け、社会保障給付と負担、就中、公費負担の増大が見込まれる中で、国民生活のセーフティネットとしての役割を担う社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことが重要である。このため、社会保障の給付と負担は表裏一体であること、すなわち、給付を抑制しないのであれば負担は増加し、負担を抑制するのであれば給付の削減が必要となることを再確認した上で、給付と負担の水準を国民的な議論の中で選択し、社会保障の給付と負担のバランスを確保していく必要がある。

その際、国民にとって、真に必要な給付とは何かを精査する必要がある。具体的には、

- ・ 自助努力で対応する部分と公的制度で対応する部分の役割分担を検証し、公的分野が関わるべき範囲の見直しを行う。同時に制度間の重複等の見直しを行う。
- ・ 今後、高齢者向けの給付が大きく伸びる中で、高齢者を一律に弱者と捉えるのではなく、年齢を問わず負担能力に応じて積極的な貢献を求め、世代間の公平の確保を図る。
- ・ 医療・介護等の給付は保険料や税負担で賄われていることを踏まえ、サービス提供コストの抑制を図る。

このような見直しを通じて、国民の負担にも目を配りつつ、引き続き給付の重点化・効率化を図っていく必要がある。各制度ごとの改革方策については、これまで当審議会においても具体的提言〔資料Ⅱ-2参照〕を行ってきたところであり、歳出・歳入一体改革を睨み、各制度ごとに明確な時間軸をもって、これらの方策に取り組む必要がある。

その上で必要となる給付に対する負担については、「論点整理」で示したとおり、将来世代に先送りすることがないように、安定的な財源を確保する必要がある。

こうした取組みにより、国民の安心・信頼を確保することが重要である。

#### エ. 平成19年度予算編成

国の財政の持続可能性を確保し、歳出改革を継続・強化するためには、社会保障関係費の自然増の抑制を図ることが引き続き重要な課題となる。上述のように、中長期的な制度の持続可能性を確保する観点から、負担できる範囲内に



給付費の増大の抑制を図っていくためには、給付の重点化・効率化に向けて、少なくともこれまでの改革努力を継続・強化する必要がある。平成19年度予算編成に当たっては、こうした中期的な方針の下、社会保障関係費の自然増を制度改革等により大幅に削減する必要がある。

## (2) 生活保護

生活保護の被保護者数は、伸び率に鈍化はみられるものの、依然増加を続けている。生活保護は、最後のセーフティネットとしての機能を有するものであるが、保障水準や執行状況によっては、モラルハザードが生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害し、更には社会の健全な発展にも影響を及ぼしかねないことから、制度・執行両面において、出来る限り早急に適正化に取り組む必要がある。

### ア. 基準・加算

- ・ 被保護者の属性に着目して一律に適用されている母子加算について、一般世帯との均衡がとれていないことから、廃止を含む見直しが必要である。
- ・ 生活扶助基準について、モラルハザードを生むことのないよう、低所得者世帯の消費実態との均衡の観点から、適正に引き下げる必要がある。

### イ. 制度運営の適正化

- ・ 昨年三位一体改革において、国と地方との間で適正化の必要性について合意が得られたところであり、これを受け、国から生活保護行政の適正運営のために必要な事項を各地方団体に提示し、資産収入調査の徹底等を図っているが、これを強力に進めていく必要がある。
- ・ 生活保護費の中で大きなウェイトを占める医療扶助について、社会的入院の是正、レセプト点検や頻回受診のチェックの強化等の適正化を図る必要がある。

### ウ. 被保護者の自立・就労支援

- ・ 被保護者の自立・就労支援については、関係機関との連携を強化しつつ推進し、保護費の縮減につなげていくことが必要である。
- ・ その際、被保護者の取組みが不十分であり、稼働能力の活用等の要件を満たさない場合には、保護の停廃止を含めて厳格に対応する必要がある。

### (3) 雇用

雇用については、特別会計改革の観点から、雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）の見直しを進めてきた。更に、「行政改革推進法」において、雇用保険の国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討するものとすると言われた。

この特別会計改革の趣旨を踏まえ、雇用保険制度の根幹である失業等給付が、被用者のみを対象とする労使の共同連帯による保険制度であることを考えれば、平成19年度予算編成において国庫負担の廃止を含めた在り方の見直しを行うべきである。

また、雇用保険三事業についても、失業等給付の抑制に資する観点から、事業の在り方そのものについても抜本的な見直しを行う必要がある。

なお、雇用対策については、引き続き、雇用のミスマッチが依然として大きい若年者対策や雇用情勢の地域差の改善、更には、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなり得るような環境整備など、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図っていく必要がある。

### (4) 介護

介護保険については、先般の制度改革により給付費の抑制が図られたところであり、まずは、改革の効果を十分検証する必要がある。ただし、改革後も、給付費が経済の伸びを上回って増大していくことが見込まれていることを踏まえれば、第四期（平成21年度～23年度）に向けて、給付の範囲、自己負担等の見直しを進め、給付費の増大を抑制する必要がある。

### (5) 医療

医療については、医療費、特に高齢者医療費の増大が見込まれることから、医療費の伸びの抑制のための取組みを継続していくことが肝要である。

今般の医療制度改革及び診療報酬改定により、医療給付費の抑制が図られたことにより、医療に係る国民負担は足下の期間はある程度抑えられることになり、まずは、その確実な実施を図っていくべきである。ただし、中期的に見れば、保険料・税といった医療に係る国民負担が上昇していくことが見込まれることから、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、不断の改革努力が求められる。

医療給付費を抑制していくための具体的な改革方策については、当審議会としても、これまで指摘を行ってきたところであり〔資料Ⅱ-2参照〕、これらを念頭に、今後の医療費や医療保険財政の動向等も踏まえ、改革努力を継続していくことが重要である。

## （6）年金

年金については、平成16年に長期的な給付と負担の均衡を図る改正が行われたところであるが、次期将来人口推計を踏まえ、5年以内に財政検証が行われることとなっている。今後の人口構造や産業・雇用構造の動向等も踏まえ、制度の安定性や公平性の観点から引き続き議論を進めていく必要がある。

また、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成16年年金改正法附則において、平成19年度を目途に、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに実施する旨規定されており、これまでの当審議会の指摘を踏まえ、具体的な安定財源（税財源）の確保を図っていく必要がある。

なお、社会保険庁については、これまでも当審議会において、国民年金法に基づく厳格な収納対策の実施や事務運営に対する厳しい批判への対応などを求めてきたところであるが、今回の国民年金保険料の免除等に係る問題も踏まえ、法令に基づく適切な事業執行体制の確立や事業運営の効率化など徹底した改革を断行し、国民の信頼の回復に努めるべきである。

## （7）次世代育成支援

次世代育成支援については、仕事と育児の両立を図るための働き方の見直し等の企業の取組み、子育て支援の地域の自主的取組みなど、国・地方・企業等が一体となった幅広い取組みを子育て家庭の視点に立って進めていく必要がある。

その上で、予算を伴う施策については、限られた財政資金の効率的な使用を図る観点から、真に効果的なものへの重点化を図ることが必要である。

特に多額の財政支出を伴う経済的支援については、少子化対策に係る財政支出の増大が、公債発行により逆に将来世代に負担を先送りする結果とならないよう、具体的な財源の確保が前提となる点を十分に踏まえる必要があり、政策と財源を一体的に議論することが不可欠である。

### 3. 地方財政

#### (1) 行政のスリム化と歳出削減

- ア. 国・地方の財政は、共に厳しい状況にあり、歳出・歳入両面からの厳しい取組みにより財政健全化を果たしていくことは喫緊の課題である。国民負担をより軽減する観点から、厳しい財政状況にある国が歳出削減に努力していくことは当然であるが、公経済の一翼を担う地方財政においても、これまでの歳出削減努力を継続していくことが重要である。
- イ. 地方の歳出を昭和50年度以降の長期的視野で見た場合、国が特例公債の発行を開始し、地方も財源不足対策が恒常化し始めた昭和50年代は、国・地方の歳出の伸びは概ね足並みを揃えて推移してきたが、税収が高い伸びを示したバブル期前後の10年間（昭和60年度から平成7年度）においては、国の一般歳出に比して、地方の一般歳出が高い伸びを示し、その中でも、とりわけ地方単独事業（一般行政経費及び投資的経費）が突出した伸びを示すに至っている<sup>8</sup>。逆に、その後の10年間は、地方の一般歳出や地方単独事業の水準は、下方調整の努力が図られているが、依然として国よりも高い水準にある〔資料Ⅱ-3-1参照〕。
- ウ. 最近5年間においては、2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目標として財政健全化を進め、地方財政計画の歳出水準を約6.2兆円削減するなど、歳出削減努力が継続してきている。今後の中期的な取組みにおいても、この改革ペースを緩めることなく、更に加速していく必要がある。特に、基本的に地方が自ら歳出水準を決定できる地方単独事業・地方公務員給与の削減については、従来の改革努力を継続していくべきである。
- 地方単独事業については、1990年代前半に著しく上昇した後、過去5年間で累計約5.2兆円の歳出削減（地方財政計画ベース）が図られてきたが、依然として高い水準にあり、最近の抑制基調を継続することにより、その水準の下方修正が必要である（地方公務員給与については、4.「公務員人件費」を参照）。地方の特別会計や公営企業、第三セクター等向けの財政支出についても、厳に抑制を図っていくべきである。

<sup>8</sup> 地方の一般歳出や地方単独事業費がバブル期前後（昭和60年度～平成7年度）に伸張した理由の一つとして、いわゆる補助金一括法による補助率引下げの影響（+約0.6兆円）や補助事業から単独事業への一般財源化（+約0.4兆円）の影響も考えられるが、それらを考慮してもなお、同期間の地方の一般歳出の伸び（+約29兆円）や地方単独事業の伸び（+約15兆円）は大きい。

なお、国・地方を通じた行財政のスリム化の観点から、国庫補助負担金の整理合理化にも引き続き取り組んでいくべきである。

## (2) 国・地方のバランスの取れた財政再建の実現

ア. 現在の地方交付税制度は、昭和41年度の地方財政対策に基づき、地方財政の安定的な運営に配慮するために国税3税（所得税、法人税、酒税）に係る交付税率（いわゆる「法定率」）につき、29.5%から32.0%への大幅引上げがなされて以降、所得税等の32.0%という交付税率の水準が基本的に維持されてきている〔資料Ⅱ-3-2参照〕。

当時は、国が昭和41年度当初予算において戦後初めて建設公債を発行し始めるものの、特例公債の恒常的な発行にまで至っていない状況<sup>9</sup>であり、反対に、地方財政においては、景気の急速な悪化を背景とした地方の財源不足の拡大が深刻な問題となっていた。このような地方財政の状況に対し、国と地方は「車の両輪」であるとの考え方に立ち、両者のバランスを取りつつ、地方財政の安定的な運営に配慮するため、国税の一部を地方交付税という形で地方の一般財源とするため、交付税率の引上げを行ったという経緯がある<sup>10</sup>。

イ. このように、歴史を見ても、国と地方という「車輪」の一方が崩れることのないよう、国・地方の財政は適切なバランスを維持しつつ運営されてきた。

翻って、現在の状況を見れば、地方の財政も厳しいとはいえ、

- ・ 基礎的財政収支については、国・地方の双方とも改善しつつあるが、国が▲11.2兆円の赤字（一般会計当初予算ベース）、地方は+4.4兆円の黒字（地方財政計画ベース）となるなど、国が赤字で推移しているのに対し、地方は黒字で推移している〔資料Ⅱ-3-3参照〕、
- ・ 長期債務残高の対GDP比については、地方は下降局面に入ったのに対して、国は依然として上昇基調にある。また、長期債務残高と交付税・譲与税移転後の税収を比べれば、国が税収の17.5倍の長期債務残高を抱えるのに対し、地方の長期債務残高の水準は3.9倍に止まっている〔資料Ⅱ-3-4、Ⅱ-3-5参照〕、

といったように、交付税率の引上げが行われた40年前とは状況が一変し、

<sup>9</sup> 戦後初めての公債発行は、昭和40年度補正予算に際して特例公債として実施された（予算額2,590億円、決算額1,972億円）。翌昭和41年度当初予算から、建設公債の発行が始まり、特例公債が財源手段として恒常的に発行されるのは、昭和50年度補正予算以降である。

<sup>10</sup> 当時の福田蔵相は、国による地方財政への配慮の姿勢を示す言葉として「国と地方の財政は車の両輪」との名言を残している（昭和41年2月14日衆議院予算委員会での有馬輝武議員の質問への答弁）。

地方に比して、国の財政が厳しい状況に置かれている。

- ウ. 今後、国・地方の双方が、累増した債務を円滑に償還し、財政健全化を進めていく上では、国と地方それぞれが自らの財政健全化に向けて目標を設定し、その実現に向けて努力していくことが必要となる〔資料Ⅱ-3-6参照〕。

国・地方の財政健全化の進め方に関しては、国・地方の全体で財政状況が改善すれば足りるとの見解が見られるが、負担が「車輪」の一方に偏って良いとする見解には問題がある。将来にわたって国民負担を極力軽減するとともに、地方債を含めた債券市場全体の信認の指標となる国債の信認を維持していく観点からは、財政状況が極めて厳しい国についても、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化、2010年代半ばの債務残高の対GDP比の引下げなどを目指すべきである。

- エ. バブル崩壊後の地方財政を概観すれば、平成8年度以降にあっては、毎年度の地方の財源不足に対して、財源保障機能の一環として国が追加的に負担する状況が続いてきたが、近年の歳出削減努力などにより、国による歳出歳入差額の補てんの対象となる地方の財源不足は縮小しつつあり、平成18年度においては、約1.4兆円を残すに至っている（いわゆる折半対象財源不足額ベース）。

平成19年度においては、この折半対象財源不足を完全に解消することが必要となる。

- オ. 今後の中期的な地方財政の姿を展望した場合、地方がこれまでの改革努力を継続する中で、現行の制度に基づいた財政移転を続ければ、地方税の自然増収なども見込まれ、地方財政は、これまでの財源不足状況を脱却するとともに、毎年の必要な歳出の見積り額と歳入の見積り額の差額に対して、交付税の法定率により算出される額が上回る状況となると見込まれる<sup>11</sup>。

このような歳出・歳入差額を超える財源は、国債の信認の維持・確保と将来の国民負担の軽減のために用いられるべきであり、地方単独事業を始めとする歳出の増加のための財源に振り向けるようなことは回避すべきである。

この点に関し、「地方交付税は地方固有の共有財源であるから、削減は

<sup>11</sup> 「長期試算」の仮定計算②によれば、一般会計ベースの地方交付税等に関しては、地方歳出につき従来の歳出削減努力を継続すると仮定し、2011年度においても2006年度と同程度の基礎的財政収支の黒字を確保すること等の前提の下で、所要の地方交付税を交付するとした場合には、当該地方交付税額は、現行の地方交付税の法定率で算出した額を下回るという試算結果が出ている〔資料Ⅰ-2参照〕。

許されない」との見解が見られるが、地方交付税の原資は、全国あまねく国民一般が現在及び将来にわたって負担する国民全体の税負担であることを踏まえれば、「専ら地方が用いるべきものであり、国の財政健全化に用いるべきものではない」との発想は、納税者である国民の意図からは乖離しているのではないかと云わざるを得ない。

カ. 国と地方の財政のバランスの取れた健全化を推進する観点からは、地方財政については「真に必要な地方交付税額」は手当てをしつつ、同時に、現行の法定率を「聖域」とすることなく、法定率の引下げを含め、「真に必要な額」を超える額は国民に還元し、国民負担の軽減につなげていくことが必要であり、歳出・歳入の一体の改革において、具体的な還元の進め方を検討していくべきである。

その一つの考え方としては、「長期試算」の仮定計算②におけるように、国と地方の基礎的財政収支の状況を見つつ、両者の財政バランスが回復し、国債残高対GDP比が確実に低下していくまでの間は、地方の基礎的財政収支額の一定額以上を国民に還元、すなわち将来の税負担の増加の抑制のために用いていくという措置が考えられる。

### (3) 地域間の財政力調整の問題

ア. 上述のように、マクロとしての「地方」は、基礎的財政収支が黒字であるなど、国に比べて財政状況が良好であるが、各地方団体から見て、財政状況が健全であるとの実感がわからない一つの理由として、ミクロにおける地域間財政力の格差の存在が考えられる。

イ. 地方の一般財源の基幹は地方税であるが、一般的に、税は、人口・経済活動が集中する都市部に集中してしまう傾向がある。

このような税の地域間の偏在性に由来する財政力格差の調整は、これまでは地方交付税という形で専ら国が担ってきたが、地方税源も、かつて総税収の3割程度の水準であったものが、税源移譲等により45%程度に上昇するなど、著しく充実してきていることを踏まえれば、国が引き続きこのような役割を単独で担うことについても見直し、地方税を中心とする地方独自財源の体系の中で、偏在性を是正する仕組みが考えられて良いと思われる。

ウ. そもそも、地域の財政力調整は、「地方」に固有の問題であり、国に依存しない「自立した地方行財政」を確立するためには、まず「地方」自ら

が財政調整の在り方について取り組むべきである。

当審議会は、地方税制の在り方を直接審議することを任務とはしていないが、国と地方の財政関係の在り方を考える上で、地方交付税制度が、地方税の偏在性に起因する財政力格差を是正する財政調整の役割を専ら担っている状況に鑑みれば、地方税の在り方の問題は、交付税の在り方と表裏一体を成すものであり、地方財政の自立性を高める観点から、地方税における偏在性の問題についても問題提起を行っておきたい。

エ. 偏在性是正という観点からは、地方税のうちでも、地域間の偏在性が大きいとされる地方法人関係二税（法人住民税、法人事業税）については、これまで法人事業税の分割基準の見直しといった偏在性是正に資する取組みは見られたが、更に踏み込んだ取組みが検討されるべきではないか。

他方で、地方消費税は、地域間の偏在性が低い税であるとの指摘が、特に地方行財政関係者からなされることが多いが、地方消費税は、納付時点では地域間の偏在性が大きい税収について、消費に相当する額として、小売年間販売額等や人口・従業者数など偏在性の低い指標を使って地域間清算を行うことにより、結果として偏在性の是正に役立っているという状況にある。

法人関係二税などについて、地域間の税源帰属の在り方を検討することにより、偏在性の緩和を促進するといった取組みが検討されるべきではないかと考える〔資料Ⅱ-3-7、Ⅱ-3-8参照〕。

オ. また、国への財政的な依存を脱却し、「地方が地方自身の問題に取り組む」との基本的な在り方を徹底する観点から、水平的財政調整の制度について、地方公共団体相互においても積極的な検討が進められるよう要請したい。

#### （４）自立した地方財政の確立のために

ア. 歳出・歳入の両面にわたる改革を地方財政においても進めるとともに、累次の建議で指摘してきたとおり、国に依存することのない自立した地方財政を確立するとの考え方に立った改革を進めていく必要がある。

イ. このためには、地方交付税制度における財源保障範囲の縮小や課税自主権の活用などの地方公共団体の自助努力の促進を図る必要がある。

特に、投資的経費に係る地方債の後年度の元利償還金に係る交付税措置については、各団体にとっては国庫補助金と実質的に同じであり、国への



財政依存を強める原因ともなっていることから、廃止していくべきである。

- ウ. 更に、地方交付税を地方団体に配分していく際にも、制度に対する信頼を確保し、透明性・公平性を高めていく観点から、簡素な算定方法に改める改革を進めていく必要がある。

#### 4. 公務員人件費

極めて深刻な財政事情の下、国民の理解と納得を得て歳出・歳入一体改革に取り組むためには、まず政府自らが公務員の総人件費の改革を実行することが不可欠である。特に、近年民間企業が事業再構築・人件費削減の取組みを進めており、公務員への視線には厳しいものがある。

国家公務員人件費（一般会計負担分：4兆9,690億円〔平成18年度〕）については、平成12年度から平成18年度までの間に、▲1兆6,900億円程度の減となっているが、その主な要因は、①独立行政法人化（▲1兆5,300億円程度）、②民間賃金の動向を踏まえた人事院勧告によるマイナス給与改定（▲2,500億円程度）である〔資料Ⅱ-4-1参照〕。また、地方公務員人件費（地方財政計画の給与関係経費：22兆5,769億円〔平成18年度〕）については、平成12年度から平成18年度までの間に、▲1兆500億円程度の減となっているが、その主な要因は、①マイナス給与改定（▲1兆3,300億円程度）、②地方財政計画計上人員の削減（▲6,900億円程度）である。

「簡素で効率的な政府」の実現に向けた公務員の総人件費改革は、最重要の政策課題の一つであり、「官から民へ」の改革を徹底するとともに、公務が最大の能率で遂行されるよう見直しを進め、国・地方ともにあらゆる手段を駆使して公的部門全体の総人件費の削減に徹底して取り組むべきである。

公務員給与は人事院勧告により民間賃金に準拠して設定され、今後経済成長に伴う民間賃金の上昇により公務員人件費も増加することが見込まれる。これに対して、給与・定員両面からの総合的な改革に取り組む必要があり、まずは、「行政改革推進法」に盛り込まれた平成22年度までの改革〔資料Ⅱ-4-2参照〕に、政府一丸となって全力で取り組むとともに、その後も改革を継続していくべきである。

##### （1）国家公務員等

国家公務員の給与に関しては、今年度から、これまでの年功的な給与体系を転換し、地域の民間賃金をよりの確に反映し、職務・職責や勤務実績を適切に給与に反映させるための給与構造の抜本的改革が実施される。この改革は5年

間で段階的に実施されるものだが、まずは、これを着実に実現していくべきである。

更に、民間企業における給与体系や雇用形態等の変化を踏まえ、職員の活力、有為な人材の確保といった観点にも配慮しつつ、職種分類<sup>12</sup>の見直し等の給与体系の柔軟化を検討するとともに、人事院による官民給与の比較方法について、比較対象企業規模や役職要件（部下の人数等）を見直し、今年的人事院勧告から反映すべきである。

また、特殊勤務手当、自衛官や外務公務員等に係る諸手当についても、業務の実態等を精査し、更に見直していくべきである。

国家公務員の定員については、今後5年間で5%以上純減するという目標が設定されているが、「行政減量・効率化有識者会議」の取りまとめに沿って、業務の大胆かつ構造的な見直し等に取り組むことにより、確実に目標を達成すべきである。また、行政機関以外の自衛官、国会・裁判所等についても、聖域とすることなく、人件費削減につなげることが重要である。

更に、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の公的部門についても、国民の厳しい視線が注がれていることを踏まえ、「行政改革推進法」に沿って、国家公務員に準じ、総人件費削減にしっかり取り組むべきである。また、こうした取組みを財政支出の抑制に反映させなければならない。

## （2）地方公務員

地方公務員人件費は、国家公務員人件費の約4.5倍<sup>13</sup>に達し、地方の一般歳出の3分の1を占めるものであり、以下において指摘する給与、定員の両面にわたる取組みを地方財政計画に的確に反映して、地方の歳出総額の一層のスリム化、ひいては地方交付税の縮減につなげていく必要がある。

### ア. 給与

#### ① 地域の民間給与水準のよりの的確な反映

地方公務員給与については、財源が税金であることを考慮すれば、納税者たる国民・地域住民から広く納得が得られるものとするのが何よりも重要である。このため、地方公務員の給与決定に当たっては、それぞれの地域の民間給

<sup>12</sup> 現在、一般職給与法適用者のうち、医療職、研究職等の専門分野以外の全ての職員（17.8万人）が、行政職（一）という一つの俸給表の対象となっている。

<sup>13</sup> 地方公務員人件費は2006年度地方財政計画の給与関係経費（22兆5,769億円）、国家公務員人件費は2006年度一般会計負担分（4兆9,690億円）により計算。

与水準をよりの確に反映する必要がある。

しかしながら、現状、各人事委員会勧告の公民較差率は、ほぼ全国横並びとなっており、また、公民較差が認められる場合であっても、「国公準拠」の考え方のもとで、ほとんどの団体で国と横並びの勧告となっている。このため、地方公務員の給与水準は、地域差が小さく、民間給与の低い地域においては地域の民間給与水準を上回る傾向にある。

現在、地方公共団体において、地域の民間給与の反映といった国の改革の考え方を踏まえた見直しに取り組んでいるところであるが、地域住民から広く納得を得るためには、更なる改革への取組みが不可欠である。

改革に当たっては、各人事委員会が独立専門機関としての機能を十分果たせるよう機能強化を図ることが不可欠であり、更には、そもそもの給与決定の根底にある画一的な「国公準拠」の考え方を刷新し、「地域の民間給与準拠」をより重視する必要がある。

具体的な取組みとしては、国は、地域給与の是正として、ブロック単位で最も低い地域に合わせて俸給水準の引下げを行うこととしたが、地方公共団体については、地域住民の納得が得られるようにする観点からは、都道府県ごと、あるいは市町村ごとに、一層きめ細かに地域の民間給与を反映すべきである。また、民間給与のよりの確な実態反映のためには、人事委員会の行う公民比較の比較対象企業規模の引下げが必要である。更に、ボーナスについて、人事委員会の調査で民間企業の支給月数の方が低いという結果が出ている団体でも、現状では、基本的に、国並びで一律の支給月数となっているが、そうした地域では民間企業の実態を的確に反映すべきである。

② このほか、地方公務員給与を巡っては、

- ・不適正な特殊勤務手当や調整手当の支給
- ・著しく上位級に偏った職員分布
- ・同種の業務を行う国家公務員よりも一段と高い技能労務職の給与

などの問題が指摘されており、その廃止・是正に早急に取り組むべきである。

平成18年3月から給与情報等公表システムの運用が開始され、各地方公共団体から統一的に給与、諸手当等の状況が公表されるようになり、情報公開の観点からは一歩前進が見られたところである。しかしながら、現状、総務省ウェブで各団体の公表データへのリンクは張られているものの、データベース化されておらず、他団体との比較・参照は行いにくい。今後、公表内容の充実と合わせて、こうした点の見直しを行い、地域住民がより使いやすいものになるよう改善を図り、情報公開を改革の起爆剤として、給与・諸手当等の適正化への取組みを加速すべきである。

## イ. 定員

地方公務員の定員については、新地方行革指針において、過去の純減実績（4.6%）を上回る純減を行うこととされており<sup>14</sup>、これを受けて各地方公共団体が掲げた削減目標は、現時点の速報ベースで6.2%（加重平均）となっている。定員の効率化・合理化努力を更に一層推進するとともに、こうした取組みの実態を地方財政計画に的確に反映すべきである。

## 5. 公共事業

### （1）これまでの取組み

公共事業については、これまで、「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定、以下「改革と展望2002」）における「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく」との方針に基づき改革を進めてきた。

即ち、平成14年度予算以降、毎年度▲3%を上回る削減を行い、平成18年度予算における公共事業関係費は7.2兆円と既に平成2年度を下回る水準となるとともに、近年、景気対策のための補正追加は行われていない〔資料Ⅱ-5-1参照〕。

また、この間、歳出削減を行う一方で、毎年度、「安全・安心の確保」、「競争力の強化」、「都市再生」等の諸課題への対応に重点配分を行いつつ、事業の重点化や補助金改革、コスト構造改革や入札契約の見直し、事業評価の活用等を進めてきた。

### （2）今後の課題

公共事業関係費については、上述の通り、これまでの削減により、「改革と展望2002」に示された目安を既に達成したところであるが、平成2年度当時とは我が国の財政状況や公共事業を巡る状況は大きく変化している。このため、今後の公共事業の在り方については、以下の諸点を十分に考慮し、検討を進める必要がある。

- ・ 財政は極めて深刻な状況にある中で、公共事業については、景気対策としてではなく、真に必要な社会資本整備として行うべきである。

<sup>14</sup> 新地方行革指針の削減目標の対象は、公営企業等会計部門を含む総定員（平成17年4月1日現在304.2万人）。

- ・ 社会資本の整備水準が飛躍的に上昇する一方、人口減少社会が到来する状況を踏まえれば、今後の社会資本整備は一層の重点化が不可避である。普及率や整備水準、利用状況、産業構造の変化等を踏まえ、また、費用便益分析の結果を厳格に精査し、個別事業ごとに、量的な拡充からの訣別など抜本的な見直しを行う必要がある〔資料Ⅱ-5-2参照〕。
- ・ コスト縮減を徹底し、効率的な事業執行を図る必要がある。現在、5年間で15%のコスト削減を進めているが、更に、建築分野の単価の官民格差が2～3割にも上っていることやPFI、民間事例等も参考として、コスト削減の取組みを継続していくべきである〔資料Ⅱ-5-3参照〕。
- ・ 特に、一連の談合事件等を契機として公共事業の透明性・効率性に対する不信感は根強い。一般競争入札の拡大など入札・契約に関する改革を徹底するとともに、予定価格の積算（単価、歩掛等）の見直しや最近の落札率の下落を歳出削減につなげる必要がある。
- ・ 社会資本ストックの増大に伴い、今後、維持更新費の増加が見込まれる中で、新規投資の拡大から既存ストックの有効活用へと視点の転換を図りつつ、対象施設の選別や延命化などにより維持更新費についても重点化・効率化を図るべきである。
- ・ 農林水産関係の公共事業は、我が国経済における第1次産業の占める割合の低下や農林漁業従事者の減少等を踏まえ、引き続き、担い手への集中やハードからソフトへの転換など、その内容の見直しが不可欠である。
- ・ 近年の我が国の公共投資の水準は大幅に下がってきたとはいえ、諸外国の平均と比較し、依然として高い水準にあり、とりわけ、公共事業については、諸外国と比較し極めて高い水準にある〔資料Ⅱ-5-4参照〕。

即ち、今後の公共事業については、「改革と展望2002」に示された目安を既に達成したところであるが、我が国の危機的な財政事情に鑑みると、歳出・歳入一体改革を進める中で、更なる重点化・効率化を図ることにより、引き続き、これまでの改革のペースを継続すべきである。

また、平成20年度までに統合することとなっている公共事業関係の5つの特別会計については、事業間の重複や無駄の排除により、予算や組織・定員の効率化を含め統合の効果を高める必要がある。

### (3) 道路特定財源の見直し

特定財源制度については、当審議会は、「財政の硬直化を排除する観点からは、原則として一般財源化を検討すべき」とし、道路特定財源については、「現行税負担水準を維持しつつ、基礎的財政収支の回復に資するよう一般財源として活用を図るべきである。」との考えを示してきた。

政府においては、昨年末の「道路特定財源の見直しに関する基本方針」、及び「行政改革推進法」において、「現行税率水準は維持する。道路特定財源については、一般財源化を図ることを前提とし、納税者の理解を得つつ具体案を得る。」こと等を内容とする基本方針を示している。

従って、道路特定財源については、今後、平成19年度には大幅な余剰が見込まれる状況の中で、こうした基本方針に基づき、基礎的財政収支の回復に資するよう一般財源化を図ることを前提とし、早急に検討を進め、見直しの具体化を図るべきである。

## 6. 文教・科学技術

### (1) 文教予算

文教予算については、対平成13年度で大きく予算額が減少しているが(年率▲6.6%)、この大宗は三位一体改革等の要因によるものであり、こうした特殊要因を除けばほぼ同額の水準となっている。

また、児童・生徒一人当たりの国庫支出額を見ると、近年、児童・生徒数が大幅に減少しているにもかかわらず、教職員の増員が図られてきたこと、教員給与についてもいわゆる人材確保法<sup>15</sup>に基づく優遇措置が取られてきたこと等の結果、大幅に増額している構造となっている。一方、学力低下等、教育をめぐる問題は解決しておらず、内閣府のアンケート調査等によっても、現在の学校教育に対して不満を感じている保護者の割合が4割を超える状況となっている。

このような予算額の推移となっているのは、学校・教師といった教育サービスの供給側を支えることが中心となっている現在の教育予算の構造に由来すると考えられることから、今後は、教育サービスの受け手である児童・生徒等の数に連動する予算へと、改革を進めることが必要になっていると言えよう。そのためにも、以下のような諸点について、抜本的な見直しを行い、従来以上

<sup>15</sup> 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)」(昭和49年2月施行)。

の削減努力を行う必要がある。

#### ア. 義務教育費国庫負担金の見直し〔資料Ⅱ-6-1参照〕

教員給与の優遇措置の根拠となっている人材確保法については、これまで当審議会は繰り返しその見直しの必要性を提言してきたところであるが、先般、教職員給与については人材確保法の「廃止を含めた見直し」を行うこと、教職員定数については「児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせる」ことを盛り込んだ「行政改革推進法」が成立した。当審議会としては、今後、こうした方針を踏まえ、人材確保法の廃止に向けた取組みや教職員定数の純減が着実に実行されることを強く望むとともに、当審議会の場でも引き続きその進捗状況を検証していく。

特に教職員の給与については、教員の能力評価が適切に行われ、それに基づく給与体系とする改革が行われることは教育の質を向上させることにもつながると考えられる。その場合、現在全ての教員が一律に受けている優遇措置を廃止した上でのものとすることは当然である。

また、義務教育に関する諸制度の在り方については、制度の根幹を定める国、広域自治体である都道府県、学校設置者である市町村の役割分担を踏まえて、改革を進めるべきである。

#### イ. 私学助成の見直し〔資料Ⅱ-6-2参照〕

これまで増額が続いていた私学助成については、平成18年度予算において施設整備費を含めたその総額が前年度比で減額となった。今後ともサービスの受け手である学生数の減少が続くことが見込まれる中、私学助成の中核をなす経常費補助についても減額とする必要がある。

また、学生総数の減少が見込まれるなど経営環境が今後とも一層厳しいものとなる中、個々の私学においては経営の効率化に向けた取組みが求められることは当然のことである。その観点からは、現在の私学助成の配分方法については、学生数等に応じて経営のコスト・カットに取り組むインセンティブが働いていない等の問題があると考えられる。現在進められている予算執行調査の結果等も踏まえ、例えば定員割れが続く私学については配分額を従来以上に削減するなど、経営効率化に向けた取組みを促すような配分方法に改善することが求められる。なお、この関連で、各学校における経営効率化の努力を正確に把握するため、私学における経営情報の一層の開示とともに学校法人会計基準の見直しも視野に入れた改革が求められる。

## ウ. 教科書無償制度の見直し〔資料Ⅱ-6-3参照〕

教科書予算については、平成18年度において、製造コスト・供給コストについて相当の効率化が実現したところであるが、今後とも引き続きその取組みを強化する必要がある。特に教科書の供給については、全国約3,500の取次供給所等からなる独自の供給網を前提に、教科書定価の15%を一律に供給手数料として予算計上しているが、他の配送業者による場合の供給コストとの比較を厳格に実施するなど、更に効率的な供給コスト及び供給体制の在り方等について検討を深めるべきである。

また、貸与制を含め有償制に向けた改革に取り組む必要性について、当審議会はこれまでも繰り返し提言してきた。貸与制については、昨年10月の中央教育審議会答申においても「一部の教科書を貸与とすることについて議論の余地がある」と提言していることも踏まえ、個別具体的な検討を進める必要がある。

## エ. 育英奨学金の課題〔資料Ⅱ-6-4、資料Ⅱ-6-5参照〕

育英奨学事業については、近年、貸与規模が急速に拡充されてきたが、規模拡大を上回るペースで延滞債権額が増加し(平成16年度末1,787億円(貸与残高の4.7%))、事業の貸倒リスクが増大している。また、貸付金利の上限を3%に制限していることから、今後の金利動向によっては、将来、事業の金利リスクが拡大し、利子補給金の歳出圧力が大幅に拡大することが予想される。育英奨学事業の持続可能性を確保する観点から、このような事業の貸倒リスク・金利リスクへの抜本的な対応を整えることが急務となっている。

債権回収の強化については、新規返還開始者に係る回収強化や法的措置を前提にした請求督促の強化、請求督促の外部委託による充実などの措置が既に取られているところではあるが、十分な成果につながっているとは言い難い。現在進められている予算執行調査の結果等も踏まえ、債務保証を含めた債権管理の在り方、債権回収の強化につき更に抜本的な施策を具体的に講じる必要がある。

また、金利リスクへの対応としては、現在貸付金利の上限を3%に制限していることの見直しも含め検討していく必要がある。その際、奨学事業における官民の適切な役割分担の観点からの検討も必要となる。

## (2) 科学技術予算

科学技術予算については、これまで、厳しい財政事情の中でも将来への投資であるとの認識のもと、科学技術基本計画等を踏まえ、質の向上を図りつつ、



伸びを抑制しながらも拡充されてきており〔資料Ⅱ-6-6参照〕、政府と民間を合わせた研究費総額の対GDP比は、主要先進国中でも群を抜いた水準にある。

一方で、第2期科学技術基本計画中と比べても更に厳しさを増している財政事情を踏まえれば、毎年度の予算編成に当たっては、科学技術といえども何ら聖域ではなく、官が担わなければならない課題は何かを精選し「選択と集中」を一層強化することを始め、官民の適切な役割分担の下で官民連携を強化すること等により、その成果を社会・国民に還元し、投資効果を最大限に活かしていくことが一層求められる。

このため、例えば、総合科学技術会議が決定した「分野別推進戦略」〔資料Ⅱ-6-7参照〕において非「戦略重点科学技術」とされたものや、これまでの投資による成果を国民へ十分に説明できないものについては基本的に抑制するなどのメリハリ付けを一層強化する必要がある。その際、総合科学技術会議の優先順位付けにおけるSABCの更なる厳正化や独立行政法人等が行う研究開発活動の把握・評価の強化など、科学技術システム改革の着実な実施が求められる。特に、総合科学技術会議による概算要求段階でのSABC付けについては、SAの評価を受けたものが金額ベースで6割超も占めていることに鑑み、今後はSA評価の一層の厳正化が必要である〔資料Ⅱ-6-8参照〕。

更に、研究資金の配分に当たっては、研究費の不正使用問題に対する厳正な対処はもとよりのこと、重複投資や特定研究者への過度な研究資金の集中を排除するための資金配分状況データベースの早期整備、国際的に通用する競争的で魅力ある研究環境を醸成するための審査・評価（「目利き」）体制の強化（例えば、英語による申請・審査）等が求められる。

なお、科学技術を担う独立行政法人においても、不断の業務効率化が求められていることに変わりはない。いわゆるビッグプロジェクトについてもコスト削減努力を怠ることなく、官民連携の強化や外部資金の更なる活用等に努めるべきである。

## 7. 防衛

防衛関係費は、人事院勧告のマイナスによる人件糧食費の減を主因として5年間伸び率ゼロ以下に抑制されてきたが、今後、歳出化経費及び人件糧食費が約8割を占めるといふ硬直化した予算構造もあいまって、従来以上に厳しい削減努力が求められる〔資料Ⅱ-7-1参照〕。

このような中で、先般、防衛施設庁において談合が明らかとなったが、適正かつ効率的な執行を行うべき立場にある者によってかかる行為が行われていたことは誠に遺憾であり、猛省を促したい。今後の施設整備等について、入札手続の改善や事業コストの縮減による効率的な執行を追求し、その結果を予算

に反映するべきである。

#### (1) 我が国国防の水準についての検討

正面装備品については、我が国を巡る防衛環境の変化を踏まえ、優先順位付けの見直しをスピード感を持って行うとともに、ライフサイクルコストの上昇を踏まえ、装備品の数量を維持可能なものとするべきである。

また、現在取組みが進められている統合運用に関しては、装備品等の共通化、後方支援や教育分野の統合を始めとする合理化・効率化策を徹底していくべきである。

今後、総人件費改革が進められることとなるが、聖域を設けることなく、冷戦終結後の防衛環境の変化を踏まえた人員配置の見直しを進めるとともに、教育関係、給食関係などのアウトソーシング等により、自衛官実員削減の取組みを強力に進めていく必要がある。

#### (2) 基地周辺対策の抜本的見直し〔資料Ⅱ-7-2参照〕

先般日米合意のなされた在日米軍の再編は、全体として地元の負担軽減に資するものであり、基地周辺対策経費全体の縮減につなげていく必要がある。また、基地の建設が進まない状況であるにもかかわらず、基地周辺対策を実施している事例が見受けられることから、財政資金を施策の目的にかなったものに集中していく必要がある。

#### (3) 在日米軍駐留経費負担の抜本的見直し〔資料Ⅱ-7-3参照〕

在日米軍に関する特別協定については、導入時と経済財政状況が大きく異なってきた一方、我が国負担額は1,400億円程度の水準で維持されている。現下の厳しい財政状況、更には、在日米軍の再編において我が国が相当程度の支援を行うことが予定されていることを踏まえれば、特別協定の見直しを含め在日米軍駐留経費負担について基本に立ち返って検討を行っていくべきである。

#### (4) 在日米軍再編経費への対応

在日米軍の再編は、地元の負担軽減と抑止力の維持に資する重要な課題であり、適切に予算措置を講じていく必要がある。他方で、中期防衛力整備計画の見直しが行われることとされているが、厳しい財政状況を踏まえれば、その見

直しや各年度の予算編成に当たっては、既存の中期防衛力整備計画や防衛関係費について根本に遡って検討を行い、更に思い切った合理化・効率化を行っていくべきである。

## 8. 政府開発援助（ODA）

我が国は従前より世界有数のODA供与国であり、特に1990年代には主要各国の援助実績が総じて横這い若しくは減少が続いた中で一貫してトップドナーの地位を維持し、現在は世界第2位となっている。他方、一般会計ODA予算については、我が国の厳しい財政事情を反映して、徹底した重点化等に取り組んできており、平成9年度をピークに縮減を図ってきている。

こうした取組みが続く一方で、ODAの執行に関しては、従前からその非効率性が課題とされ、現在でも、①援助先の真のニーズに合致していない、②設計・見積りが現地の仕様水準等から見て割高である、③極めて高い落札率を始め価格決定過程が競争的とはいえないなど、多くの問題点が指摘されている〔資料Ⅱ-8-1、Ⅱ-8-2参照〕。

今後、厳しい財政事情に鑑み、国内事業の歳出削減が課題とされる以上、海外援助も厳しい見直しの継続が不可避である。このため、これまでと同様に一般会計ODA予算は引き続き縮減して、事業量の戦略的拡充と国内の歳出改革への取組みとを両立させるべきである。

その上で、我が国のODAが国際的な評価・信頼を維持し続けるためには、今後、限られた資源で最大の効果が上がるよう、ODAの質の改善が急務であり、制度・執行の全体にわたった改革が必要である。

このため、ODAの目的<sup>16</sup>に鑑み、途上国の自立的発展に資する事業に特化するとともに、我が国外交を効果的に展開する観点から、供与対象地域・分野の戦略的重点化を図るべきである。また、徹底したコスト削減によって費用対効果を最大化するため、包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定するほか、ODA執行の全段階（調査、設計、調達、施工、指導等）を点検し、各々ごとに国際競争入札の導入等を検討・推進していくべきである。更に、ODAの執行を担うJICAについては、人件費・事業費等の徹底した効率化を行いつつ、新たな制度設計・運営に際しては、新組織移行に伴う最大限の効率化を図るべきである。これらの取組みを通じてODAを「質重視」に転換しつつ、その経済・援助効果や外交効果を厳しく検証し、納税者に示すべきである。

なお、国連分担金の負担割合の見直しについては、我が国の分担率が国連における地位と責任の大きさに見合うものとなるよう、引き続き、改定交渉を積

<sup>16</sup> 「我が国ODAの目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することである。」（政府開発援助大綱 平成15年8月29日閣議決定）

極的に進めていくべきである。

## 9. 農林水産

### (1) 近年の取組み

平成11年の「食料・農業・農村基本法」の制定や平成13年のBSEの発生等を踏まえ、近年の農政は、市場原理・競争力・食の安全・多面的機能等へ重点を移し、個別農産物に対する価格支持の廃止、助成対象の担い手への集中化、食の安全対策・耕作放棄地対策・環境対策の強化等を図っている。

農林水産関係予算は、こうした政策転換を踏まえつつ、その内容の見直しを進めた上で、公共事業の大幅な縮減や、米麦の政策改革による食糧管理特別会計繰入の縮減等により総額の削減を図っている。

### (2) 今後の課題

こうした農林水産関係予算見直しの取組みは、なお途半ばと言わざるをえない。現在進展中のWTO交渉等、農林水産業を取り巻く情勢は引き続き厳しい面もあるが、いずれにせよ、厳格な財政規律が確保されなければならない。

平成19年度から農政改革が本格化するこの機を逸することなく、緒についた助成の担い手への集中化等を更に推し進め、以下の課題を始め、公共事業を含めた予算全体について選択と集中を強化し、近年の削減努力を堅持することが必要である。

#### ア. 補助金の見直し

##### ① 米〔資料Ⅱ-9-1参照〕

米については、平成16年度にそれまでの全国一律の転作助成金を改め、地域の自主的な構造改革を支援する「産地づくり対策」へ転換するとともに、経営安定対策の担い手への重点化等の見直しを行った。これは、平成22年度までに、担い手が自らの判断により需要に応じた米生産を行うという「米づくりの本来あるべき姿」を実現するとした「米政策改革大綱」（平成14年12月）に沿った第一段階の見直し結果である。

平成19年度からの第二段階においては、現行の産地づくり対策を見直すとともに、後述する品目横断的経営安定対策との整合性を確保し、経営安定対策については担い手に対象を限定する等、見直しを更に進めるべきである。

## ② 麦・大豆等〔資料Ⅱ-9-2参照〕

麦・大豆等に係る助成については、全農家を対象とする一律的な助成措置が非効率な生産構造の一因となってきたこと等を踏まえ、平成19年産から、新たな品目横断的経営安定対策へ移行する。助成対象については、当審議会の建議にも沿った形で、一定規模以上の担い手に限定することとされており、夏以降、これを前提として詳細な制度が構築される。その際、具体的な助成水準の設定等についても、効率的な経営を前提に、品質や数量に応じてメリハリのあるものとすべきである。

## ③ その他の補助金

畜産・野菜等、他の品目への助成について、政策効果の薄れた施策は廃止するとともに、構造改革に資するため、助成対象を担い手に限定する等の見直しを図るべきである。

また、施設費等の地方向け補助金についても、担い手育成に直結しないメニューの廃止等を進め、三位一体改革に伴う縮減を除いても大幅な削減を図っているが、今後更に、先駆的な取組みへの支援への重点化等を進めるべきである。

### イ. 行政コストの縮減等

以上の補助金の見直しに加え、社会経済情勢の変化に対応した行政の守備範囲の見直しを反映し、行政コストの縮減を図るべきである。

米麦の在庫・備蓄運営については、これまで官民の役割分担の見直し等により経費の節減に努めてきたが、現在、ミニマム・アクセス米の在庫累増に伴い保管経費が増嵩している状況にあり、在庫数量・保管料の削減に向けた取組みを強化していくべきである。

また、定員についても、食糧管理に係る国の関与の見直し等を踏まえた縮減を図ってきたが、今後とも同様の観点から、食糧管理、農林統計、森林管理等につき定員純減を図る必要がある。

## 10. エネルギー対策

エネルギー対策費は、これまで歳出全体にわたる事務事業の効率化等を進めることにより、予算の縮減を図ってきた。エネルギー対策においては、今後も安定供給の確保や地球温暖化問題等への着実な対応が求められているが、これまで行

ってきた各施策の効果や効率性等を厳しく検証し、一層の重点化・効率化を進め、引き続き歳出を抑制していくべきである。

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（以下、石油特会）では、特会歳出が特定財源（石油石炭税収）の水準を大きく上回っている構造を解消する必要があり、特会歳出を税収に見合った水準に削減し、その後も抑制すべきである〔資料Ⅱ-10 参照〕。具体的には、備蓄事業を始めとする石油対策予算において更なる効率化を図るとともに、省エネルギー対策や新エネルギー対策においても、例えば研究開発事業において評価を厳格に活用することや、平成10年度から開始したハイブリッド自動車の普及促進事業等の補助事業において、補助の効果や必要性等を厳しく検証するなど、歳出全体を厳しく見直すべきである。また、平成19年度に石油特会との統合等が予定されている電源開発促進対策特別会計についても、事務事業全般にわたり効率性等を厳しく点検し、歳出が税収（電源開発促進税）に見合った水準となるよう更なる見直しを進めるべきである。電源立地地域対策交付金については、交付金活用事業の成果の評価、公表に向けた取組みが進められているが、今後、評価結果を有効に活用することにより事業の効率性等の改善を図っていく必要がある。

また、特会繰入以外についても、今後ITER（国際熱核融合実験炉）関係経費等が見込まれるが、施策の重点化等を一層進めることで歳出を抑制すべきである。

## 11. 中小企業対策

中小企業対策費については、これまで、財投改革による資金調達コストの低下を背景に政府系金融機関への財政支出が大幅に減少したが、補助金等政策的経費は各種の新規施策を実施し、実質的に増額してきた。これは、デフレの状況下、中小企業が厳しい経営環境におかれていたことから、中小企業対策費は他に比して優遇されてきたものと考えられる。しかしながら、業種や地域によって濃淡はあるものの全体として中小企業の業況も改善しており、中小企業対策費も歳出改革の例外ではなく、他の諸経費と同様重点化しつつ厳しく削減していく必要がある。

政府系金融機関については、経営の効率化やリスクに対応した金利の設定を推進し、収支差補給金等の財政支出への依存を縮減していくべきである。また信用補完事業については、リスクに対応した保証料率の導入は評価されるが、部分保証制度は未だ実現しておらず、早期に導入すべきである〔資料Ⅱ-11 参照〕。なお、民営化する政府系金融機関の政府出資の取扱いについては、国の資産として適正に管理し、国民への説明責任を十分に果たすことが必要である。

補助金や独立行政法人への財政支出等の政策的経費については、経営アドバ

イス、技術開発、資金調達、人材育成、再生支援など幅広い観点から様々な支援策を講じてきているが、施策の在り方を不断に見直し、重複を排除し、真に必要なものに重点化していくべきである。また、過去多額の不用を計上している事業もあり、補助金等政策的経費全体でも相当額の不用が出ていることを踏まえ、厳しく抑制していくべきである。

## 12. 治安対策〔資料Ⅱ-12-1、Ⅱ-12-2参照〕

治安関連予算<sup>17</sup>については、重要犯罪の増加など依然として厳しい状況にある治安情勢に適切に対処するため、他分野に比べ重点的な配分を行い、人事院のマイナス勧告による人件費の減といった影響を除けば、過去5年間ではGDP成長率を若干上回る年率0.9%程度の伸びとなり、平成18年度予算は約8,500億円となっている。

但し、治安関係部局の定員などの体制整備については、これまでも非治安部局も含めた一層のメリハリ付けを図るとともに、費用対効果を十分検証した上で、PFIの活用や民間委託を拡充することによって、効率的かつ機動的な体制整備を図り、歳出抑制に向けた努力を行ってきているところであるが、今後も、これらの努力を引き続き行うべきである。

不法滞在者対策については、関係機関との連携を強化するとともに、業務の一層の合理化や機械化を進め、効率的な水際対策や在留外国人管理を実施すべきである。

再犯防止対策についても、平成18年度に拡充した諸施策の効果を踏まえ、情報の集約化を図るなど、地域社会・民間企業の一層の協力を求め、効果的な社会復帰支援を行うべきである。

また、海上保安庁や警察庁の船舶・航空機等の大量更新に対応すべく、補修等による既存装備の長寿命化、調達コストの低減、業務全体の効率化などを行う必要がある。

<sup>17</sup> 治安関連予算とは、便宜上、法務省の治安関係5部局、警察庁、海上保安庁の予算を合計したものである。

— 社会保障に係る安定財源確保についての論点整理 —

平成18年6月



## はじめに

- 1961年（昭和36年）に「国民皆保険・皆年金体制」がとられてから、すでに半世紀近くが経過し、その間社会保障制度は国民の健康を維持し生活を支える上で幅広い役割を担ってきた。しかしながら、予想を上回る少子高齢化の進展や医療の高度化、更に家族の扶助機能の低下など、経済社会が大きく変化する中で、現世代の受益である給付費は急速な増大を続けてきた一方、それに見合った国民負担、特に税負担が十分に確保されてこなかった。このため、65歳以上人口が20%を超え、本格的な高齢化社会の入口にある現在において、社会保障制度の持続可能性に対する不安が高まっており、給付と負担の両面から制度の根本に立ち返った見直しが必要な状況に至っている。
- また、現在、約90兆円にも上る社会保障給付費のうち約3分の1は公費負担、つまり国・地方の税財源で賄うこととされているが、国はそのうち約4分の3を負担しており、その規模は既に国の一般歳出の半分に近づきつつある。今後高齢化等に伴って公費負担額は一層増加し、現行制度の下では、社会保障給付に対する公費負担の比重は引き続き高まっていくことが見込まれている。
- こうした中で、昨年5月に行った「社会保障給付等に係る長期試算」においても、「社会保障給付費をできる限り抑制した場合でも多額となると見込まれる公費負担をどのように賄っていくのかなどについて幅広く議論し、将来にわたり持続可能で安定的な社会保障制度を構築していくことが重要である」と指摘したところである。
- 財政制度等審議会財政制度分科会においては、本年2月より、「歳出・歳入一体改革」に関する様々な課題についての議論を進めているが、先般、財務大臣から、経済財政諮問会議における「歳出・歳入一体改革 中間とりまとめ」（2006年4月）の内容も踏まえつつ、社会保障に係る安定的な財源確保に関する論点について、検討の要請があったところである。
- 今般、こうした要請も踏まえ、今後の議論の素材として、社会保障給付に係る公費負担の将来見通しについて試算を行うとともに、それを踏まえた上で、社会保障に係る安定的な財源確保についての論点を整理した。
- 政府においては、本年6月を目途に、「歳出・歳入一体改革」について、「選択肢」及び「改革工程」を明らかにすることとされており、本資料が、将来に向けてどのように持続可能な社会保障制度及び財政制度を確立するかについての国民的な議論の一つの素材として用いられることを期待したい。

## I 社会保障給付に係る公費負担<sup>(注1)</sup>の長期試算

- 社会保障については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し（2004年5月）」を基に、2005年度の社会保障給付費等を出発点とした長期試算を昨年5月に行ったが、その後新たに、厚生労働省より、今般の医療制度改革後の姿を反映した給付と負担の将来見通し（「社会保障の給付と負担の見直し—平成18年5月—」以下、「18年5月厚労省推計」）が示されたところである。
- 今回の試算では、この18年5月厚労省推計を基にしつつ、仮に社会保障給付に係る公費負担を一定の考え方に従って抑制した場合の2011年度及び2015年度の公費負担の姿等を機械的に算出することとしている<sup>(注2)</sup>。
- なお、本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。また、ここで示されている消費税率換算の数値は、あくまでも公費負担の規模を分かりやすく示すための機械的な試算結果であり、消費税率をどの程度とすべきか等について予断をもって示すものではない。

---

<sup>(注1)</sup> ここでいう「社会保障給付」は、年金・医療・介護等、全国共通の社会保障制度を通じて国民に提供される給付であり、一部の地域で独自に行われている給付は含まれていない。また、行政執行部門が制度実施のために要する人件費や事務費等の経費や施設整備費等も含まれていない。

社会保障給付に係る「公費負担」は、社会保障給付を賄うために国・地方を通じて税財源で負担することとされている金額である。

<sup>(注2)</sup> 試算結果として示した社会保障給付に係る公費負担及びその消費税率換算の数値については、0.5ポイント単位で表示している。

## 1. 試算の前提

(経済前提)

- 本年3月に示した国の一般会計の長期試算の経済前提のうち、2011年度に名目経済成長率が3%に達するケースを用いている。

(試算1：厚労省推計に基づく自然体（ベースライン）)

- 18年5月厚労省推計における社会保障給付に係る公費負担（恩給分（2006年度：0.9兆円）を除く。以下同じ）の国民所得比を基に、経済前提の相違等を調整して試算。

(試算2：これまでの改革努力を継続)

- 過去5年間（2002年度以降）の主な社会保障制度改革の公費削減と同程度<sup>(注3)</sup>の削減を2007年度以降においても実施するものとして試算。

(試算3：経済成長率並みに抑制)

- 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額を除く社会保障給付に係る公費負担を経済成長率並みに抑制するものとして試算。

---

<sup>(注3)</sup> 5年間でGDP比約0.3%（過去5年間の主な社会保障制度改革による国庫負担削減額約1.1兆円のGDP比及び公費負担における国庫負担の割合を踏まえて計算）として、機械的に試算。

## 2. 試算結果

(厚労省試算に基づく自然体 (ベースライン))

- 本試算によれば、社会保障給付に係る公費負担は、試算1 (ベースライン) では、2006年度の時点の28兆円が2011年度には36兆円、2015年度には43.5兆円まで増加することとなる。
- 但し、この見通しには、例えば、医療における生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化効果や介護予防給付の導入効果なども織り込まれている。今後、その効果が見込みどおりに現れるか否かを適時に検証し、見通しと実績との間に乖離がある場合には、施策の見直しを実施していく必要がある。

(抑制ケースと消費税率換算)

- 本試算によれば、
  - ① 試算2 (これまでの改革努力を継続) の場合には、2011年度時点で34.5兆円、2015年度時点で40.5兆円となり、ベースラインに比べ、それぞれ▲1.5兆円、▲3.5兆円程度抑制されることとなる。
  - ② 試算3 (経済成長率並みに抑制) の場合には、2011年度時点で34兆円、2015年度時点で38.5兆円となり、ベースラインに比べ、それぞれ▲2兆円、▲5兆円程度抑制されることとなる。
- これらの試算における公費負担の規模を具体的にイメージするために、機械的に消費税率で換算<sup>(注4)</sup>すると、試算1 (ベースライン) では、2006年度時点の約12.5%から、2011年度時点では約14.5%、2015年度時点では約15.5%に相当することとなる。
- 同様に、公費負担を抑制した場合について消費税率で換算すると、
  - ① 試算2 (これまでの改革努力を継続) の場合には、2011年度で約13.5%、2015年度で約14.5%に相当することとなり、試算1のベースラインに比べそれぞれ消費税率約▲0.5%、約▲1%相当分の抑制となる。
  - ② 試算3 (経済成長率並みに抑制) の場合には、2011年度で約13.5%、2015年度で約13.5%に相当することとなり、ベースラインに比べそれぞれ消費税率約▲1%、約▲2%相当分の抑制となる。

<sup>(注4)</sup> 公費負担における国・地方の負担割合や消費税収の国・地方の配分割合を捨象して考えるとともに、消費税率に応じた歳出増加額も勘案した純税収 (2006年度で1%当たり2.2兆円) を用いて換算している。

- このように、公費負担を消費税率換算で見ると、足下の2006年度においても、既に約12.5%必要となる水準にあるが、
  - ① 今後、試算3のように、公費負担を経済成長率並みまで抑えた場合でも、これに加え、基礎年金国庫負担割合の引上げ分（消費税率換算で1%強）の財源が必要となり、
  - ② 試算2のように、そこまで抑制できない場合には、所要消費税率は更に徐々に上昇していくこととなる。

（まとめ）

- これまでの社会保障制度改革において、将来に向けた給付と負担の水準を抑制する努力が行われてきたものの、本試算の結果によれば、社会保障給付に必要な公費負担は、高齢化の進展等に伴い、現行制度の下では引き続き経済の伸びを上回って増加することが見込まれる。
- 特に、2009年度までには基礎年金国庫負担割合を2分の1へ引き上げることとされており、さらに、2010年代半ばには、いわゆる「団塊の世代」が基礎年金の受給者となる年齢を迎えるとともに、高齢者医療や介護といった社会保障サービスへの需要が急激に高まることから、社会保障給付に係る公費負担に大きな増加圧力がかかることが見込まれている。
- 一方で、必要な公費負担を賄うだけの安定的な税財源は確保されておらず、給付と負担のバランスが図られない状況が続いている。
- 給付と負担の具体的な水準については、国民的な議論の中で選択していく必要があるが、いずれにしても、社会保障の給付と負担は表裏一体であり、給付を抑制しないのであれば負担は増加し、負担を抑制するのであれば給付の削減が必要となる。これを大前提として、早急に給付と負担のバランスを確保する必要があり、今後ともこれまでの改革努力を緩めることなく給付と負担の不断の見直しを行うとともに、必要な給付に対する公費負担をどのように安定的に賄っていくか早急に検討を深める必要がある。

## Ⅱ 社会保障の安定的な財源確保に関する論点整理

(安定的財源確保の意義)

- 社会保障給付は、現世代における各個人が受益するものであるが、財政赤字が多額に上るような状況の下では、そのために必要な公費負担を現世代が負担する税財源によって賄うことができず、将来世代の税負担に先送りされる状態となっている<sup>(注5)</sup>。
- 人口減少下において将来世代への負担の先送りを続けていけば、世代間の不公平を更に拡大するとともに、将来世代に過度な負担を課すことになりかねない。こうした状況は持続可能とは言えず、これを放置すれば、社会保障制度そのものに対する国民の不安や不信を招くこととなりかねない。
- また、我が国の財政全体の中で、社会保障に要する費用は近年の最大の歳出増加要因であり、これにどのように対応するかが財政全体の持続可能性確保にとっても重要な課題となっている。
- したがって、社会保障給付について不断の見直しを行いつつ、必要な給付に対する公費負担について安定的な財源を確保することによって、将来世代への先送りを止め、給付と負担のバランスを図ることは極めて重要である。それによって、社会保障制度及び財政全体の持続可能性が確実なものとなり、国民の安心・安全が確保されることになると考えられる。

(参考1) 経済財政諮問会議「歳出・歳入一体改革 中間とりまとめ」(抄)

(2006年4月)

原則5 「将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する」

- ・ 社会保障のための安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りをやめる。
- また、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについて、平成16年年金改正法附則において、「平成19年度を目途に、・・・所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度まで」に実施することとされており、財源確保が重要な課題となっている。その検討に際しては、与党税制改正大綱

<sup>(注5)</sup> 年金、医療、介護等の社会保障の財源については、社会保険方式の下、社会保険料が中心となっており、年金については賦課方式を基本として運営されているところであるが、これまで行われた制度改革などにより、保険料で賄うこととされている部分については、現在のところ概ねそれに見合った水準となっている。一方、公費、すなわち税財源で賄うこととなっている部分については、それに見合った税負担は確保されておらず、将来世代への負担の先送りが続いている。公費負担は、今後さらに増加を続け、社会保障給付における比重が高まっていくことが見込まれ、それによってさらに負担の先送りが拡大することとなる。

も踏まえ、社会保障の安定的な財源をどのように確保するかもあわせて検討する必要がある。

(参考2) 平成18年度税制改正大綱(抄)

(平成17年12月15日、自由民主党・公明党)

税制面において、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的な改革を実現させるべく、取り組んでいく。

(財源についての考え方)<sup>(注6)</sup>

- これまで述べてきたように、現世代の受益である社会保障給付に係る公費負担については、現世代の負担によって安定的な財源を確保することが合理的であると考えられる。

(参考3) 平成11年度(1999年度)予算以降、基礎年金、老人医療、介護のための予算については、毎年度の予算総則において、国の消費税収(地方交付税の法定率分(29.5%)を除く)を充てることが明記されており<sup>(注7)</sup>、これは、上記のような考え方にも沿ったものと考えられる。

- 本来、将来世代に先送りすべきでないのは、高齢者向け給付に係る公費負担に限られるものではない。先送りを止めるとの観点からは、社会保障給付全体に係る公費負担について、国・地方を通じて必要な負担に見合う安定的な財源を確保する必要がある。
- その際、社会保障制度は国民全体が互いに支え合う仕組みであることから、そのための公費負担の財源については、国民全体で広く公平に負担するものとなっていることが適当である。
- とりわけ、少子高齢化が進展し勤労者数の減少が見込まれる中で、勤労世代に過重な負担を求めることとすれば、経済社会の活力を損なうこととなるため、活力を維持する観点からも、広く公平に負担を求めることが適当と考えられる。また、高齢者を制度により支えられる側として捉える考え方を見直し、高齢者も含めて国民全体が負担する形で財源を確保すれば、世代間の公平も図られることとなる。
- さらに、社会保障給付に係る公費負担は持続的に増加することが見込まれており、制度に対する国民の信頼を維持する観点からは、経済動向等に左右されにくい安定的な財源を確保することが適当と考えられる。

---

<sup>(注6)</sup> 社会保障の在り方に関する懇談会の報告書(「今後の社会保障の在り方について」、2006年5月)においても、

- ・ 社会保険料負担や税負担が特定の世代等に過重なものとならないように配慮することが重要
- ・ 年金・医療・介護等、国民全体として互いに支え合う社会保障給付に係る公費負担については、将来世代に先送りすることがないよう、現世代が広く公平に分かち合う必要
- ・ 社会保障制度への信頼を高め、財政の持続可能性をより確かなものとするために、その財源を安定的に賄えるような財政基盤を確立する必要
- ・ 今後、少子高齢化の一層の進展が見込まれており、持続的な経済社会の活性化を実現する観点から、消費税を含む税制全体の改革を検討し、世代内及び世代間の負担の公平を図ることが重要といった指摘がなされている。

<sup>(注7)</sup> 平成18年度予算における基礎年金、老人医療、介護に係る経費(国庫負担分)の合計は12.1兆円。消費税収(国分、交付税除き)は7.4兆円となっている。

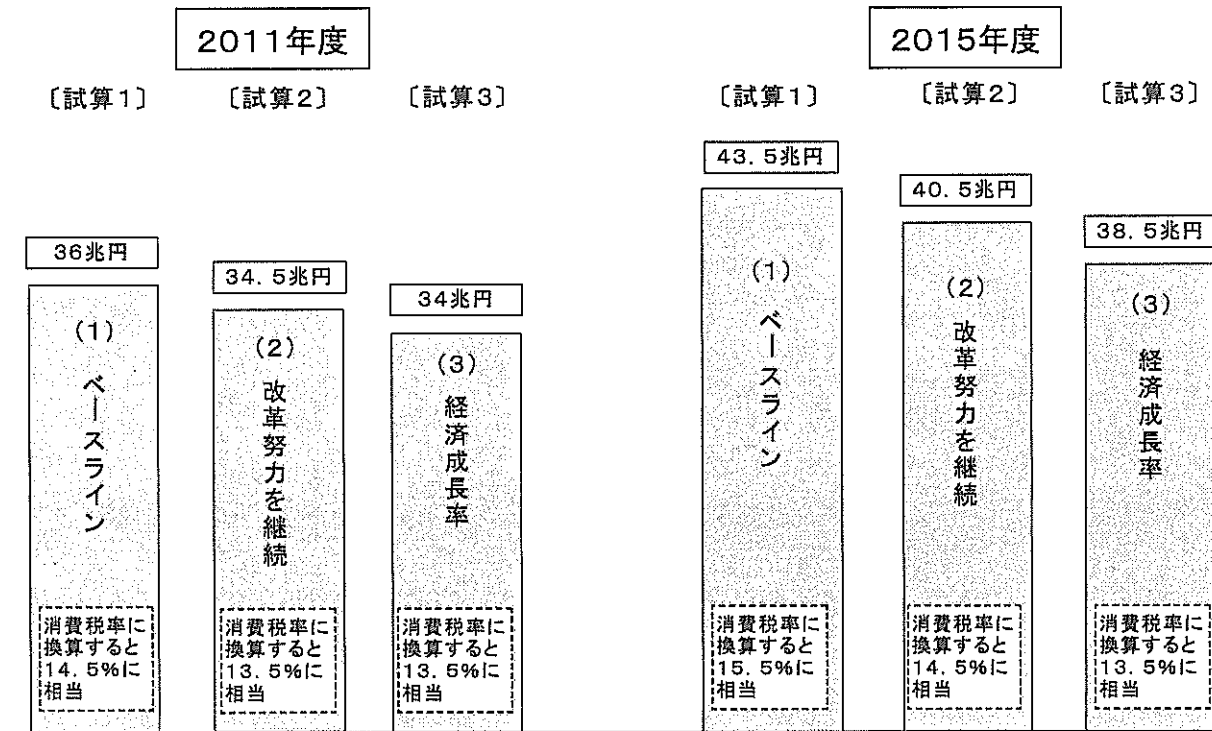


- 経済財政諮問会議における「歳出・歳入一体改革 中間とりまとめ」においては、「新たな国民負担による財源は、官の肥大化には振り向けず、国民に還元することを明確にするなど国民の理解を深める。」との考え方が示されている。国民から新たな負担を求める場合、具体的な手法等は今後幅広く検討が行われる必要があるものの、これを社会保障給付に充てることを明確にすることは、国民の理解を得る観点からは意義があるものと考えられる。
- また、社会保障給付に係る公費負担について、現世代で広く公平に負担を分かち合うことを明確にすることによって、国民一人ひとりが制度を支えるとの意識が醸成されることも期待される。
- 他方で、社会保障に関する費用のうち、社会保障給付には含まれない人件費や管理費など行政執行部門に係る経費については、他の行政経費と同様、総人件費改革等の下、できる限り効率化・合理化を図っていくことが重要であり、新たな負担によって財源を手当てすることは慎重に考えるべきである。
- また、一部の地域で独自に行われる社会保障に関わる給付については、それぞれの地域の政策判断で行われているものであることから、財源についてもそれぞれの地域において独自に手当てすべきであることは言うまでもない。

(財政全体との関係)

- これまで述べてきたとおり、社会保障のために必要な税負担を、将来世代に先送りせずに安定的に確保することは、財政の持続可能性確保にとっても、極めて大きな意義がある。
- 但し、国の財政全体の健全性に対する信認を維持するためには、国債残高（GDP比）を発散させず、これを低下させる道筋、方向性を示す必要がある。社会保障に必要な財源を安定的に確保したとしても、それはその時点以降の社会保障の公費負担について収支バランスを均衡させることを意味するのみであり、過去に累積した国債残高をGDP比あるいは実額で見ても低下させていくためには、それ以外の別途の財政収支改善努力が必要となる。
- 本年3月に示した国の一般会計に係る長期試算では、中長期的に財政運営の信認を維持する観点から、国債残高対GDP比を確実に反転させて安定的に引き下げていくために、2010年代半ばにおいて、少なくとも対GDP比+1.5%程度のPB黒字幅が必要である旨を示したところである。
- そのためには、これまで述べてきた社会保障の安定財源確保を図るとともに、社会保障以外の分野における徹底した歳出削減等の財政収支改善努力が必要であることに留意が必要である。

# 社会保障給付に係る公費負担の将来見通し



(注)消費税率への換算は、消費税率に応じた歳出増加額も勘案した純税収ベース。

あくまでも公費負担の規模を分かりやすく示すための機械的な試算結果であり、消費税率をどの程度とすべきか等について予断をもって示すものではない。

高齢化の進展に伴い、給付に必要な公費負担の水準は、現行制度の下では引き続き経済の伸びを上回って増加する見込み。

## 【試算の前提】

経済前提:「国の一般会計の長期試算」(平成18年3月、財政制度等審議会起草検討委員提出資料)のうち、名目成長率が2011年度に3%に達するケース

試算1(ベースライン) :18年5月厚労省推計の社会保障給付に係る公費負担(恩給分を除く。以下同じ)を基に、経済前提の相違等を調整して試算。

試算2(改革努力を継続):近年の社会保障制度改革の公費削減と同程度の削減を2007年度以降も実施するものとして試算。

試算3(経済成長率) :基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額を除く社会保障給付に係る公費負担を経済成長率並みに抑制するものとして試算。

(※1) ここでいう「社会保障給付」は、年金・医療・介護等、全国共通の社会保障制度を通じて国民に提供される給付であり、一部の地域で独自に行われている給付は含まれていない。

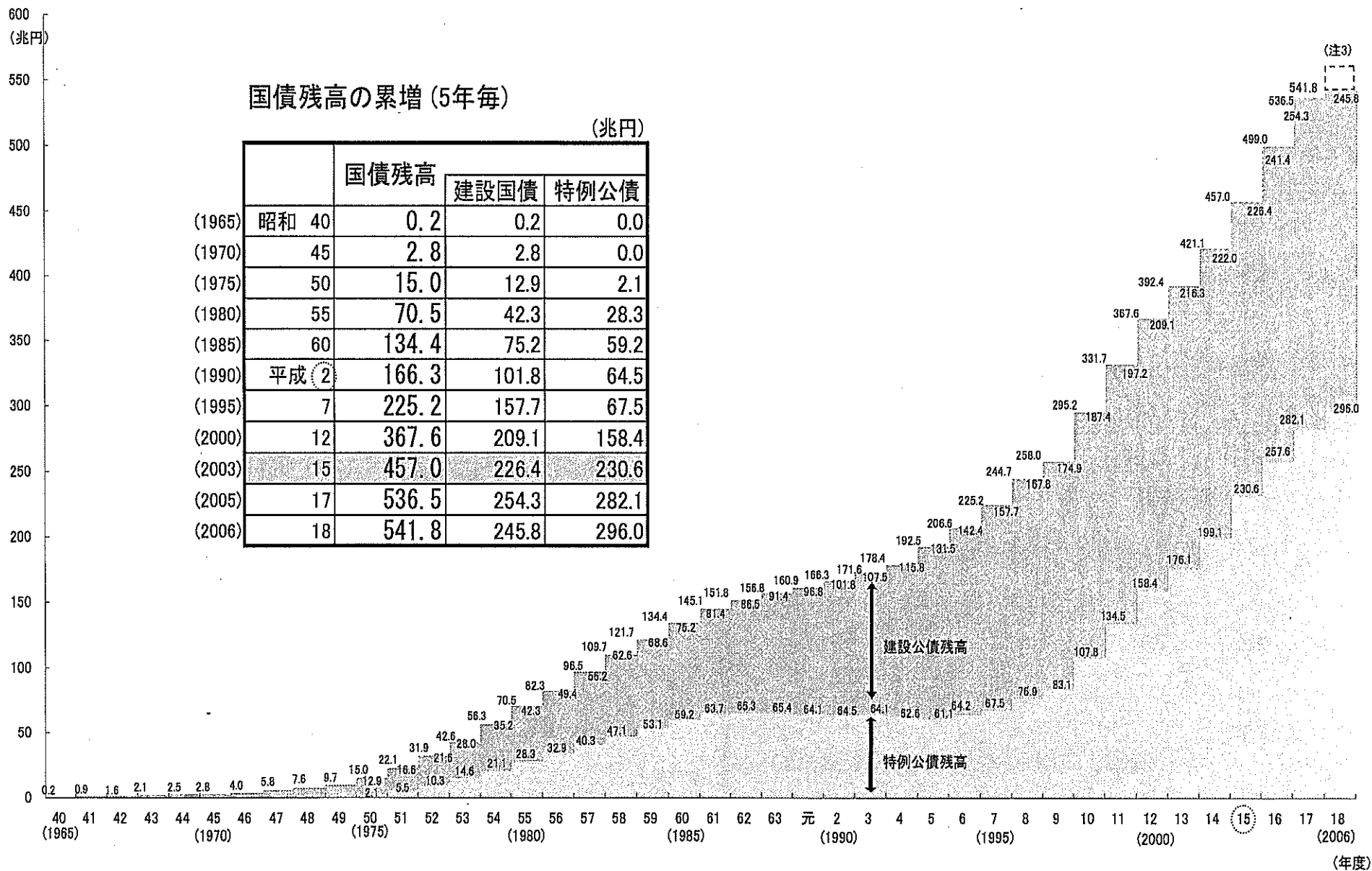
また、行政執行部門が制度実施のために要する人件費や事務費等の経費や施設整備費等も含まれていない。

社会保障給付に係る「公費負担」は、社会保障給付を賄うために国・地方を通じて税財源で負担することとされている金額である。

(※2) 試算結果として示した社会保障給付に係る公費負担及びその消費税率換算の数値については、0.5ポイント単位で表示している。

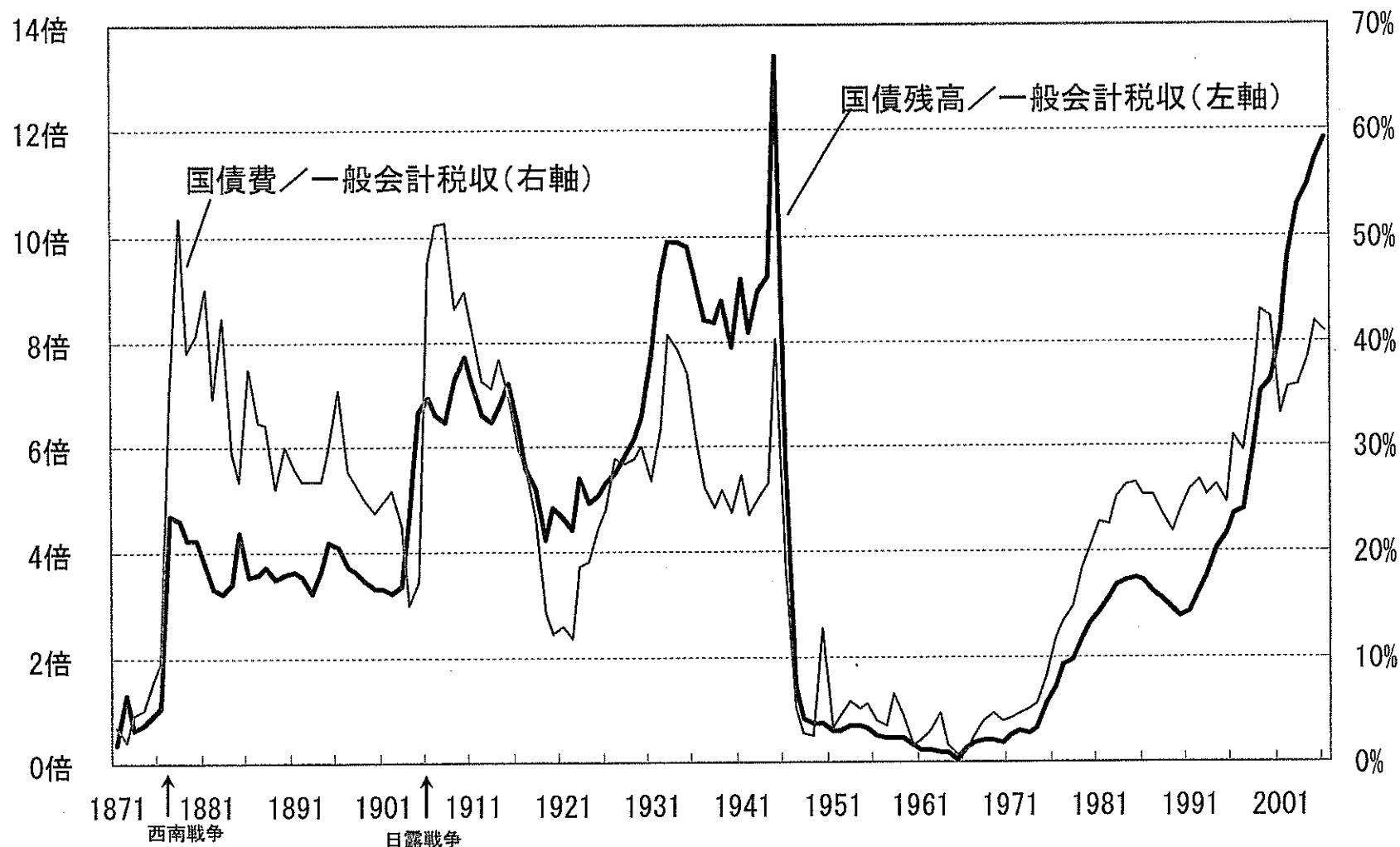
# 資 料

# 国債残高の累増



- (注) 1. 国債残高は各年度の3月末現在額。ただし、17、18年度は見込み。  
 2. 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。  
 3. 平成18年度見込みの残高は、財政融資資金特別会計の金利変動準備金からの繰入(12兆円)を見込んだ額。  
 4. 17、18年度の翌年度借換債の前倒発行限度額を除いた見込額はそれぞれ、506兆円程度、517兆円程度。

## 国債残高、国債費の税収に対する比率（明治～平成）



(注1) 一般会計税収は租税と印紙収入の合計。

(注2) 1871年度から1964年度までは長期国債、1965年度からは普通国債で、ともに政府短期証券と借入金を除く。

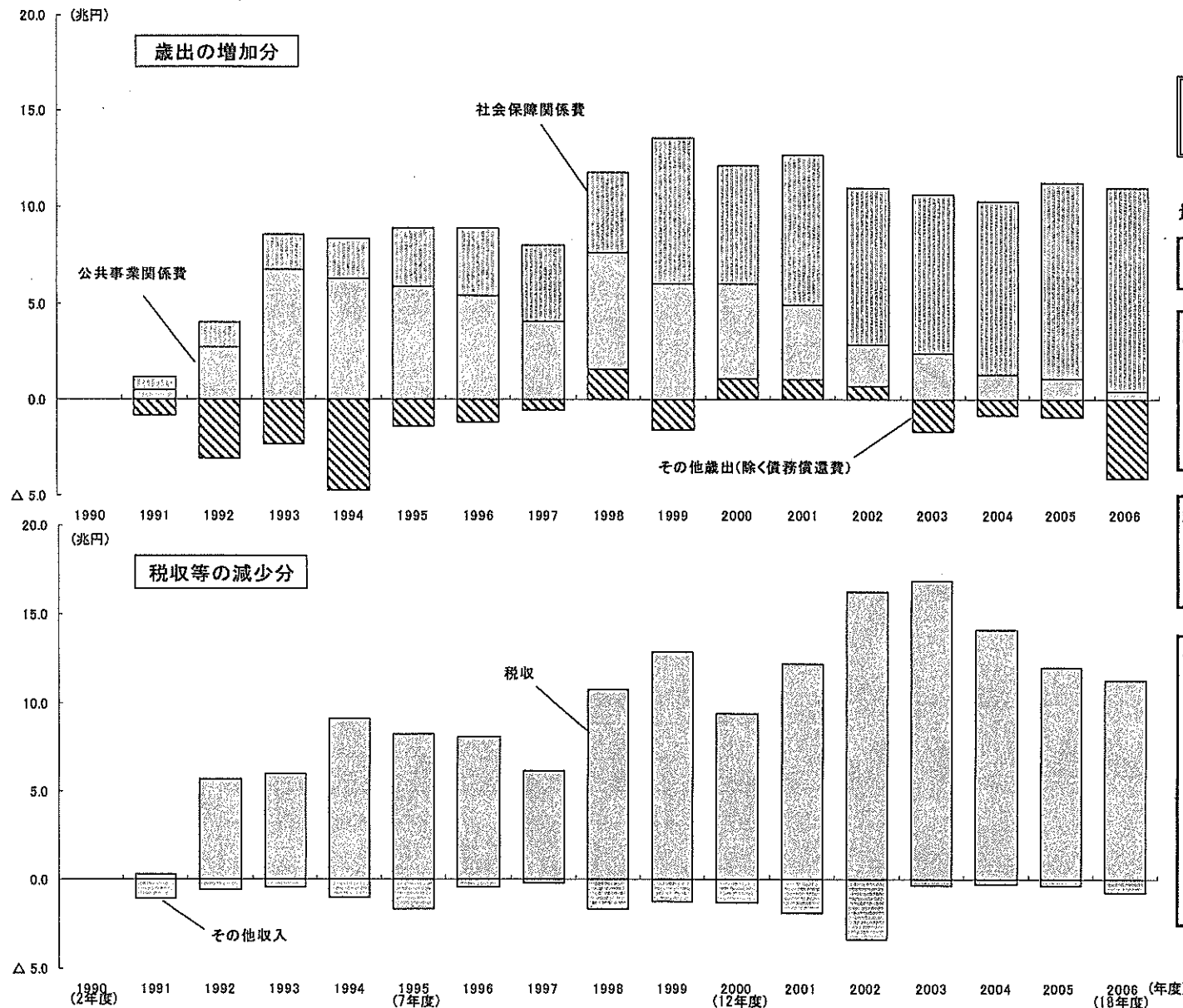
(注3) 計数は、2004年度までは決算、2005年度は補正後予算、2006年度は当初予算。

(出所) 1964年度までは『明治以降本邦主要経済統計』日本銀行統計局、1966年。

1965年度からは『金融経済統計月報』日本銀行調査統計局、『一般会計歳入歳出決算』(各年度版)財務省主計局。

『国債の歴史』富田俊基著(2006年、東洋経済新報社)

# 1990年度を基準とした普通国債の残高増加の要因分析



1990～2006年度の 普通国債残高増加額	375.5 兆円
---------------------------	-------------

## 増加要因の内訳 (兆円)

1990年度の収支差(2.8兆円)累計 (注3)	45.4
-----------------------------	------

歳出の増加分	129.1
社会保障	88.3
公共事業	59.8
その他歳出	△ 19.0

税収等の減少分	142.1
税収	158.8
その他収入	△ 16.7

その他の要因	58.9
国鉄・林野等 債務承継分	25.8
借換債の前倒発行による影響 (注4)	23.6
財融特会の準備金による 買入消却	△ 12.0
預金保険機構への交付国債 償還のための一般財源	9.0
その他の要因	12.5

(注1)2004年度までは決算、2005年度は補正後、2006年度は予算ベース。

(注2)三位一体改革に伴う税源移譲額については、歳出、歳入それぞれに移譲額を機械的に加算している。

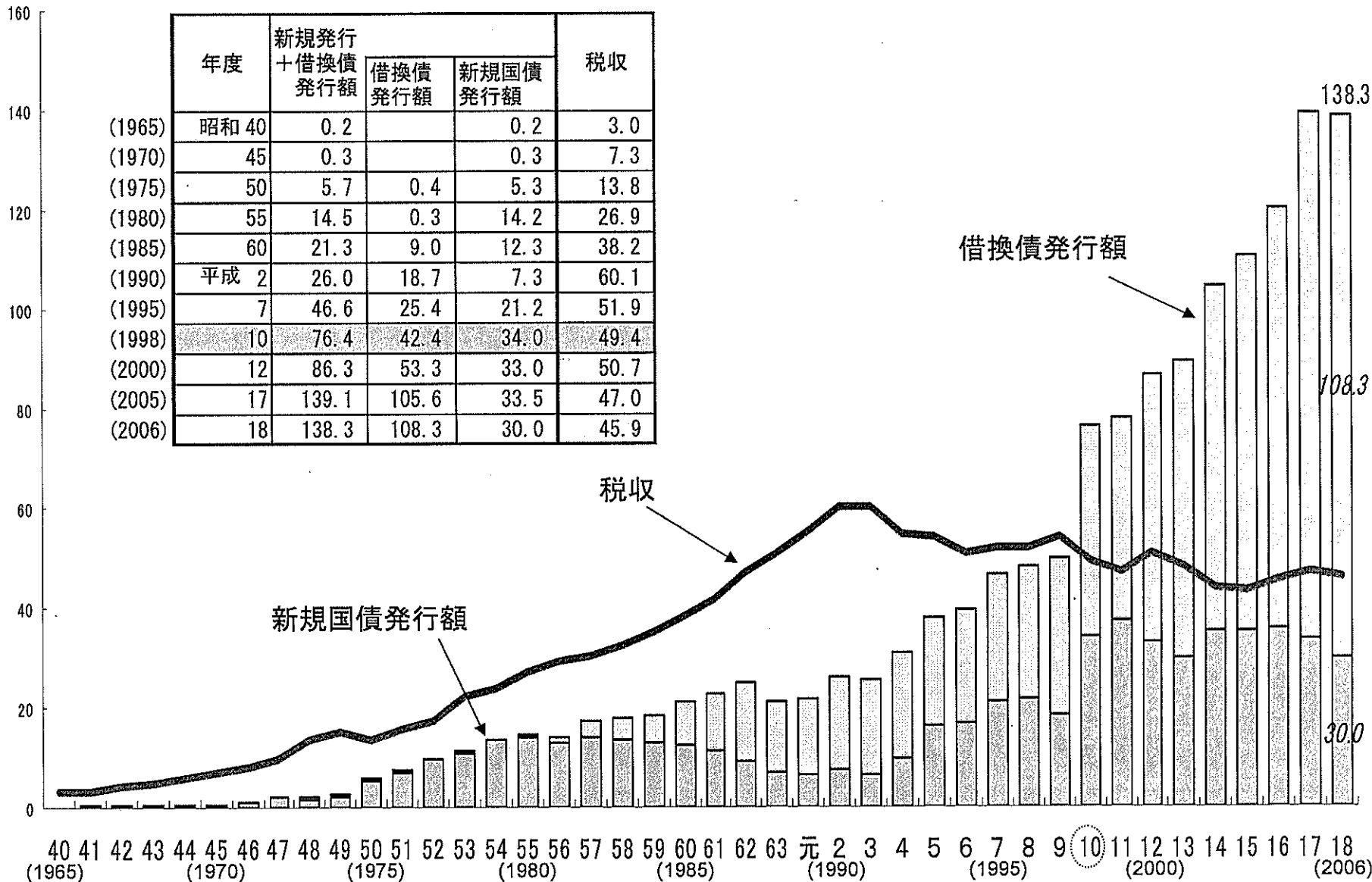
(注3)「収支差」とは、歳出決算額(債務償還費除く)と歳入決算額(公債金収入及び前年度剰余金受入を除く)の差額。

(注4)1990年度における翌年度借換債の前倒発行額は1.4兆円。2006年度における翌年度借換債の前倒発行限度額は25.0兆円。

# 国債発行額（借換債を含む）と税收

(兆円)

金利上昇に脆弱になった財政構造



(注) 平成16年度までは決算、17年度は補正後、18年度は当初予算による。

(年度)



財政制度等審議会財政制度分科会  
歳出合理化部会・財政構造改革部会合同部会資料  
(平成18年3月27日 起草検討委員提出資料)

はじめに

財政制度等審議会財政制度分科会においては、本年2月より、「歳出・歳入一体改革」に関する様々な課題についての議論を開始しているが、財務大臣からは、本年の審議に先立ち、今後の財政の姿についての中期的な展望等についての検討要請があった。

その後、財務大臣から、経済財政諮問会議における議論を踏まえ、人件費改革、政府資産・債務改革、あるいは特別会計改革といった改革の成果を織り込んだ上で、歳出削減のみで財政健全化を実現する場合、どのようなことを行う必要があり、国民生活にどのような影響が生じるかについての検討要請が別途行われたところである。

今般、これらの要請を踏まえ、今後の議論の素材として、様々な改革の効果を試算に反映した上で、我が国財政の中長期的な展望等に係る試算を行うとともに、その結果を踏まえた今後の検討の方向性及び歳出削減のみで財政収支の改善を図ることとした場合の仮定計算等を取りまとめた。

政府においては、本年6月を目途に、「歳出・歳入一体改革」について、「選択肢」及び「改革工程」を明らかにすることとされており、本試算が、将来に向けてどのように持続可能な制度を確立するかについての国民的な議論の一つの素材として用いられることを期待したい。

本資料の構成は、以下の通りである。

I 国の一般会計に係る長期試算

1. 試算結果
2. 試算結果を踏まえた今後の検討の方向性

II 歳出削減のみでの対応についての仮定計算

III まとめ

## I 国の一般会計に係る長期試算

### 1. 試算結果

- 本試算においては、2006(平成 18)年度予算を踏まえ、これまでに方針が決定されている改革による財政健全化への貢献効果を織り込んだ上で、一定の前提を置いて機械的に試算した2010年代初頭(2011年度)、2015年度及び2025年度の国の一般会計の姿を示している。
- 本試算は、財政制度等審議会財政制度分科会における審議の参考として提出するものであり、試算の前提や結果は幅を持って理解されるべきものである。

#### ○ 経済前提

- 経済財政諮問会議に民間議員から提出された試算において、名目経済成長率が2%、3%、4%、名目長期金利が3%、4%、5%程度(いずれも2011年度)との複数の経済前提が設けられており、本試算においても、これらの複数の前提を用いることとする。

#### ○ 歳出・歳入の前提

##### (1) 歳出

##### ① 社会保障

- 2006年度予算をベースとして、「社会保障の給付と負担の見通し」(2004年5月厚生労働省)の伸び率を踏まえて推計(名目経済成長率についての前提の相違を調整)。
- 医療については、2006年度の診療報酬改定及び今般の医療制度改革に伴う  
(ア)公的保険給付の内容・範囲の見直し  
(イ)生活習慣病対策や長期入院の是正等の中長期的な医療費適正化方策等による歳出削減効果を織込み。
- 介護については、2006年度介護報酬改定の効果を織込み。
- 基礎年金国庫負担割合については、2009年度に2分の1に引上げ。

##### ② その他一般歳出

- 名目経済成長率で延伸。
- 人件費については、公務員総人件費改革の効果を織込み。

##### ③ 地方交付税等

- 名目経済成長率等の経済指標や弾性値(地方税:1.0、地方交付税法定率分:1.2)等を用い、

地方の歳出・歳入の姿を試算。

- 人件費については、公務員総人件費改革の効果を織込み。
- 交付税特会の借入金の元本償還については、2007(平成 19)年度以降の実施を前提として試算。

#### ④国債費

- 政府資産・債務改革、特別会計改革等による普通国債残高の縮減に伴う、債務償還費(定率繰入)及び利払費の縮減効果を反映。

### (2)歳入

#### ①税収

- 毎年度、前年度税収を基に名目経済成長率×弾性値(1.1)を用いて推計(税制改正等の影響を調整)。
- 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成 16 年年金改正法附則において「所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で」実施することとされており、財源所要額を 2009 年度以降税収に加算。

#### ②その他収入

- 2006 年度予算(単年度要因を除く。)を名目経済成長率で延伸。
- その上に、政府資産・債務改革、特別会計改革による税外収入の増加を反映。

【参考】試算において今後の財政健全化への貢献効果を織り込んでいる主な改革の内容

### (1) 郵政民営化

郵政民営化に伴い、①民営化会社からの法人税収等、②日本郵政株式会社の株式売却による国債残高の圧縮や後年度の国債費の縮減等、が見込まれる。

### (2) 歳出改革

#### ① 社会保障制度改革

社会保障については、上述の「歳出・歳入の前提」で示されているこれまでの制度改革による効果が見込まれる。

#### ② 公務員総人件費改革

昨年末の「総人件費改革の実行計画」において、2006年度から2010年度までの5年間の取組として、給与構造改革の着実な実施を含む給与制度改革や国家公務員定員の5%の純減目標等が定められており、国家公務員人件費に対する効果(年▲1%強程度(注))が見込まれる。

(注)国家公務員人件費に対する効果の内訳

(i)国家公務員数を2010年度までの5年間に5%純減し、5%の人件費削減効果を反映。

(ii)一人当たり人件費は、名目経済成長率で延伸した上で、2010年度までの間、毎年度、給与構造改革の削減効果を反映(5年間で800億円程度の削減効果)。

### (3) 政府資産・債務改革

現下の厳しい財政状況に鑑みれば、国の資産の売却・縮減により、財政健全化に少しでも寄与することが重要である。

政府資産・債務改革において、売却・縮減の対象となる国の資産については、例えば、財政融資資金貸付金のように見合いの負債(財投債等)が減少するだけで普通国債圧縮等の財源とならない資産、一般庁舎・宿舍(証券化売却・リースバック)のように後年度負担が生じるため、実質的な財源とならない資産があり、財源となる資産とならない資産を峻別する必要がある。

財源となる資産については、歳出・歳入一体改革との関連から、財政再建への効果を具体化すべく、その売却収入の目安を示す。財源となる資産の売却収入の目安は、今後10年間で約11.5兆円。この中には、国有財産の売却収入や、郵政公社、道路公団等の民営化による効果が織り込まれている。

政府資産・債務改革における資産(ストック)の売却による一時的な財源は、原則として、国債残高(ストック)の縮減に活用される。これにより、後年度の国債費が縮減される効果が見込まれる。

歳入面(フロー)では、未利用国有地、一般庁舎・宿舍等の売却促進等による税外収入の増加が見込まれる。

#### (4) 特別会計改革

特別会計については、その数が多数に上り国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいなどの指摘を踏まえ、国民への説明責任を十分に果たすことや財政健全化に貢献するとの観点から見直しを行い、特別会計の数を現行の2分の1から3分の1まで減少させるとともに、特別会計を通じた事務及び事業の合理化・効率化を行い、今後5年間において合計 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指すこととしている(「行政改革の重要方針」)。

2006 年度予算においては 13.8 兆円を措置し、うち一般会計への繰入れとして 1.8 兆円を計上しているほか、財政融資資金特別会計の国債整理基金特別会計への繰入れにより国債残高を縮減(▲12 兆円)。これにより、後年度の国債費の縮減効果が見込まれる。

2007 年度以降についても、特別会計の歳出を徹底して見直すとともに、特別会計の積立金・剰余金について、できる限り財政健全化に資するよう活用することにより、国債残高の縮減、税外収入の増加が見込まれる。

## ○ 試算結果

- 複数の名目経済成長率・名目長期金利を前提とした、基礎的財政収支(プライマリー・バランス(PB))と国債残高の対GDP比の試算結果は、【資料1】の通りである。
- 将来の財政の姿を試算し、財政健全化の手段を分析する際に、歳出・歳入をどのように見通すかについては、各経費や税目に応じて物価や賃金の動向等を踏まえた前提を設けるなど、様々な考え方があり得るところであるが、中長期の分析を行う際には、諸外国においても、試算時点から名目経済成長率に応じて歳出・歳入を伸ばしたベースライン(新たな収支改善努力を行わない姿)から、歳出削減及び増収措置による収支改善幅等を対GDP比で測る手法が採られている(注)。
- 今回の試算においても、このような考え方を踏まえ、歳出については名目経済成長率に応じた伸び率を基本とし、また歳入については名目経済成長率に一定の弾性値をかけて延伸している。
- このような前提の下では、歳出(国債費を除く)・歳入がいずれも名目経済成長率と連動することから、名目経済成長率の前提の置き方の違いによって、PBの対GDP比に大きな違いは生じないこととなる。また、PBを計算する際の歳出には国債費が含まれないため、名目長期金利の前提の置き方の違いによっても、PBの対GDP比に大きな違いは生じないとの結果となっている(【資料1】左図)。
- 他方、名目経済成長率がどのような水準であるかに関わらず、名目長期金利が名目経済成長率を上回る幅が大きくなるほど、利払費及び国債発行額は対GDP比でみて増加するため、国債残高対GDP比は大きくなるとの結果となっている(【資料1】右図)。この結果をグラフで示したのが【資料2】である。
- これらの試算結果のうち、名目経済成長率3%、名目長期金利4%のケースにおける一般会計の姿を示したものが【資料3】、名目経済成長率4%、名目長期金利4%のケースにおける結果を示したものが【資料4】である。
- 試算結果を見ると、これまでの様々な改革による財政健全化への貢献の効果を反映したとしても、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や利払費の増加等により、一般会計の収支は

悪化を続け、国債残高(実額及び対GDP比)は増加し、発散する姿となっている。

(注)このような分析の代表的な例として、Alesina & Perotti, *"Fiscal Adjustments in OECD Countries: Composition and Macroeconomic Effect"* (1996)、European Commission, *"Public Finance in EMU 2003"* (2003)等がある。なお、本年1月の内閣府「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定」参考試算においても同様の手法が採られている。

## 2. 試算結果を踏まえた今後の検討の方向性

- 政府においては、まずは2010年代初頭の国・地方を合わせたPBの均衡が目指されており、財政健全化に向けて、これを確実に実現することが必要である。
- また、将来の財政の姿を展望する際には、持続可能な財政の実現にコミットすることによって、中長期的に財政運営の信認を維持することが重要である。
- 具体的には、2010年代の半ばにおいて、いわゆる「団塊の世代」が基礎年金の受給者となる年齢を迎えるとともに、医療や介護等の社会保障サービスへの需要が急増すると見込まれ、貯蓄率の更なる低下が予想される中で、安定的な経済財政運営により信認を維持するためには、公債残高を対GDP比で見ても安定的に低下させていくべきであり、そのために一定のPB黒字幅を確保する必要がある。
- その際、国・地方それぞれの現在の財政状況等を踏まえつつ、国・地方が、それぞれ果たすべき責任の範囲を明確化するとともに、バランスをとりながら財政健全化を推進しなければならない。そのため、国・地方を合わせた財政健全化目標のみではなく、国において、国債残高対GDP比の安定的な引下げのための財政健全化に向けた目標を明確化することを検討すべきである。
- 公債残高対GDP比をそのままの水準で維持するためには、利払費が対GDP比で増加する場合、それに見合ったPB黒字幅を確保することが必要となる。必要なPB黒字幅の大きさは、例えば公債残高対GDP比が100%である場合には、金利と名目経済成長率との開差に応じて、以下の通りとなる。

〔金利と成長率の関係〕

〔必要なPB黒字幅(対GDP比)〕

金利＝成長率

0.0%

金利＝成長率＋1%

1.0%

金利＝成長率＋2%

2.0%

- 2010年代初頭のPB均衡後、国においてどの程度のPB黒字幅を確保することが必要となるかは、金利と成長率の関係についての見方如何と、国債残高対GDP比をどうするかによって異なることとなる。



- 金利と成長率の関係については、金融市場の自由化が始まった 1980 年代以降の平均でみて、金利が成長率を概ね 1%程度上回っていることも踏まえ、財政の中期的な展望を行うに当たっては、堅実な経済の見通しを前提とすべきである。

(参考)日本の長期金利と名目経済成長率の差(長期金利—名目経済成長率)

1980-2004 年平均:1.0% 1990-2004 年平均:1.5% 2000-2004 年平均:1.3%

(内閣府「国民経済計算」、IMF “International Financial Statistics” より計算)

- 金利と成長率について、具体的にどのような前提をとるべきかについては、今後、検討を要するものと考えられるが、2010 年代半ばにおいて、

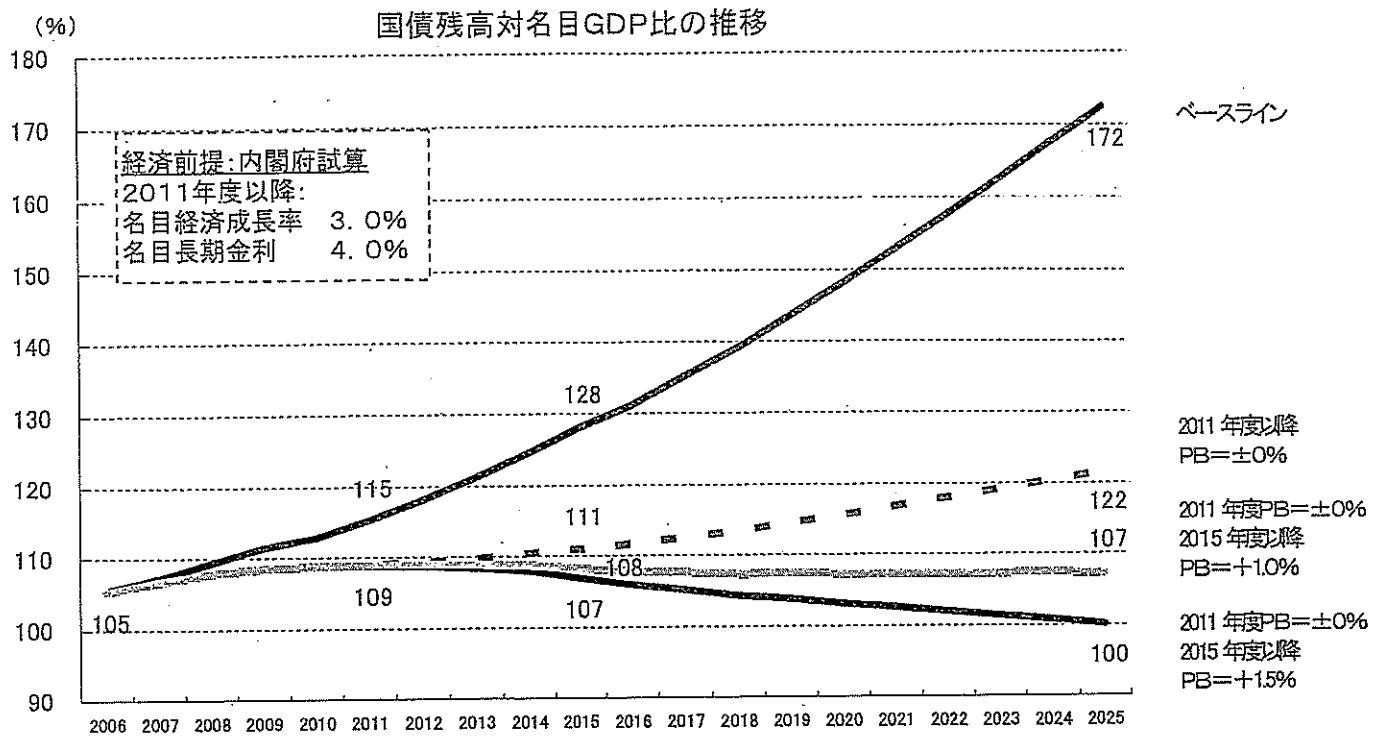
- ・ 金利が成長率を 1.0%程度上回ることを見込んだ上で、単にそのままの水準で国債残高対 GDP比を維持するだけではなく、これを安定的に引き下げる
- ・ 金利が成長率を 1.5%程度上回る(概ね 1990 年代以降の平均)場合であっても、国債残高対 GDP比を発散させないでそのままの水準で維持する

ためには、国債残高対 GDP比が 100%程度である場合、少なくとも対 GDP比+1.5%程度の PB黒字幅が必要であると考えられる。但し、この場合にも、国の財政収支は赤字であり、国債残高は、実額で見て増加し続けることに留意する必要がある。

- これまで述べたことを、グラフで示すと以下のようなようになる。

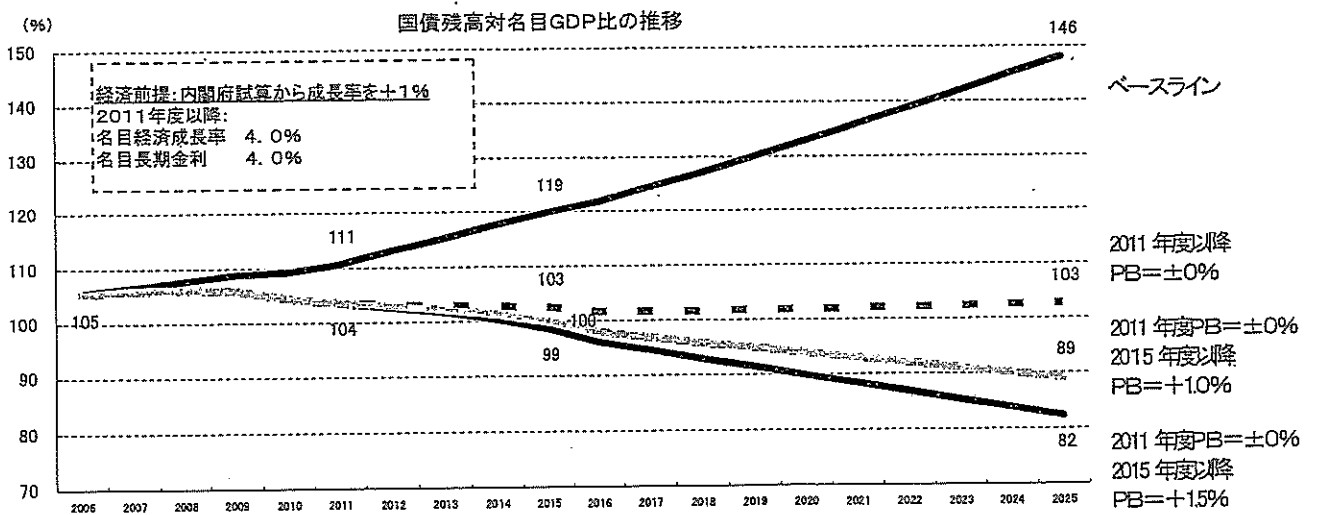
名目経済成長率3%、名目長期金利4%のケースについて、

- ・ 自然体の財政運営のままでは、国債残高対 GDP比は大きく増加する。
- ・ 2011 年度以降、PBの均衡(対 GDP比0%)を維持したとしても、国債残高対 GDP比は増加を続け、発散する。
- ・ 2015 年度以降、PBを対 GDP比+1%の黒字で維持した場合には、国債残高対 GDP比はほぼ横ばいで推移する。
- ・ 2015 年度以降、PBを対 GDP比+1.5%の黒字で維持した場合には、国債残高対 GDP比は安定的に低下していく。



(参考)

財政健全化を考える際に、金利と成長率の関係については、堅実な前提に基づいて将来を展望すべきであるが、仮に対GDP比+1.5%程度のPB黒字幅を確保しつつ、金利と成長率との開差が実際には想定よりも小さなものとなれば、国債残高対GDP比の縮減が、より速やかに進むこととなる。



## Ⅱ 歳出削減のみでの対応についての仮定計算

○ 以下では、国の一般会計において、PBを 2011 年度に均衡させ、2015 年度に対GDP比+1.5%程度のPB黒字を実現する場合を想定し、そのために必要な収支改善を全て歳出削減のみで対応すると仮定した計算を行う。その際、名目経済成長率3%、名目長期金利4%との前提を用いた試算結果に基づいて分析を行うこととする。

○ 仮定計算の結果は、以下の通りである(以下の仮定計算では、便宜上、経費毎の優先度に応じたメリハリある削減を前提とせず、同じ削減率で一律に歳出を削減した場合の姿を示している(注))。

(注)但し、財源を確保して行う基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ分については、仮定計算上、一律の削減対象とはしていない。

○ なお、以下のいずれの仮定計算においても、2011年度・2015年度については、歳出額を各年度の対名目GDP比で把握した上で、2006年度の名目GDPで評価し直し、2006年度予算と同じ土台で考えればどのような姿となるかを示している。

(注)以下の仮定計算において、2015年度の時点で、金利と成長率に差がないとの前提の下、国債残高対GDPが横ばいで推移する姿を想定する場合には、2015年度における必要な歳出削減額の大きさは、対GDP比で考えれば2011年度の仮定計算結果と概ね同程度となる。

### 1. 仮定計算① : 【資料5】

#### (1) 歳出の前提

- 全ての経費(国債費を除く)を、同じ削減率で一律に削減すると仮定。

#### (2) 各経費の姿(国民生活への影響等)

- この場合、全ての経費について2011年度で2割程度、2015年度で3割程度の歳出削減が必要な姿となっている。
- このうち、例えば歳出の最大費目である社会保障関係費について機械的に試算すると、高齢化等に伴う自然増が見込まれる中で、例えば、各制度について以下のような変更を

全て行う必要がある。

- 医療に係る自己負担:2011 年度に約 2 倍、2015 年度に約 2.5 倍に引上げ  
(現行:若人 3 割等、老人 1 割等。自己負担限度額を加味し平均で約 16%)
- 介護に係る自己負担:2011 年度に約 2.5 倍、2015 年度に約 4 倍に引上げ  
(現行:1 割等)
- 基礎年金支給開始年齢:2011 年度に 4 歳程度、2015 年度に 6 歳程度引上げ  
(現行:65 歳支給開始)
- 児童の保育:2011 年度に約 20 万人、2015 年度に約 36 万人の取止め  
(現行:2006 年度予算において、民間保育所分として約 111 万人を措置)
- 児童手当の支給対象年齢:2011 年度に小学校 4 年生以下、2015 年度に小学校 3 年生以下に引下げ(現行:2006 年度より小学校 6 年生以下に拡充)

## 2. 仮定計算② : 【資料6】

### (1) 歳出の前提

- 社会保障、地方交付税等及び人件費については一定の歳出削減を仮定し、残りをその他の経費の削減により対応。
- 社会保障については、給付と負担のバランスを確保しながら、その水準の選択肢について、今後国民的な議論を行っていくことが強く求められており、また、地方交付税等については地方の歳出・歳入の姿を、人件費については国・地方で推進される改革の姿を踏まえながら、試算を行っていく必要があることから、一定の歳出削減を仮定することとした。

(歳出削減の仮定)

#### ① 社会保障

社会保障については、一つの仮定として、社会保障給付に係る国庫負担(財源を確保して行う基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ分を除く)を名目経済成長率並みに抑制することとし、機械的に試算。

#### ② 地方交付税等

○地方歳出について、以下の仮定の下、機械的に試算。

- 給与関係費については、2011 年度から 2015 年度までの 5 年間について、2006 年度から 2010 年度までの 5 年間と同程度の削減(年▲1%強程度)を更に行うと仮置きし、機械的に試算。
- 給与関係費以外の地方一般歳出については、これまでの 5 年間(2002 年度～2006 年度)における平均名目削減率(▲2.5%)に、同期間の平均名目経済成長率(+0.9%)を加味した実質的削減努力(▲3.4%)を継続すると仮定。

○以上の地方歳出を踏まえて、2006 年度において地方のPBが、対GDP比 0.5%程度(普通会計ベース)の黒字であることを踏まえ、2011 年度においても同程度の黒字を確保することとし、更にその後の努力により2015 年度においては1%程度の黒字を確保するような地方の歳出・歳入の姿を想定した上で、所要の地方交付税を交付することを仮定。

③ 総人件費

2011 年度から2015 年度までの5 年間について、2006 年度から2010 年度までの5 年間と同程度の削減(年▲1%強程度)を更に行うと仮置きし、機械的に試算。

- この場合、国債費、社会保障、地方交付税等及び人件費を除くその他の経費を2011 年度で4 割程度、2015 年度で7 割程度という大幅な歳出削減が必要な姿となっている。

(2)各経費の姿(国民生活への影響等)

① 社会保障

高齢化等に伴う自然増が見込まれる中であって、上記の水準まで抑制を図るためには、以下のような対応が必要。

- (i) 全ての経費を一律に削減することを仮定して機械的に試算すると、例えば、下記のような制度変更を全て行う必要がある。
  - ・ 医療に係る自己負担：2011 年度に約1.3 倍、2015 年度に約1.6 倍に引上げ
  - ・ 介護に係る自己負担：2011 年度に約1.5 倍、2015 年度に約2 倍に引上げ
  - ・ 基礎年金支給開始年齢：2011 年度に1 歳程度、2015 年度に2 歳程度引上げ
  - ・ 児童の保育：2011 年度に約7 万人、2015 年度に約14 万人の取止め
  - ・ 児童手当の支給対象年齢：2011 年度に小学校5 年生以下に引下げ(2015 年度も同様)
- (ii) 特定の個別経費の削減により実現することを仮定して機械的に試算すると、例えば、下記のような制度変更を行う必要がある。
  - ・ 医療のみを削減：自己負担を2011 年度に約2 倍、2015 年度に約3 倍に引上げ。
  - ・ 介護のみを削減：自己負担を2011 年度に約7.5 倍に引上げ、2015 年度は国庫負担を全額廃止しても削減額は足りない。
  - ・ 年金のみを削減：支給開始年齢を2011 年度に4 歳程度、2015 年度に8 歳程度引上げ。

② 地方財政

- ・ 2006 年度地方財政計画で83.2 兆円である地方歳出総額(2006 年度名目GDPベース)は、2011 年度には76.2 兆円、2015 年度には72.4 兆円となる。

- ・ 2006 年度予算で 15.9 兆円である地方に配分される地方交付税(地方財政計画ベースの地方交付税)等の額(2006 年度名目 GDP ベース)は、2011 年度には 10.5 兆円、2015 年度には 9.5 兆円となる。
- ・ なお、この場合、2006 年度予算で 14.6 兆円である一般会計ベースの地方交付税等の額(2006 年度名目 GDP ベース)は、2011 年度には 14.5 兆円、2015 年度には 12.5 兆円となり、ともに現行の地方交付税の法定率で算出した額を下回ることとなる。

【参考】歳入増のみで対応した場合について

- 財源を確保して行うこととなっている基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げの財源所要額に加え、上記の仮定計算において必要とされる収支改善の額について、仮に歳入増のみで対応することとすると、それぞれ 2011 年度は 27%程度、2015 年度は 45%程度、税収等の増加が必要となる。
- 増収に必要とされる額を仮に消費税率で換算すると、2011 年度は 6%程度、2015 年度は 11%程度の税率引上げに相当する。

(注1) 消費税率の換算に当たっては、消費税率引上げに伴い各経費への転嫁や物価上昇に伴う給付費の増等を勘案した純税収ベース(2006 年度:消費税率1%当たり 2.2 兆円)を用いるとともに、現在の国・地方の消費税収の配分割合を捨象し、税収増をすべて国に配分すると仮置きして機械的に試算。

(注2) 上記と異なり、仮に現在の国・地方の配分割合(56:44)を用いて試算すると、2011 年度は 10%程度、2015 年度は 17%程度の税率引上げに相当する。

### Ⅲ まとめ

- 我が国財政は、これまでの歳出改革等により一定の改善は見られるものの、国の一般会計については依然として公債依存度が4割近い水準にあり、国・地方の債務残高が対GDP 150%を超えて主要先進国中最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況にある。今後、高齢化の進展等により社会保障関係費の一層の増大が見込まれること等を考えれば、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政構造の構築は待ったなしの課題である。
- しかしながら、上記の試算結果等から、仮に歳出削減のみにより財政健全化を行う場合には、大幅な歳出削減が必要であることが示されている。
- 例えば、全経費を一律に削減する仮定計算①の場合には、社会保障の分野において給付の国庫負担の大幅な縮減が必要となり、それに伴い、例えば自己負担の大幅な増加等を伴う制度全般にわたる変更が求められることとなる。また、社会保障等の分野において一定の歳出削減を仮置きする仮定計算②の場合には、社会保障の分野における一定の国民生活への影響に加え、他の分野においても、例えば国の発展基盤ともなる政府研究開発投資の対GDP比の急速な低下等の事態をもたらす。このように大幅な歳出削減を行うことは、国民生活や国家の機能等に大きな影響を及ぼすものと考えられる。
- このことは、我が国財政の健全化に向けて、国家の果たすべき役割や国民が必要とする行政サービスの水準等を勘案しながら、歳出・歳入両面から改革を行う必要があることを改めて示している。
- その際、歳出について、徹底した合理化を行い、国民の負担増を最小限にすることが重要であることは言うまでもなく、当審議会としては、引き続き歳出全般にわたる削減・合理化の方策を検討していくこととしたい。

【資料1】

# 試算結果(PB・国債残高)

## PB(対GDP比)の姿

- 成長率の違いによって、PBに大きな違いは生じない。  
(⇒ 税収増の一方、社会保障をはじめ歳出も増加すれば、PB改善はわずか。)
- 金利の違いによって、PBに大きな違いは生じない。  
(⇒ 利払費は、PB計算上の歳出に含まれない。)

## 国債残高(対GDP比)の姿

- 金利が高いほど利払費が増え、新規国債発行額が増加するため、国債残高対GDP比が拡大する。
- 同じ金利の下では、成長率が高い方が、対GDP比でみた国債残高は小さくなる。
- 金利と成長率の差が、国債残高対GDP比の大きさを左右。  
(⇒ 金利 > 成長率で、かつその差が広がれば、国債残高対GDP比は急速に発散。)

一般会計PB(対GDP比)(2011年度)

金利 \ 成長率	3%	4%	5%
2%	▲2.2%	▲2.3%	▲2.4%
3%	▲2.1%	▲2.2%	▲2.3%
4%	▲2.0%	▲2.1%	▲2.2%

国債残高(対GDP比)(2015年度)

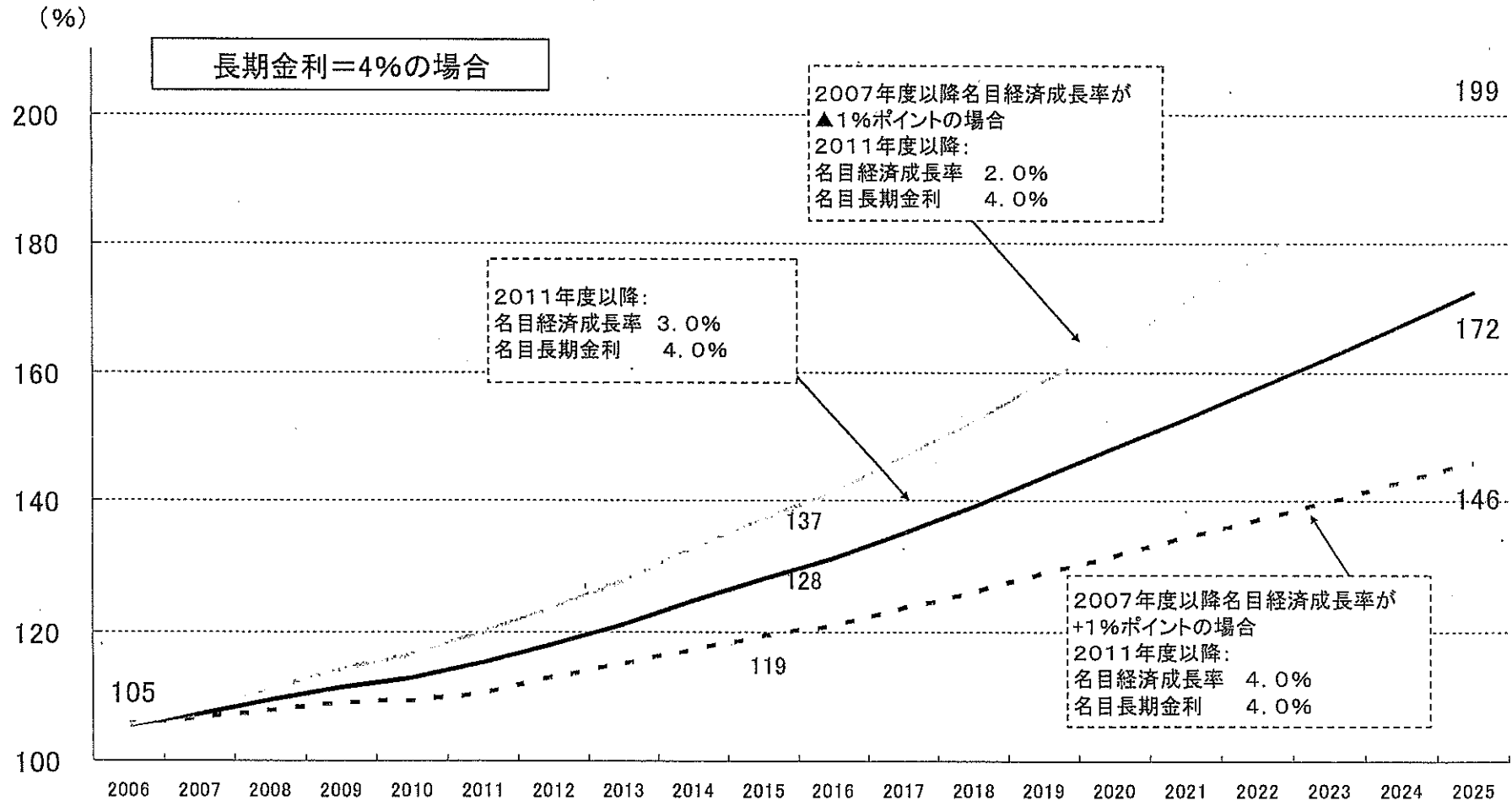
金利 \ 成長率	3%	4%	5%
2%	129%	137%	146%
3%	120%	128%	136%
4%	112%	119%	127%

(注)一般会計PB(対GDP比)は、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源所要額を税収に加算した場合の計数。



【資料2】

# 国債残高対GDP比の姿

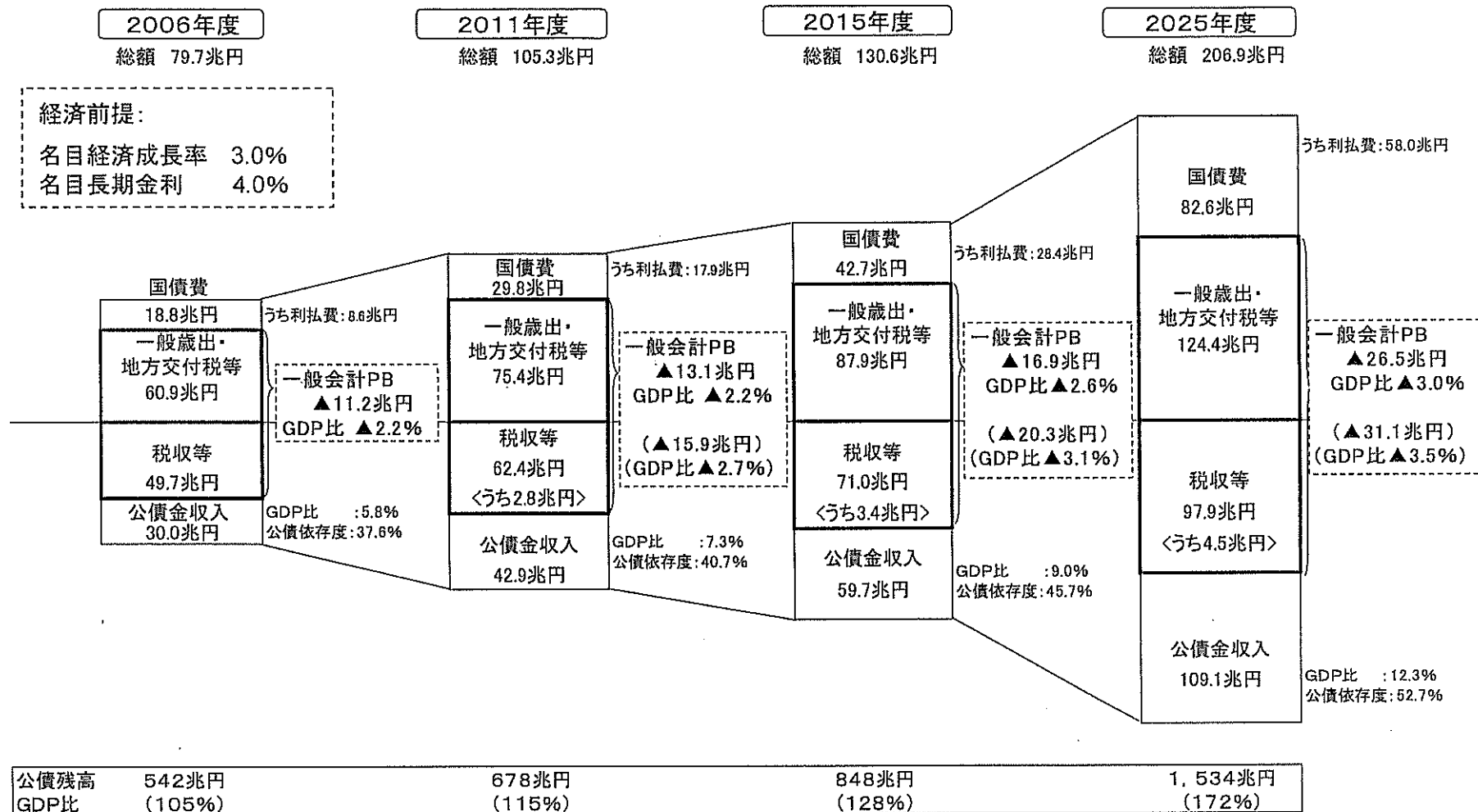


(注)国債残高対GDP比の計算に当たっては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源所要額を税収に加算している。

【資料3】

# 試算結果(一般会計)

○高齢化に伴う社会保障関係費の増等により、一般会計PBは悪化。

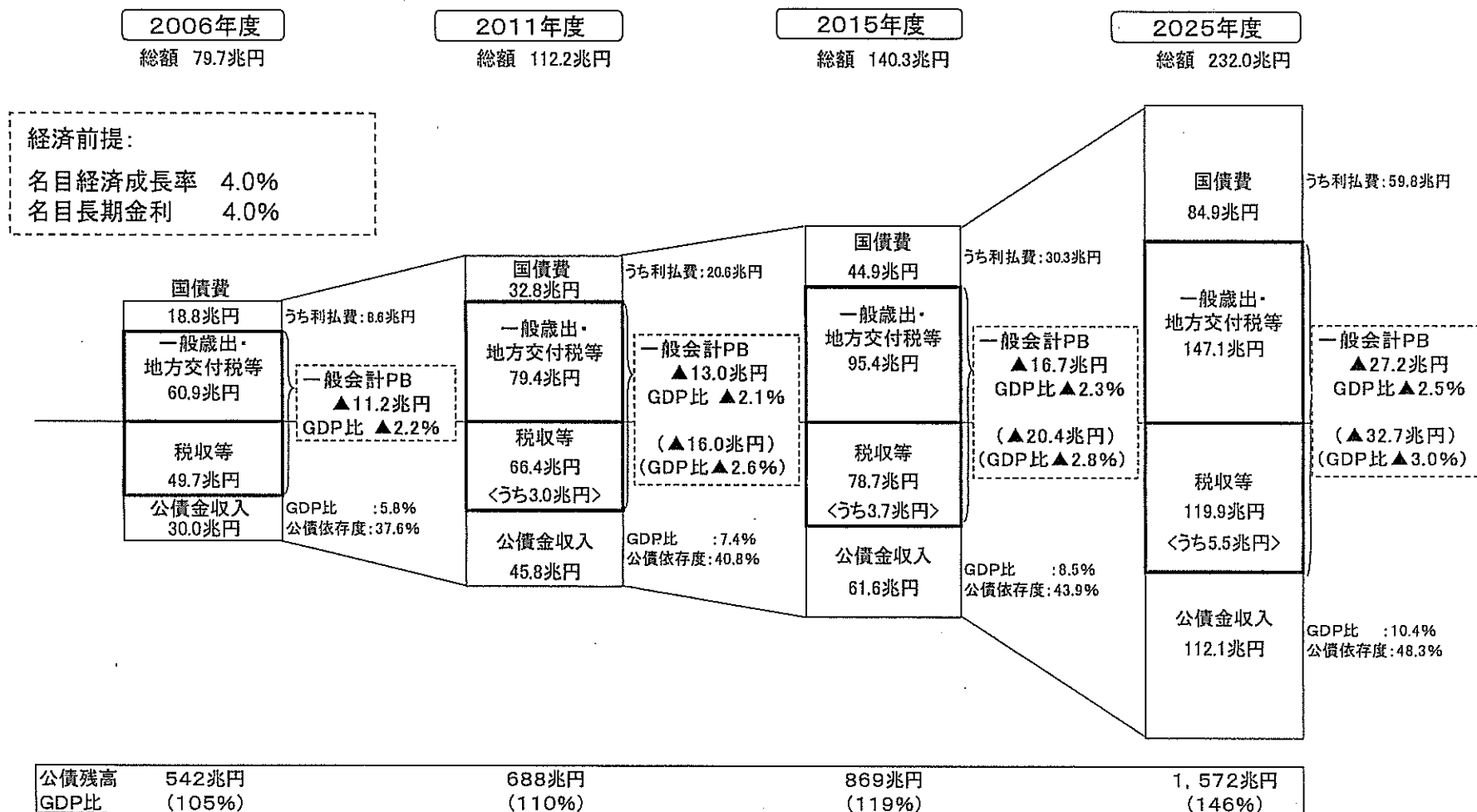


(注1) 一般会計PBは、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源所要額を税金に加算した場合の金額。下段( )書は、当該財源所要額について税金に加算しない場合の金額。

(注2) 税金等の金額は、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源所要額を加算した額。下段<>書は、税金等に加算した当該財源所要額。

【資料4】

# 試算結果(一般会計)



(注1) 一般会計PBは、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源所要額を税金に加算した場合の金額。下段( )書は、当該財源所要額について税金に加算しない場合の金額。  
 (注2) 税金等の金額は、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源所要額を加算した額。下段<>書は、税金等に加算した当該財源所要額。

## 【資料5】 仮定計算①：全ての経費を一定率で削減(国債費を除く)

2011年 PB均衡(▲13.1兆円)

### ○2006年度予算との比較

⇒全ての経費を一律で▲18%削減する必要

	2006年度 予算	2011年度 削減前	2011年度 削減後	
一般歳出・地方交付税等	60.9	75.4	62.4	▲13.1
				[▲18%]
一般歳出・地方交付税等	60.9	65.9	54.5	
				[▲18%]
一般歳出	46.4	49.2	40.8	
社会保障関係費	20.6	24.1	20.2	
公共事業関係費	7.0	7.0	5.8	
その他一般歳出	11.0	11.0	9.0	
地方交付税等	14.6	16.7	13.7	

### ○社会保障の姿

※ 社会保障に係る全ての経費を一律に削減することを仮定して機械的に試算すると、例えば下記のような制度変更をすべて行う必要がある。

	現在		2011年度の姿
医療自己負担	若人3割等、老人1割等 (平均約16%)	⇒	約2倍
介護自己負担	1割等	⇒	約2.5倍
年金	基礎年金支給開始年齢: 65歳	⇒	69歳に引上げ
児童	民間保育所:111万人分 児童手当:6年生以下	⇒	91万人分まで削減 4年生まで引下げ

2015年 PB黒字(GDP比1.5%)(▲26.9兆円)

### ○2006年度予算との比較

⇒全ての経費を一律で▲32%削減する必要

	2006年度 予算	2015年度 削減前	2015年度 削減後	
一般歳出・地方交付税等	60.9	87.9	61.0	▲26.9
				[▲32%]
一般歳出・地方交付税等	60.9	68.2	47.4	
				[▲32%]
一般歳出	46.4	50.6	35.3	
社会保障関係費	20.6	25.7	18.4	
公共事業関係費	7.0	7.0	4.8	
その他一般歳出	11.0	11.0	7.5	
地方交付税等	14.6	17.6	12.0	

### ○社会保障の姿

※ 社会保障に係る全ての経費を一律に削減することを仮定して機械的に試算すると、例えば下記のような制度変更をすべて行う必要がある。

	現在		2015年度の姿
医療自己負担	若人3割等、老人1割等 (平均約16%)	⇒	約2.5倍
介護自己負担	1割等	⇒	約4倍
年金	基礎年金支給開始年齢: 65歳	⇒	71歳に引上げ
児童	民間保育所:111万人分 児童手当:6年生以下	⇒	75万人分まで削減 3年生まで引下げ

(注)歳出額を各年度の対名目GDP比で把握した上で、2006年度の名目GDPで評価し直している。

【資料6】 仮定計算②：社会保障・地方交付税等・人件費について、一定の歳出削減を仮定し、  
 その他を一定率で削減

2011年 PB均衡(▲13.1兆円)

○2006年度予算との比較  
 ⇒その他の経費を一律で▲42%削減する必要

	2006年度 予算	2011年度 削減前	2011年度 削減後
一般歳出・地方交付税等	60.9	75.4	62.4
一般歳出・地方交付税等	60.9	65.9	54.5
一般歳出	46.4	49.2	40.0
社会保障関係費	20.6	24.1	22.5
公共事業関係費	7.0	7.0	4.1
その他一般歳出	11.0	11.0	6.4
地方交付税等	14.6	16.7	14.5

○社会保障の姿 ※一定の歳出削減の仮定の下、社会保障に係る全ての経費を一律に削減することを仮定して機械的に試算すると、例えば下記のような制度変更をすべて行う必要がある。

	現在		2011年度の姿
医療自己負担	若人3割等、老人1割等 (平均約16%)	⇒	約1.3倍
介護自己負担	1割等	⇒	約1.5倍
年金	基礎年金支給開始年齢:65歳	⇒	66歳に引上げ
児童	民間保育所:111万人分 児童手当:6年生以下	⇒	104万人分まで削減 5年生までに引下げ

○地方財政の姿

○地方におけるこれまでの歳出削減の継続を仮定。  
 ⇒地方歳出:83.2兆円(2006年度地財計画)→76.2兆円(2011年度(2006年度名目GDPベース))  
 (注)この時、一般会計歳出の地方交付税等は、現行の地方交付税の法定率(所得税3.2%等)で算出した額を下回る。

2015年 PB黒字(GDP比1.5%)(▲26.9兆円)

○2006年度予算との比較  
 ⇒その他の経費を一律で▲68%削減する必要

	2006年度 予算	2015年度 削減前	2015年度 削減後
一般歳出・地方交付税等	60.9	87.9	61.0
一般歳出・地方交付税等	60.9	68.2	47.4
一般歳出	46.4	50.6	34.9
社会保障関係費	20.6	25.7	22.6
公共事業関係費	7.0	7.0	2.2
その他一般歳出	11.0	11.0	3.5
地方交付税等	14.6	17.6	12.5

○社会保障の姿 ※一定の歳出削減の仮定の下、社会保障に係る全ての経費を一律に削減することを仮定して機械的に試算すると、例えば下記のような制度変更をすべて行う必要がある。

	現在		2015年度の姿
医療自己負担	若人3割等、老人1割等 (平均約16%)	⇒	約1.6倍
介護自己負担	1割等	⇒	約2倍
年金	基礎年金支給開始年齢:65歳	⇒	67歳に引上げ
児童	民間保育所:111万人分 児童手当:6年生以下	⇒	97万人分まで削減 5年生までに引下げ

○地方財政の姿

○地方におけるこれまでの歳出削減の継続を仮定。  
 ⇒地方歳出:83.2兆円(2006年度地財計画)→72.4兆円(2015年度(2006年度名目GDPベース))  
 (注)この時、一般会計歳出の地方交付税等は、現行の地方交付税の法定率(所得税3.2%等)で算出した額を下回る。

(注)歳出額を各年度の対名目GDP比で把握した上で、2006年度の名目GDPで評価し直している。

## 各経費の姿(主要な分野における国民生活への影響等)(仮定計算②)

分 野	国 民 生 活 へ の 影 響 等
公共事業	<p>○予算規模が2011年度で約6割(約4.1兆円)、2015年度には約3割(約2.2兆円)の水準にまで縮減。            → 2015年度には、維持更新費等が約2.3兆円と見込まれるため、競争力強化や防災を目的とした継続事業の中止、全ての新規事業の凍結やあるいは、既存の管理ストックの減少といった事態に相当。</p>
防 衛	<p>○物件費が、2011年度に現在の約6割、2015年度に約3割の水準にまで縮減。            → 2015年度には、武力攻撃などの有事における対応や、災害派遣(離島の急患輸送や雪害対策を含む。年間約900件)、不発弾等の危険物処理(年間約2,600件)、領海・領空侵犯の監視(24時間態勢)などの、平時の活動について必要な対応ができなくなる。</p>
教育関係	<p>○国立大学の授業料(2006年度:53.6万円)が、2011年度に2.7倍、2015年度には3.8倍に達する。            ○私学助成(2006年度助成額:約4,600億円)が、2011年度に約6割、2015年度に約3割の水準にまで縮減。</p>
科学技術	<p>○政府研究開発投資について、対GDP比が0.70%から、2011年度には0.41%程度に、            2015年度には0.23%程度にまで下落。<span style="float: right;">(近年の米・英・独・仏の平均:0.78%)</span></p>
ODA	<p>○我が国のODAの規模は、2011年度には現在の6割程度にまで縮減し、2015年度にはほぼ半減。            → 国際機関経由の支援等を除き、世界の全域にわたって、二国間のODA支援をほぼゼロとする事態に相当。</p>
治安関係	<p>○矯正施設に収容できない者の数が、2011年度に5.6万人、2015年度には9.4万人に達する。            ○国内不法残留者数(2006年度:18万人)も、2011年度に27万人、2015年度には52万人に急増。            ○警察車両(パトカー)の更新が遅延し、その台数の減少及び老朽化のため、レスポンスタイム(2004年:7分15秒)が、2011年には10分程度へ、2015年には30分程度へと大幅に増加。</p>

## ○独立行政法人に対する財政支出の推移(当初予算ベース)

(単位:億円)

	一般会計	特別会計	計	対前年度 増▲減	増▲減率	年度末法人数
16年度	21,905	8,314	30,219			108
17年度	23,524	9,996	33,519	3,300 (注2)	10.9%	113
18年度	23,446	9,579	33,025	▲494	▲1.5%	104

(注1)15年10月に特殊法人等から独立行政法人に多数の法人(30法人)が移行しているため、16年度からの比較。

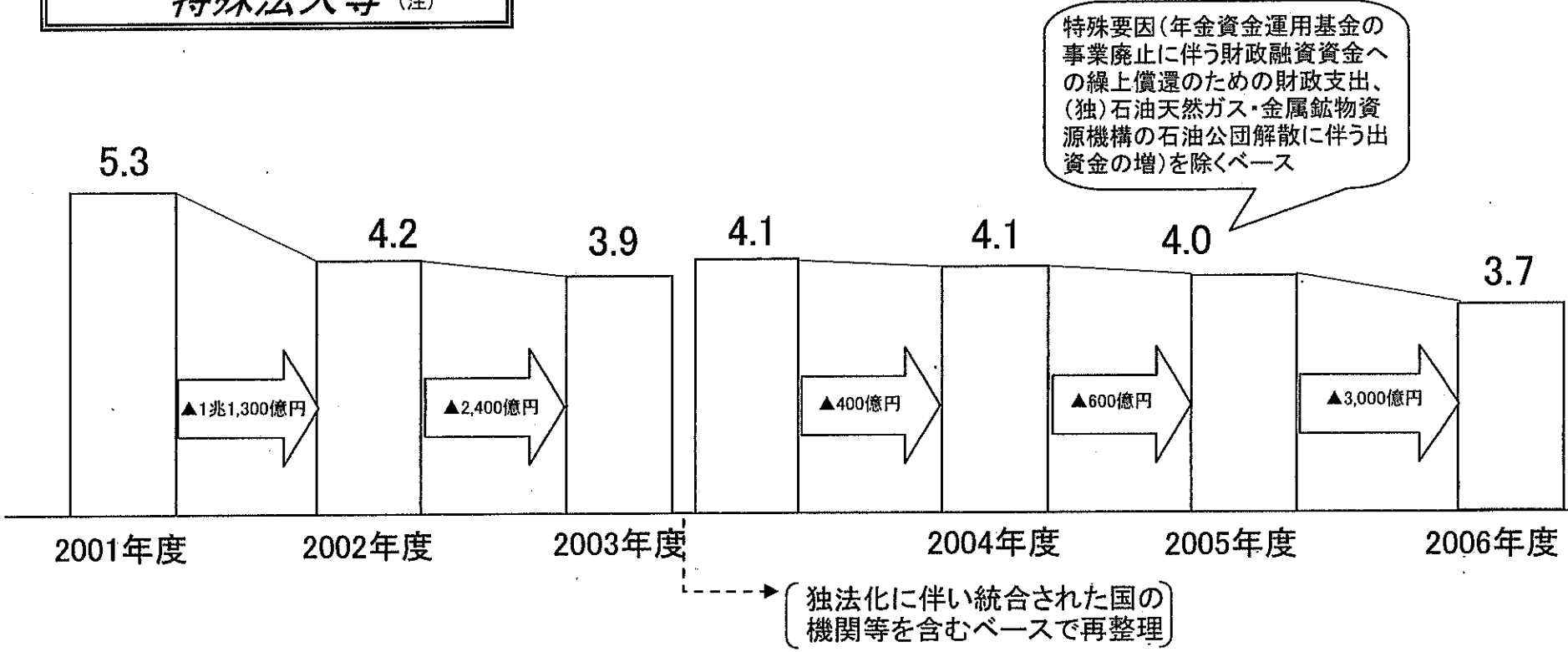
(注2)17年度については、特殊要因(石油公団の解散に伴い、公団が実施していた債務保証及び出資に係る事業の一部を(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管するための出資金の増額(762億円))及び16年度の年度途中で降17年度までに設立された独立行政法人に対する財政支出を除いたベースで比較すると、対前年度▲95億円(▲0.3%)となる。

# 特殊法人等への財政支出

「特殊法人等整理合理化計画」(2001年12月閣議決定)策定後の  
2002年度予算から5年間で約1.8兆円の削減効果

[単位 兆円]

特殊法人等 (注)



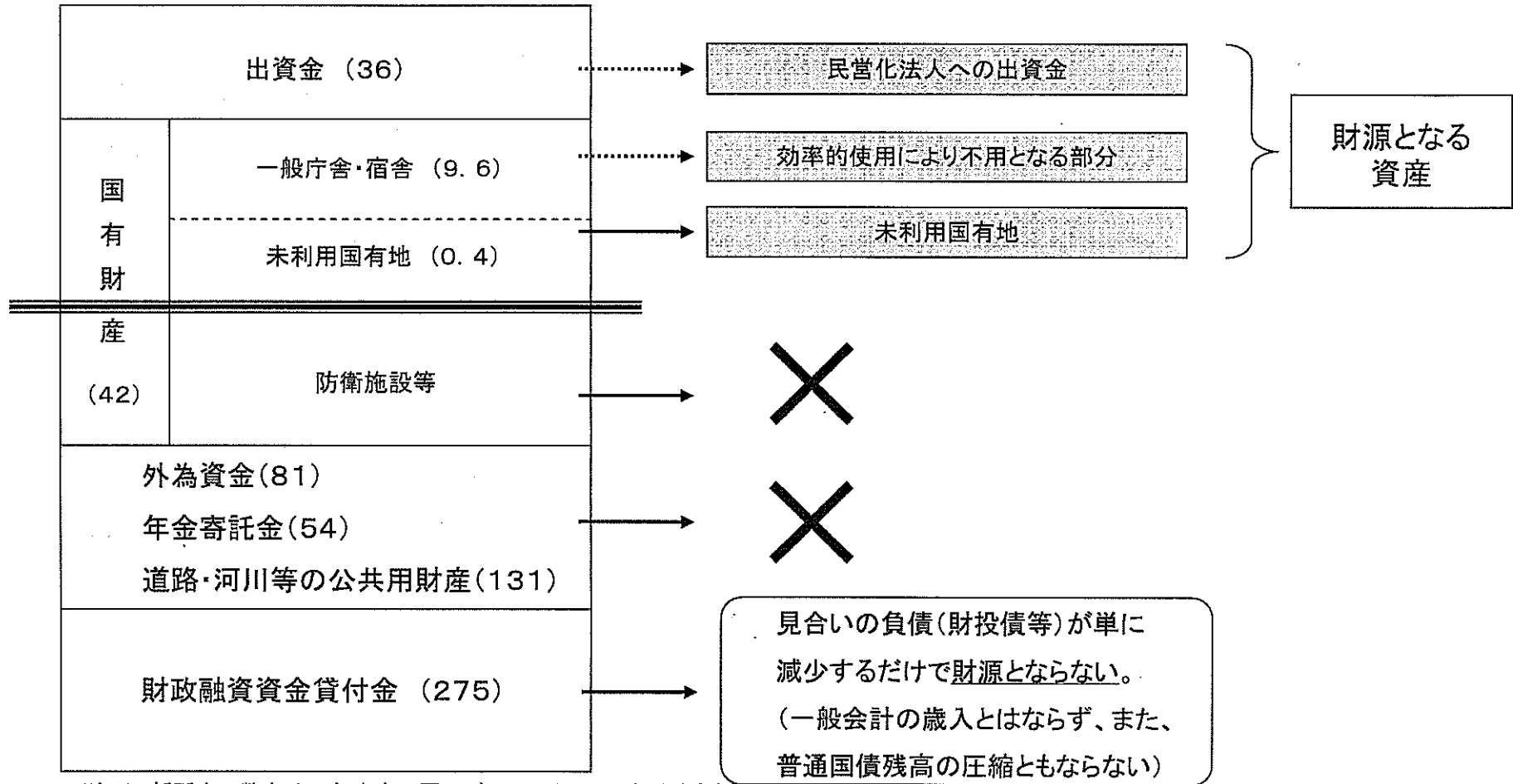
(注)特殊法人等整理合理化計画(2001年12月)の対象となった機関(その時点で既に完全民営化された法人等を除く)について集計。



# 資産の分類

平成18年3月16日経済財政諮問会議  
谷垣議員提出資料より抜粋

## 国の主な資産 (兆円)

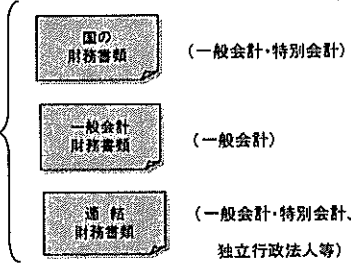


- (注1) 括弧内の数字は15年度末の国のバランス・シートにおける金額。
- (注2) 一般庁舎・宿舍の額は16年度末国有財産台帳価格ベース。未利用国有地の額は17年度末見込。
- (注3) 外為資金については、毎年度発生する運用収入の一部を一般会計の歳入(税外収入)へ繰り入れる。
- (注4) 財政融資資金特別会計に生じた利益の積立金については、国債残高圧縮のために18年度において12兆円を活用。

## 国の財務書類について(決算)

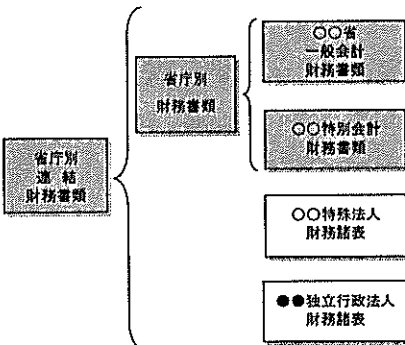
- 作成目的  
国のストック及びフローの決算の財務状況の開示。
- 作成方法  
各省庁が作成した省庁別財務書類の計算を基礎とし、省庁間の債権債務等を相殺消去して作成。

### ○ 国の財務書類の構成



(注) 独立行政法人化等により廃止等される特別会計については、財務書類の作成が除外されているため、国の全ての会計が合算されていない(16年度から全会計合算)。

### (参考) 省庁別財務書類の構成



(注) 合算すべき特別会計がない省庁においては、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となる。

### ○ 体系

#### 貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	：	：
出資金	xxx	：	：
：	：	負債合計	xxx
：	：	<資産・負債差額の部>	
：	：	資産・負債差額	xxx
資産合計	xxx	負債及び資産負債額合計	xxx

会計年度末において帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成。

#### 業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
：	：
本年度業務費用合計	xxx

業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成。

#### 資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
：	xxx
無償所管換等	xxx
資産評価差額	xxx
本年度末資産・負債差額	xxx

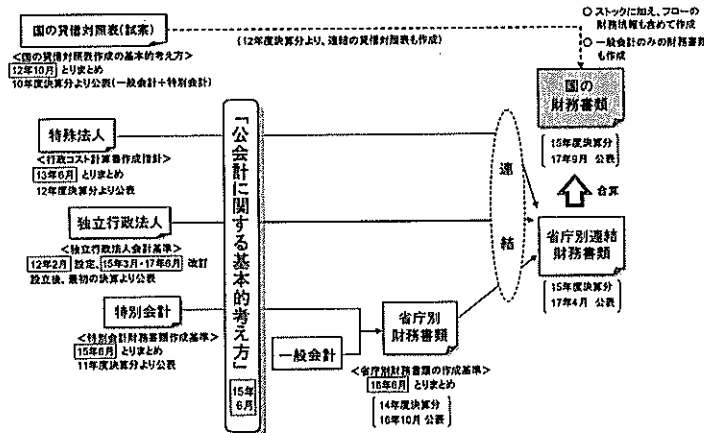
前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成。

#### 区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成。

### ○ 公会計整備の取組み



### (参考) 省庁別財務書類の作成単位等

所管	特別会計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	
内閣府	交付税及び債与税配付金特別会計 (交通安全対策特別交付金勘定)
総務省	交付税及び債与税配付金特別会計 (交付税及び債与税配付金勘定)
法務省	登記特別会計
外務省	
財務省	地震再保険特別会計 特定国有財産整備特別会計 産業投資特別会計 財政融資基金特別会計 外国為替基金特別会計 国債整理基金特別会計
文部科学省	電源開発促進対策特別会計 <sup>(注1)</sup>
厚生労働省	厚生保険特別会計 船員保険特別会計 国民年金特別会計 労働保険特別会計 国立病院特別会計
農林水産省	国有林野事業特別会計 農業共済再保険特別会計 森林保険特別会計 漁船再保険及漁業共済保険特別会計 国営土地改良事業特別会計 食糧管理特別会計 農業経営基盤強化措置特別会計
経済産業省	貿易再保険特別会計 特許特別会計 電源開発促進対策特別会計 <sup>(注1)</sup> 石油及びエネルギー一帯給構造高度化対策特別会計 <sup>(注2)</sup>
国土交通省	自動車損害賠償保障事業特別会計 道路整備特別会計 治水特別会計 港湾整備特別会計 自動車検査登録特別会計 都市開発資金融通特別会計 空港整備特別会計
環境省	石油及びエネルギー一帯給構造高度化対策特別会計 <sup>(注2)</sup>

(注1) 電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定については、文部科学省及び経済産業省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。  
(注2) 石油及びエネルギー一帯給構造高度化対策特別会計の石油及びエネルギー一帯給構造高度化勘定については、経済産業省及び環境省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

### ○ 連結財務書類

- ・連結対象法人  
独立行政法人、特殊法人、認可法人、日本郵政公社(16年度からは国立大学法人も連結)
- ・連結基準  
各省庁が所掌している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結(監督権限及び財政支出の有無により判断)。

平成15年度 国の財務書類（一般会計・特別会計）主要計数一覧表

貸借対照表

(単位：十億円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	42,489	未払金	7,833
有価証券	70,563	未払備金	792
たな卸資産	3,412	未払費用	919
未収金	11,078	保管金等	714
未収収益	1,818	前受金	83
未収(再)保険料	4,327	前受収益	23
貸付金	289,912	未経過(再)保険料	97
運用寄託金	54,203	賞与引当金	332
負担金債券	1,014	政府短期証券	70,639
その他の債券等	1,071	公債	508,218
貸倒引当金	△2,408	借入金	20,173
有形固定資産	182,164	預託金	162,620
国有財産(公共用財産除く)	41,901	責任準備金	9,277
土地	22,748	公的年金預り金	143,131
その他	19,153	退職給付引当金	15,677
公共用財産	131,153	その他の債務等	546
公共用財産用地	32,983		
公共用財産施設	97,730		
建設仮勘定	439		
物品	9,109	負債合計	941,081
無形固定資産	222	<資産・負債差額の部>	
出資金	36,051	資産・負債差額	△245,158
資産合計	695,923	負債及び資産・負債差額合計	695,923

業務費用計算書

(単位：十億円)

人件費	4,629
退職給付引当金等繰入額	1,028
厚生年金保険給付金	20,971
基礎年金給付費	11,073
その他の社会保障費	12,177
公的年金預り金増減額	63
補助金等	25,223
委託費等	3,261
特別会計への繰入	1,548
地方交付税交付金等	19,769
運営費交付金	816
公共用施設整備費等	501
庁費等	2,191
公債事務取扱費	292
減価償却費	4,113
貸倒引当金繰入額等	1,038
利払費	10,361
資産処分損益	342
出資金等評価損	811
その他の業務費用	2,665
本年度業務費用合計	122,881

資産・負債差額増減計算書

(単位：十億円)

前年度末資産・負債差額	△241,922
本年度業務費用合計	△122,881
財源	99,868
租税等財源	45,369
その他の財源	54,499
資産評価差額等	△537
公的年金再計算差額	18,581
その他の資産負債差額の増減	1,732
本年度末資産・負債差額	△245,158

区分別収支計算書

(単位：十億円)

業務収支	△5,959
財源	135,379
業務支出	△137,080
施設整備支出	△4,258
財務収支	37,160
公債発行等収入	193,245
公債償還等支出	△156,084
本年度収支(業務収支+財務収支)	31,200
資金への繰入等	△7,636
資金残高等	18,925
本年度末現金・預金残高	42,489

(注) 単位未満は切捨。

## 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」のポイント

### 1. 財務書類の一層の活用について

#### (1) 国民に対するわかりやすい説明

- 財務書類の公表に際し、様々な媒体を通じて、わかりやすい説明に努めるべき。

#### (2) 財政活動の効率化・適正化のための財務書類の活用

- マクロ面:「国の財務書類」における情報を活用。
- ミクロ面: 予算書・決算書を見直して政策評価との連携を強化するための検討作業の成果を踏まえ、「省庁別財務書類」におけるコスト情報の開示方法等について、今後、ワーキンググループにおいて検討。

#### (3) 財務書類の作成・公表の早期化

- 新たなシステムを導入するか否かについて、東京都の事例も参考にしつつ、コストとメリットを検討すべき。

### 2. 特別会計に関する情報開示の在り方について

- 一覧性・総覧性を持った形で国の財政状況を説明するための新たな予算参考書類を作成。
- 全特別会計について、法律の規定に基づき、企業会計

の考え方を活用した財務書類を作成。

- 特別会計の一定の財務情報について、容易にアクセスできる方法による開示を義務づけ。

### 3. 地方における取組みとの連携について

- 国と地方の財務書類について、できる限りの整合性が図られた上で、地方における財務書類作成の一層の普及が進められることを期待。

### 4. 国際的な公会計に関する基準との関係について

- 今後とも公会計の基準の議論に際し、「国際公会計基準(IPSAS)」を参考にしていくことが適当。
- 「国民経済計算(SNA)」や「政府財政統計(GFS)」といったマクロ統計の基準と IPSAS との調和を図るための国際的な検討の状況を注視すべき。

### 5. その他

- 公的年金に係る負債計上の在り方について、ワーキンググループにおいて再度検討。

## 過去３年の「建議」における主な指摘事項について

### [医療]

- 高齢者の患者負担の見直し
  - ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく
- 食費・ホテルコストの取扱いの見直し
  - ・ 療養病床はもとより、一般病床に入院する者についても、食費・居住費については原則自己負担化
- 先発品の保険給付の見直し
  - ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入
- 保険免責制の導入
  - ・ 一定金額までの保険免責制の導入
- 市販類似薬の保険給付の見直し
  - ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化
- 高額療養費の見直し
  - ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

### [年金]

- マクロ経済スライドの導入
  - ・ 保険料を上限で固定し給付で調整する自動財政均衡メカニズムの創設
- 支給開始年齢の見直し
  - ・ 支給開始年齢の引上げ
- 基礎年金国庫負担割合の引上げ
  - ・ 安定財源（税財源）の確保等

## [介護]

### ○ 給付範囲の見直し

- ・ 施設給付における食費・居住費の見直し
- ・ 軽度者に対する給付や、日常生活支援の側面が強い給付については、給付を真に必要なものに重点化、給付対象から除外、自己負担割合の引上げを含め、重点化を検討すべき。

### ○ 自己負担割合

- ・ 利用者の自己負担率を2～3割に引上げ

### ○ 負担の公平

- ・ 負担軽減措置の判定にあたって資産も考慮すべき。
- ・ 受給者の死後、残された資産により費用を回収する仕組みの検討

## [生活保護]

### ○ 基準・加算

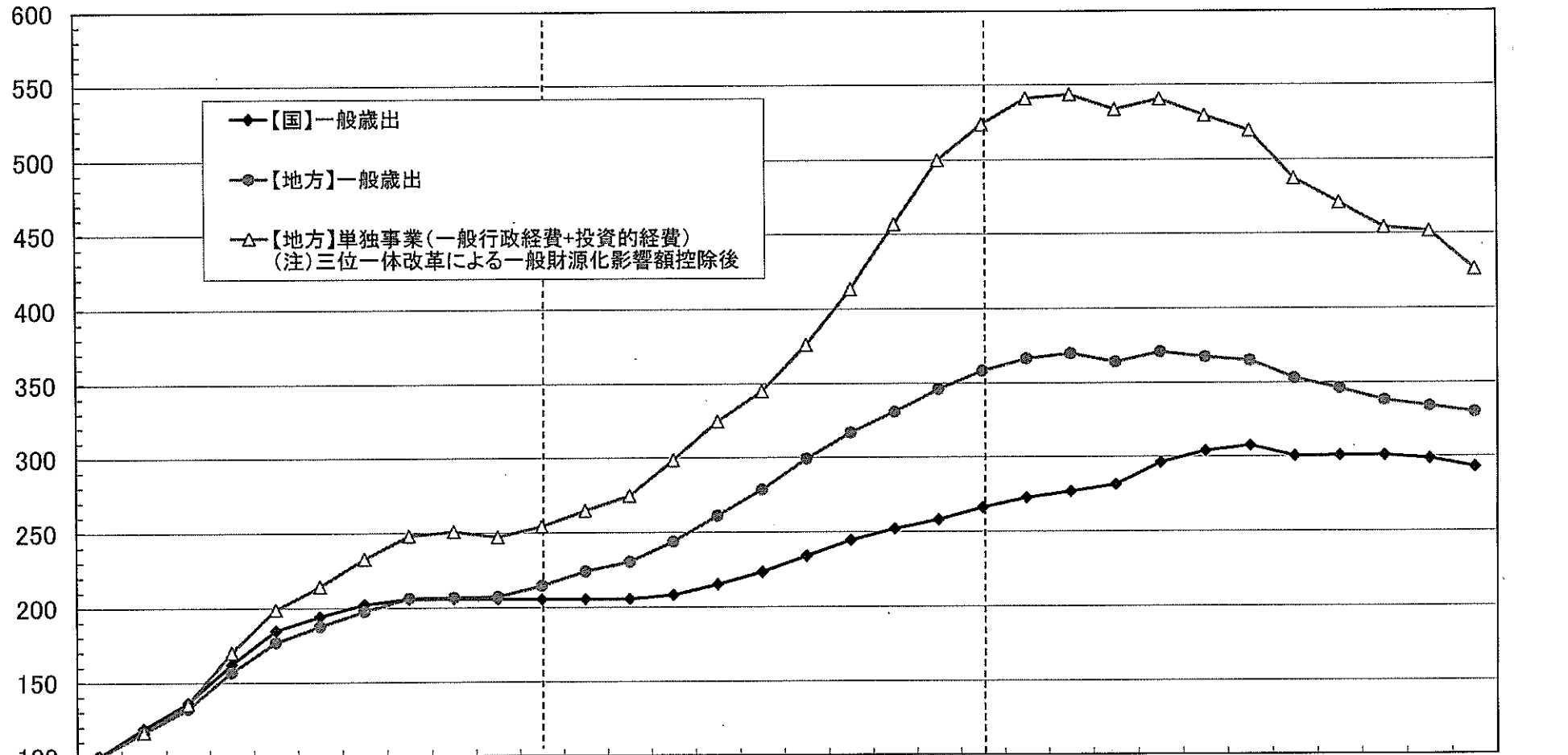
- ・ 生活扶助基準について、被保護者のモラルハザードを生むことのないよう、一般の低所得者層との関係を考慮し、適正な引下げ
- ・ 老齢加算、母子加算の見直し

## [雇用]

### ○ 国庫負担

- ・ 雇用保険制度について国庫負担のあり方を含め見直し

# 国と地方の一般歳出の伸び(50年度=100)(当初)



	'75 (昭50)	'76 (昭51)	'77 (昭52)	'78 (昭53)	'79 (昭54)	'80 (昭55)	'81 (昭56)	'82 (昭57)	'83 (昭58)	'84 (昭59)	'85 (昭60)	'86 (昭61)	'87 (昭62)	'88 (昭63)	'89 (平元)	'90 (平2)	'91 (平3)	'92 (平4)	'93 (平5)	'94 (平6)	'95 (平7)	'96 (平8)	'97 (平9)	'98 (平10)	'99 (平11)	'00 (平12)	'01 (平13)	'02 (平14)	'03 (平15)	'04 (平16)	'05 (平17)	'06 (平18)	(年度)
【国】一般歳出	15.8	18.8	21.5	25.7	29.2	30.7	32.1	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	32.6	33.0	34.1	35.4	37.0	38.7	39.9	40.9	42.1	43.1	43.8	44.5	46.9	48.1	48.7	47.5	47.6	47.6	47.3	46.4	(兆円)
【地方】一般歳出	20.2	23.4	26.6	31.6	35.6	37.7	39.8	41.6	41.7	41.8	43.3	45.1	46.4	49.1	52.6	56.1	60.3	63.8	66.6	69.7	72.2	73.8	74.5	73.4	74.7	74.0	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	
【地方】単独事業 (一般+投資)	5.5	6.4	7.5	9.4	11.0	11.9	12.9	13.7	13.9	13.7	14.1	14.6	15.2	16.5	18.0	19.1	20.8	22.9	25.3	27.7	29.0	30.0	30.1	29.5	29.9	29.3	28.8	27.0	26.1	25.1	25.0	23.6	

(注) 国は当初予算額、地方は地方財政計画額である。いずれも50年度=100としたもの。

# 地方交付税率

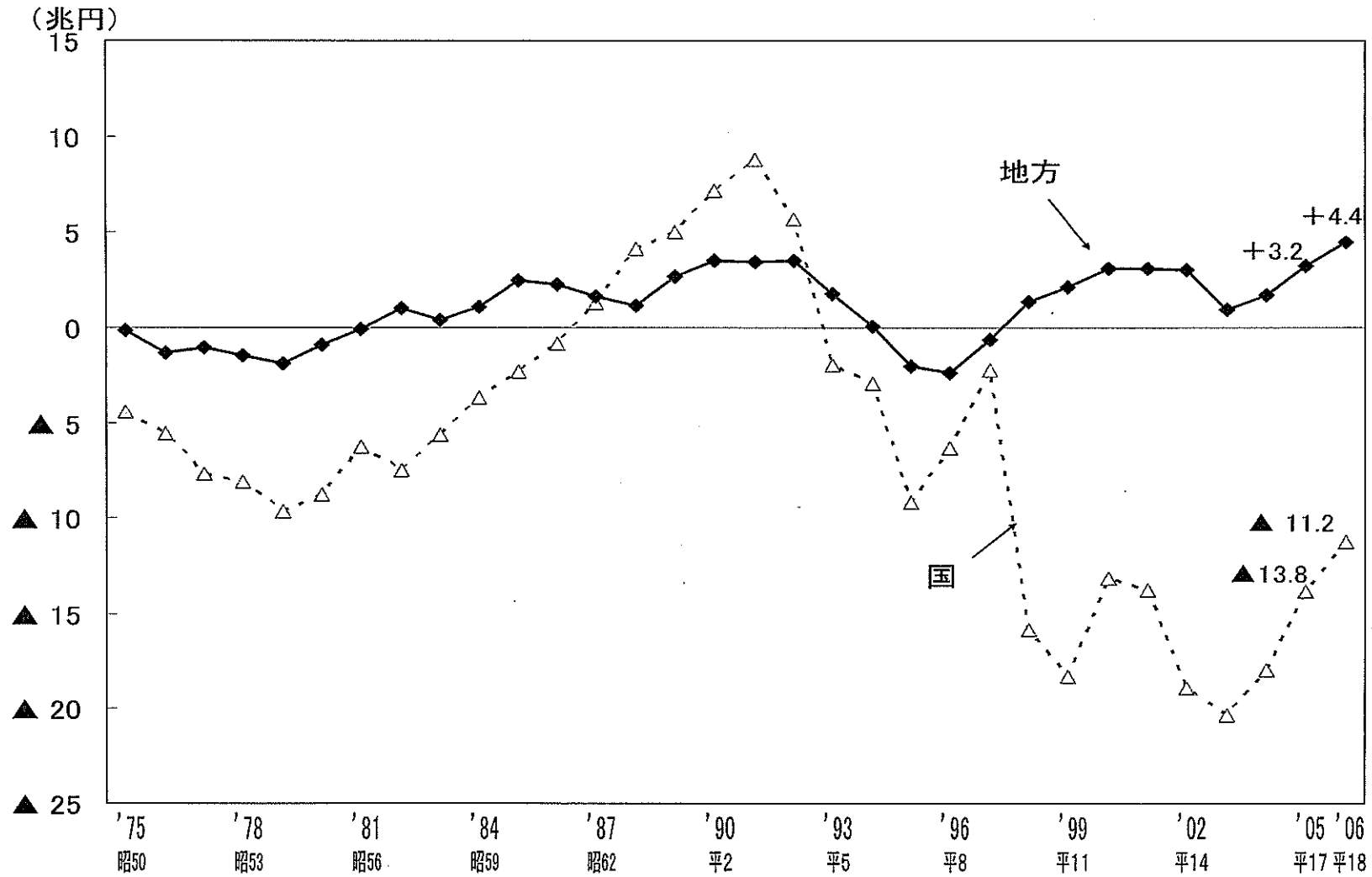
(単位：%)

年 度	地方交付税率		
	国税三税	消費税	たばこ税
1954 (昭29)	(当初予算) 所得税 19.66 法人税 19.66 酒 税 20.0  (補正後予算) 所得税 19.874 法人税 19.874 酒 税 20.0		
1955 (昭30)	22.0		
1956 (昭31)	25.0		
1957 (昭32)	26.0		
1958 (昭33)	27.5		
1959 (昭34)	28.5		
1961 (昭36)			
1962 (昭37)	28.9		
1964 (昭39)			
1965 (昭40)	29.5		

年 度	地方交付税率		
	国税三税	消費税	たばこ税
1966 (昭41)	32.0		
1988 (昭63)			
1989 (平元)	32.0	24.0	25.0
1996 (平8)			
1997 (平9)	32.0	29.5	25.0
1998 (平10)			
1999 (平11)	所得税 32.0 法人税 32.5 酒 税 32.0	29.5	25.0
2000 (平12)	所得税 32.0	29.5	25.0
2006 (平18)	法人税 35.8 酒 税 32.0		
2007 (平19)	所得税 32.0 法人税 34.0 酒 税 32.0	29.5	25.0

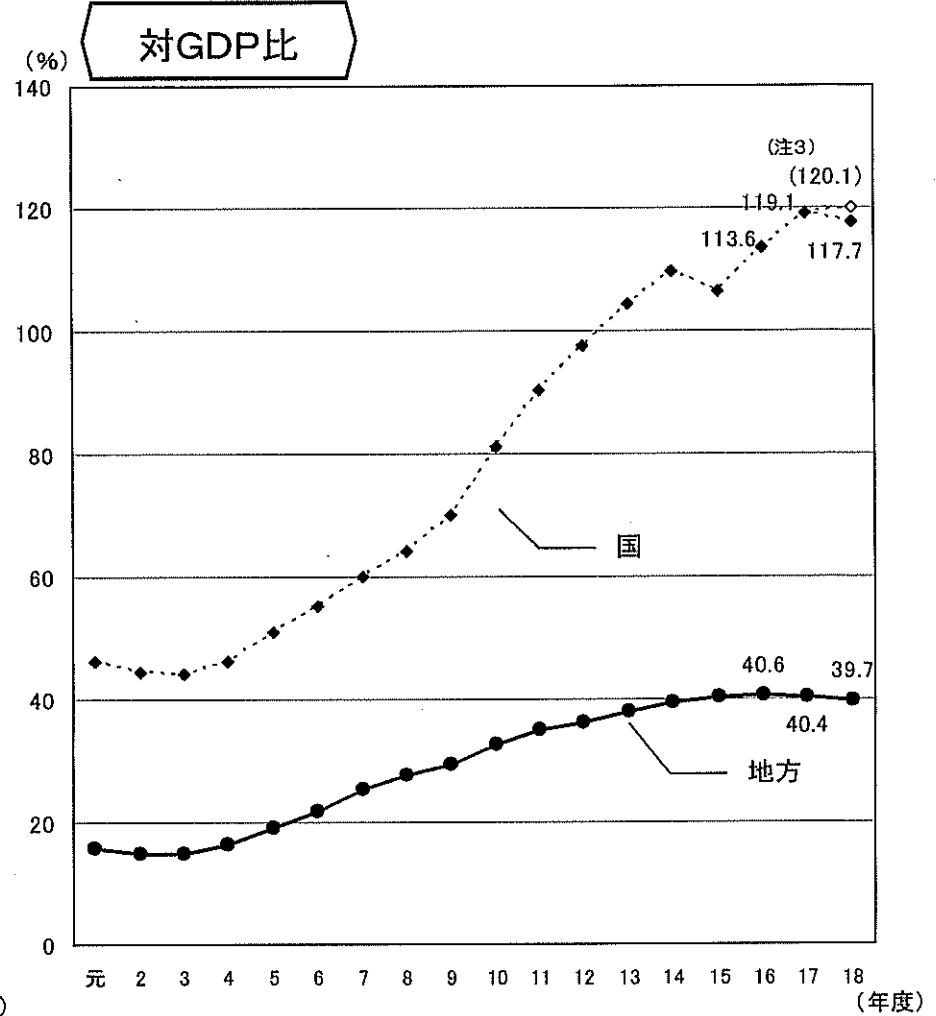
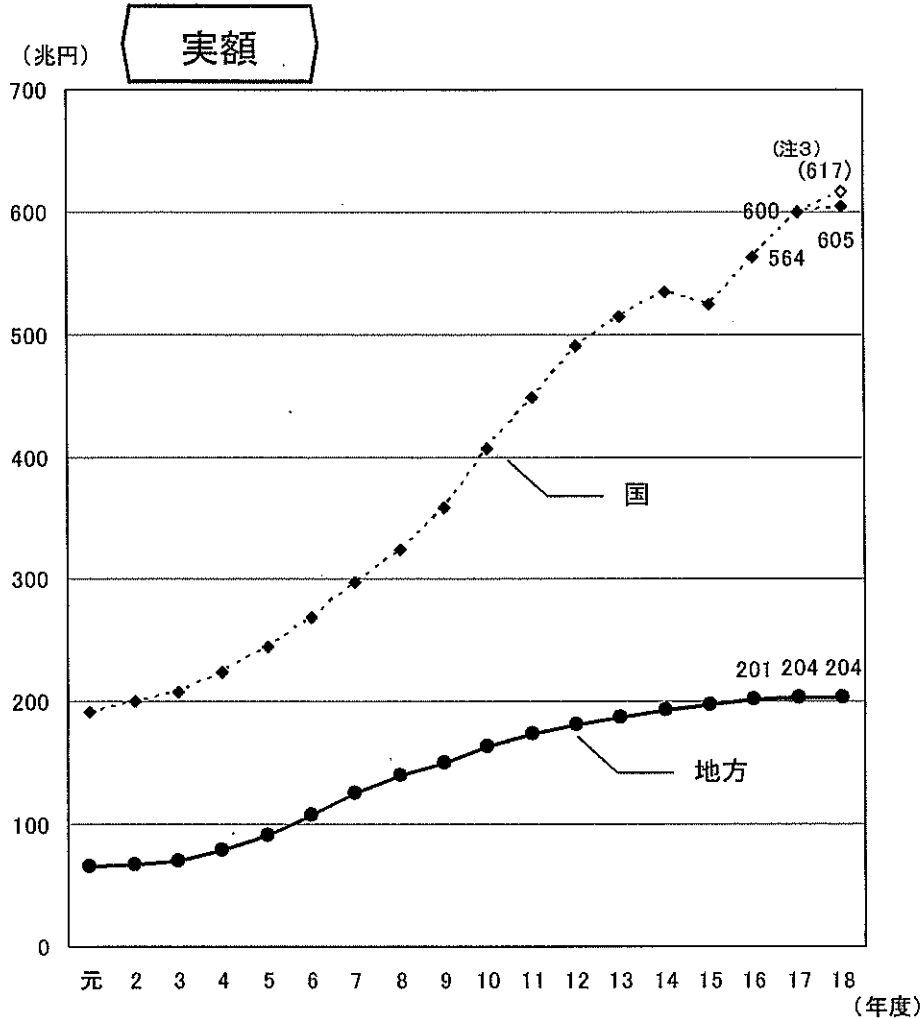


## 国と地方の基礎的財政収支の推移



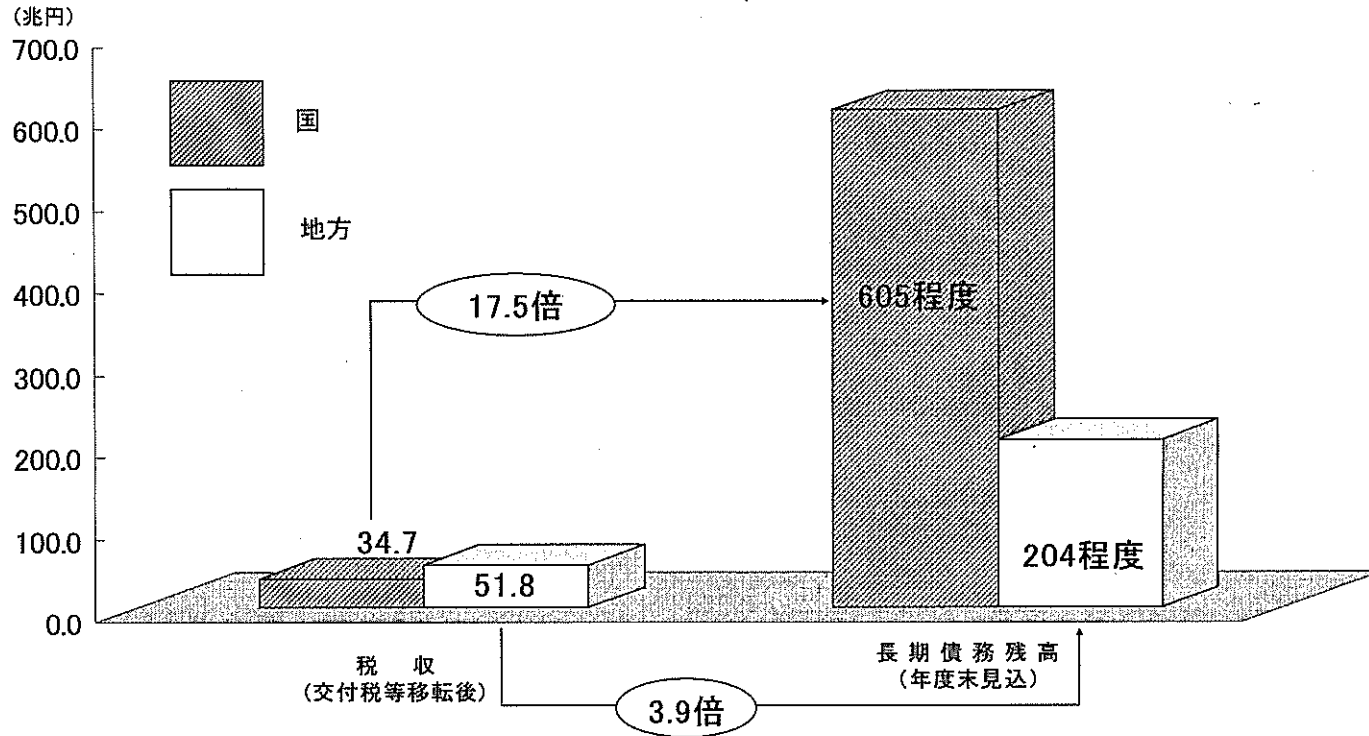
(注) 1. 国：「国債費－公債金収入」(一般会計) (16年度までは決算ベース、17年度は補正予算ベース、18年度政府予算ベース)  
 2. 地方：「(公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費)－地方債」(地方財政計画ベース)、18年度は概数

## 国と地方の長期債務残高の推移



- (注) 1. 平成16年度までは決算額、17年度は補正後予算額、18年度は予算額である。  
 2. GDPは、17年度は実績見込み、18年度は政府見通し。  
 3. 平成18年度末見込みの残高は、財政融資資金特別会計の金利変動準備金からの繰入(12兆円)を見込んだ額。なお、カッコ内は仮に買入消却を行わなかった場合の計数。  
 4. 国の長期債務残高は、普通国債、交付国債、出資国債等、日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債及び借入金の残高の合計。地方の長期債務残高は、地方債、公営企業債(普通会計負担分)及び交付税特別会計借入金の残高の合計。

## 国と地方の債務残高と税収の比率（18年度末見込み）



- (注) 1. 国税収は特会諸税を含む  
 2. 地方税収は、地方財政計画ベースの見込額+地方財政計画外税収  
 3. 交付税等移転後税収は、地方交付税法定率分及び地方譲与税を国から地方へ移転した後の計数  
 4. 国の長期債務残高は、普通国債、交付国債、出資国債等、日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債及び借入金の残高の合計。地方の長期債務残高は、地方債、公営企業債（普通会計負担分）及び交付税特別会計借入金の残高の合計。

# 国・地方の新規債務と債務残高（平成18年度）

## 国 (一般会計)

国債発行額	299,730億円
うち特例公債	244,890億円
建設公債	54,840億円

〔参考〕

国債費	187,616億円
プライマリーバランス 基礎的財政収支	▲11.2兆円



公債残高	約 542兆円
うち特例公債	約 296兆円
長期債務残高	約 605兆円

## 地方 (地財計画)

地方債発行額	108,174億円
うち臨時財政対策債	29,072億円
減税補てん債	4,520億円
財源対策債	16,500億円
その他	58,082億円

---

交付税特会借入金 (地方負担分)	6,166億円
---------------------	---------

〔参考〕

公債費（企業債償還費含む）	151,807億円
プライマリーバランス 基礎的財政収支	+4.4兆円





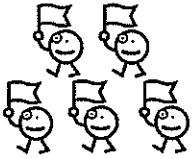
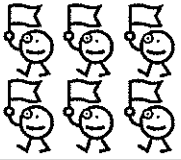
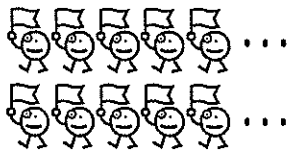
地方債残高	約 143兆円
うち特例公債	約 26.3兆円
長期債務残高	約 204兆円

## フロー (新規発生債務)

## ストック (累積債務) (18年度末)

# 国・地方の財政健全化の道程比較

 の数は難易度を示す。

	国（一般会計）	地方（地方財政計画）
<b>プライマリー・バランスの回復</b> 	<p>▲11.2兆円</p> <p>↓</p> <p>達成するには、 公債発行額 <b>11.2兆円</b>の縮減が必要</p>	<p>+4.4兆円</p> <p>↓</p> <p><b>達成済み</b></p>
<b>赤字債脱却</b> 	<p>特例公債 <b>244,890億円</b></p> <p>↓</p> <p>達成するには、 公債発行額 <b>24.5兆円</b>の縮減が必要</p>	<p>臨時財政対策債 <b>29,072億円</b>  減税補てん債 <b>4,520億円</b>  交付税特会借入 <b>6,166億円</b>  （地方負担分）</p> <p>↓</p> <p>達成するには、 公債発行額等 <b>4.0兆円</b>の縮減が必要</p>
<b>建設債抑制</b> 	<p>公債依存度5%とするためには、 公債発行額 <b>39,843億円</b>とする必要</p> <p>↓</p> <p>達成するには、 公債発行額 <b>26.0兆円</b>の縮減が必要</p>	<p>財源対策債 <b>16,500億円</b>  （建設地方債の増発）</p> <p>↓</p> <p>達成（≒通常収支財源不足の解消）するには、上記とあわせ 公債発行額等 <b>5.6兆円</b>の縮減が必要</p>
<b>赤字債残高ゼロ</b> 	<p>特例公債残高</p> <p><b>296.0兆円</b></p>	<p>臨時財政対策債及び減税補てん債等残高 <b>26.3兆円</b>  交付税特会借入金（地方負担分）残高 <b>34.2兆円</b>  以上 計 <b>60.5兆円</b></p>

（注）通常収支財源不足とは、全ての財源不足（8.7兆円）から、恒久的減税による財源不足（3.0兆円）など特殊な財源不足を控除したものであり、建設地方債（財源対策債）の増発も含めたもの。

## 参 考

### 臨時財政対策債・減税補てん債

#### ・ 臨時財政対策債

地方の一般財源不足に対応するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例地方債。平成13年度以降、通常収支の財源不足のうち、財源対策債等を除いた額を国（一般会計加算）と地方（臨時財政対策債）で折半して補てんしている。

#### ・ 減税補てん債

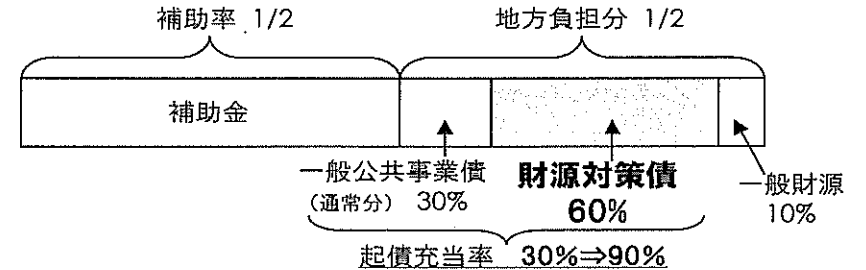
恒久的な減税等における地方公共団体の減収額を埋めるために発行される特例地方債。

(注) 通常収支の財源不足とは、全ての財源不足（8.7兆円）から、恒久的減税による財源不足（3.0兆円）など特殊な財源不足を控除したものであり、建設地方債（財源対策債）の増発も含めたもの。

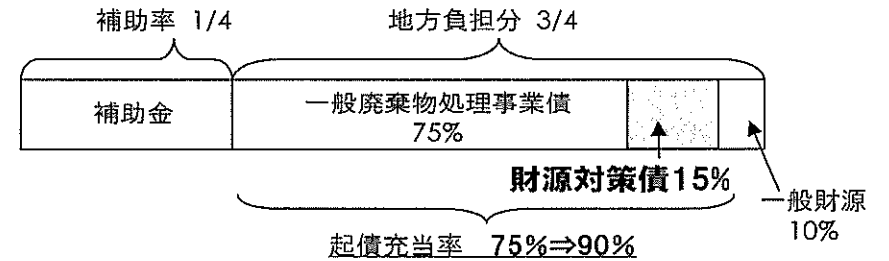
### 財源対策債

- ・ 昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された**建設地方債**。通常の建設事業については、地方財政の健全性確保の観点から、保守的な起債充当率までしか起債が許可されてこなかったが、財源不足下において、充当率の引上げが行われ、追加分は財源対策債として発行されている。

#### 広域農道整備の例



#### 廃棄物処理施設整備の例

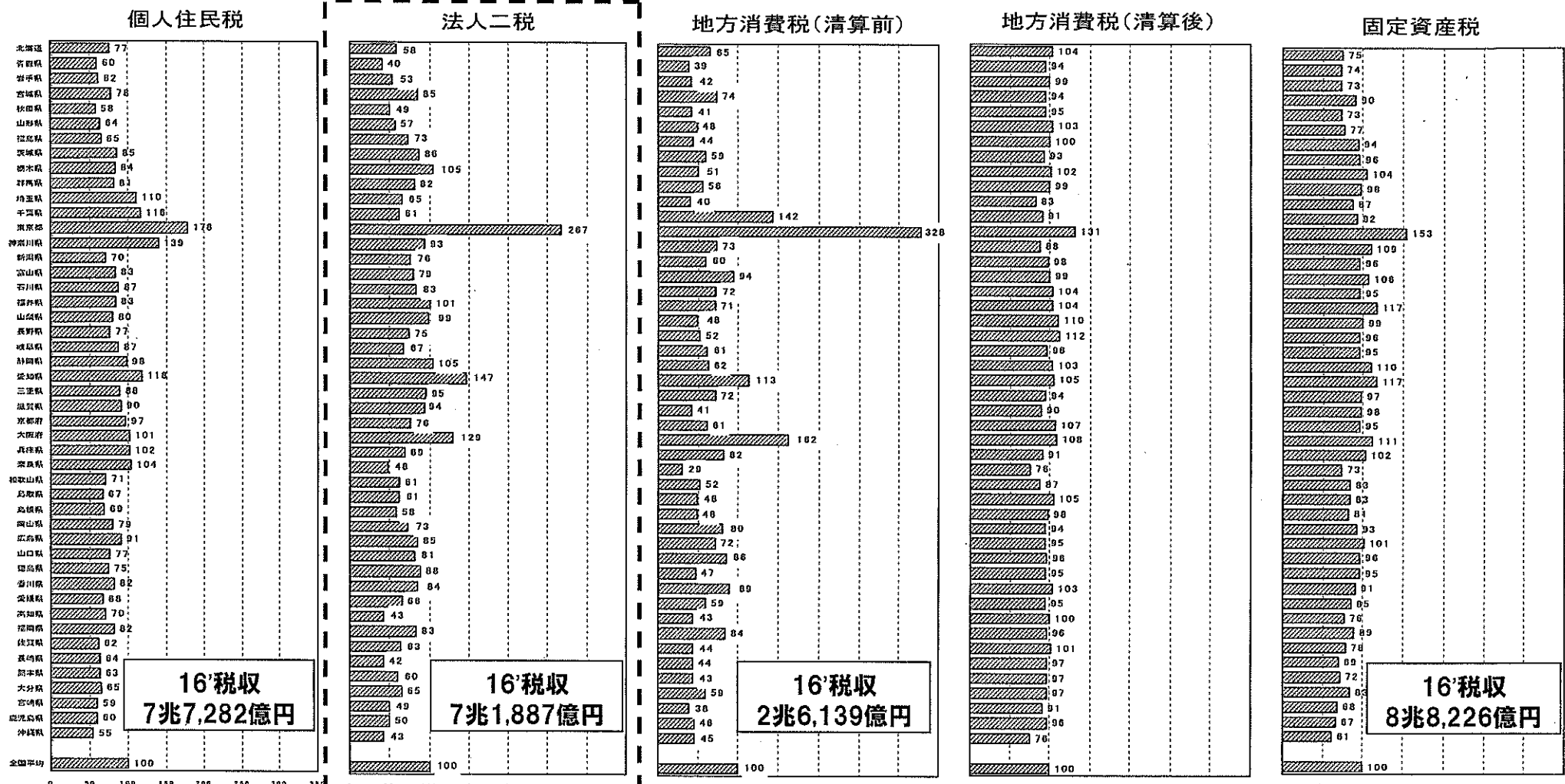


### 建設地方債抑制策としての「公債依存度5%以下」の目標について

- ・ 我が国の財政は、昭和50年度における特例公債発行開始以後、特例公債依存体質の脱却を目指して財政再建が進められたが、平成2年度当初予算において特例公債発行額ゼロを達成した。
- ・ 当時、次なる中期的な財政健全化の目標として、財政制度審議会は、概要として以下の報告（平成2年3月1日）を行っている。
  - 一建設公債の公債発行限度額一杯の発行といった特例公債発行下の緊急避難的な措置は、本来の健全財政原則に戻し、新規国債発行額の抑制により、早急に公債依存度を引下げべき。
  - 一公債依存度の具体的水準としては、各年度の新規国債発行額が、各年度の国債のネット償還額を下回る必要があるが、現在の国債残高を前提とすれば、**5%を下回る水準が一つの目処となる。**

# 主要な地方税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合：平成16年度決算)



16'税収  
7兆7,282億円

16'税収  
7兆1,887億円

16'税収  
2兆6,139億円

16'税収  
8兆8,226億円

地域間清算総額 6,626億円  
(税収の約25%)  
(4都府県→43道府県)

一括徴収・地域間清算システムの導入  
により、税源の偏在性緩和の効果

## 地方消費税の概要

● 課税方式

当分の間、国に消費税と併せて申告納付

● 税率

消費税率換算 1% (消費税額の100分の25)

● 税収

26,139億円 (平成16年度決算額)

● 配分の方式

① 都道府県間の配分

国から払い込まれた地方消費税相当額を、下記の消費に関連した基準によって都道府県間で配分

指標	ウェイト
「小売年間販売額」(商業統計)と「サービス業対個人事業収入額」(サービス業基本統計)の合算額	6/8
「人口」(国勢調査)	1/8
「従業者数」(事業所・企業統計)	1/8

② 市町村への配分

①による配分後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市町村に対して、人口及び従業者数にあん分して交付

指標	ウェイト
「人口」(国勢調査)	1/2
「従業者数」(事業所・企業統計)	1/2



# 国の人件費の推移（一般会計負担ベース、当初予算）

（単位：億円、%、万人）

年度	一般会計負担の人件費			うち一般会計職員の人件費			（参考）国の総人件費〔一般会計〕			予算定員	
	予算額	対前年度増△減額	対前年度増△減率	予算額	対前年度増△減額	対前年度増△減率	予算額	対前年度増△減額	対前年度増△減率	一般会計	一般＋特会
平成9 (1997)	65,097	1,025	1.57%	46,682	885	1.93%	109,685	2,410	2.25%	56.4	115.6
平成10 (1998)	65,462	365	0.56%	47,459	777	1.66%	110,538	853	0.78%	55.9	114.8
平成11 (1999)	66,178	716	1.08%	47,937	478	1.01%	111,995	1,457	1.32%	55.7	114.3
平成12 (2000)	66,608	429	0.64%	48,358	421	0.88%	109,302	△2,693	△2.40%	55.3	113.4
平成13 (2001)	65,283	△1,325	△2.0%	47,028	△1,330	△2.75%	108,096	△1,206	△1.10%	53.3	110.7
平成14 (2002)	64,879	△404	△0.6%	46,913	△115	△0.24%	108,227	131	0.12%	53.2	109.7
平成15 (2003)	64,409	△470	△0.7%	46,660	△253	△0.54%	103,082	△5,145	△4.75%	53.3	79.6
平成16 (2004)	50,121	△14,288	△28.5%	46,820	160	0.34%	83,579	△19,503	△18.92%	53.2	61.8
平成17 (2005)	49,936	△185	△0.4%	46,571	△249	△0.53%	78,830	△4,749	△5.68%	53.0	61.5
平成18 (2006)	49,690	△246	△0.5%	46,390	△181	△0.39%	73,894	△4,936	△6.26%	53.0	61.3

削減額合計  
▲15,593億円

<これまでの歳出削減の主な要因>

- 独立行政法人化（▲1兆5,300億円程度）
- 人事院勧告によるマイナス給与改定（▲2,500億円程度）
- その他（※）（+2,200億円程度）

（※）「その他」とは、平均年齢の上昇等による人件費の増要因、独法化以外の定員純減による減要因の総和。

（注）各用語の定義は次のとおり。

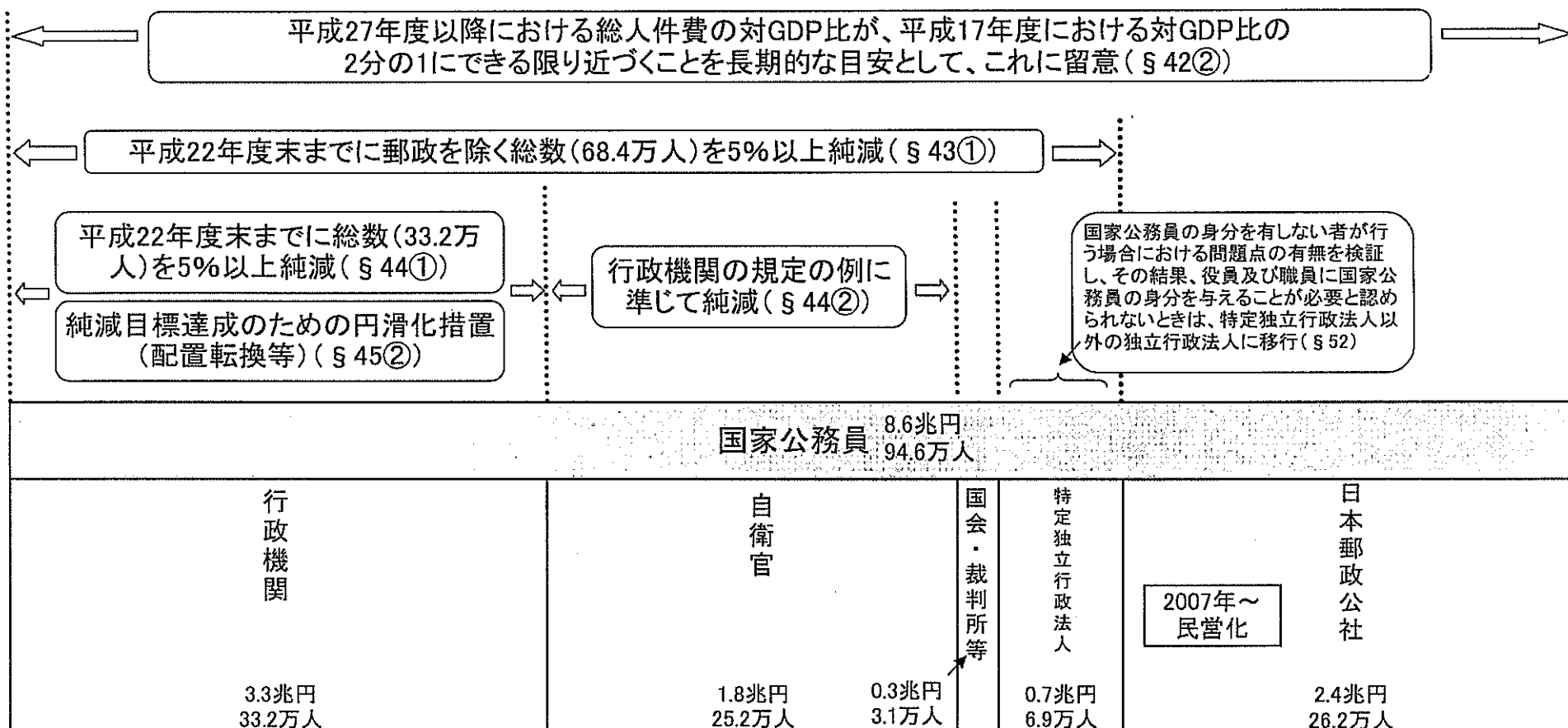
「一般会計負担の人件費」：「一般会計職員の人件費」に特別会計職員に対する繰入分を加えたもの。

「国の総人件費（一般会計）」：「一般会計職員の人件費」に、議員歳費や義務教育国庫負担金等を加えたもの。

● 総人件費改革（国家公務員）

< 国の取組 >

行革事務局作成



凡例) § 42② = 行革推進法第42条第2項

注1) 行政機関、自衛官、国会・裁判所等の定員は、平成17年度末現在。人件費は、平成17年度予算額。

注2) 特定独立行政法人の役職員数は、平成18年1月1日現在。人件費は、平成16年度実績。

注3) 日本郵政公社の役職員数は、平成16年度末現在。人件費は、平成16年度決算額。

● 総人件費改革（地方公務員）

行革事務局作成

< 地方の取組 >

- ・政府は、平成22年4月1日における地方公務員の総数が平成17年4月1日の総数(304.2万人)から4.6%以上純減したものとなるよう、地方公共団体に職員数の厳格な管理を要請(§ 55①)
- ・政府は、地方公務員の配置に関する基準を見直すほか、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努める(§ 55②)
- ・政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずる(§ 55③)
- ・地方公共団体は、職員数を厳格に管理(§ 55④)
- ・地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、公立大学法人又は一般地方独立行政法人等への移行を推進(§ 55⑤)

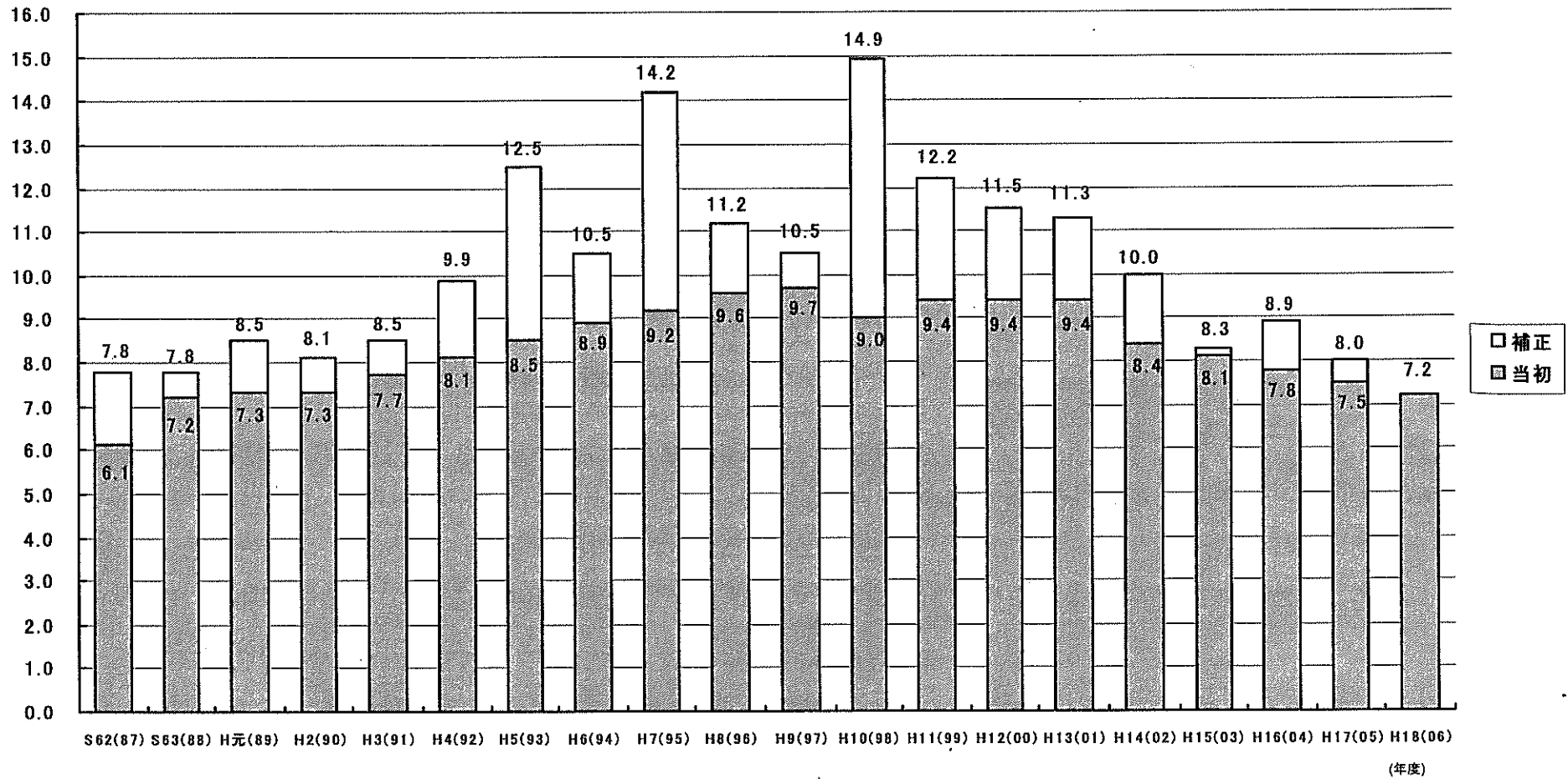
地方公務員 28.5兆円 304.2万人					
一般行政	(公営企業 病院・水道等)	教 育	警 察	消 防	福 祉 関 係
〔 5.9兆円〕 〔 66.5万人〕	〔 3.5兆円〕 〔 38.6万人〕	〔 11.3兆円〕 〔 114.0万人〕	〔 2.7兆円〕 〔 27.4万人〕	〔 1.5兆円〕 〔 15.6万人〕	〔 3.6兆円〕 〔 42.1万人〕

凡例) § 55① = 行革推進法第55条第1項

注) 地方公務員の定員は平成17年4月1日現在、人件費は平成16年度決算額からの推計。

### 公共事業関係費の推移

(兆円)



※NTT-Aを除く

→ 景気対策としての追加

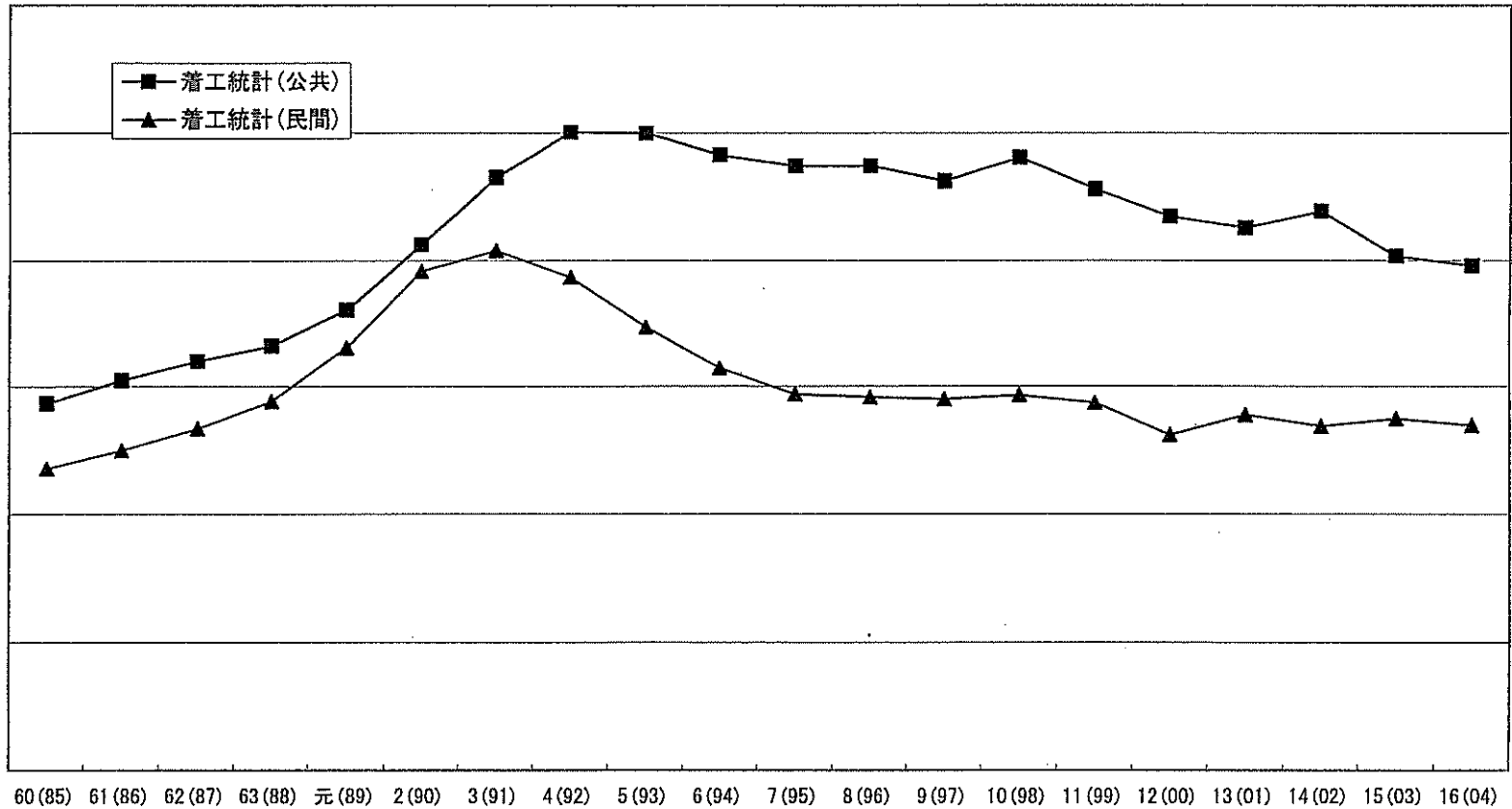
# 社会資本整備の進捗状況

		90年 (平成2年度)	→	05年 (平成17年度)	
○ ダムの数	(箇所数)	313	→	459	(+47%)
○ 水害区域面積	(ha)	53,558	→	26,547	(▲50%)
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="margin-right: 5px;">洪水等の災害により浸水した区域の概ね過去10年間の</div> <div style="margin-right: 5px;">平均面積</div> </div>					
○ 道路延長	(km)	4,862	→	8,836	(+82%)
(高規格幹線道路)					
○ 交通容量台キ口	(百万台* <sub>日</sub> /12h)	1,215	→	1,542	(+27%)
○ 重要港湾の岸壁数	(箇所数)	7	→	51	(+629%)
(水深1.4m以深)					
○ 空港数	(箇所数)	82	→	97	(+18%)
○ 汚水処理人口普及率	(%)	62	→	79.4	(+17.4%* <sub>点</sub> )
○ 都市公園	(箇所数)	57,139	→	89,216	(+56%)
○ 整備済み農地面積	(万ha)	253	→	317	(+25%)

## 公共と民間の着工統計単価の推移

m<sup>2</sup>単価  
(千円)

300  
250  
200  
150  
100  
50  
0

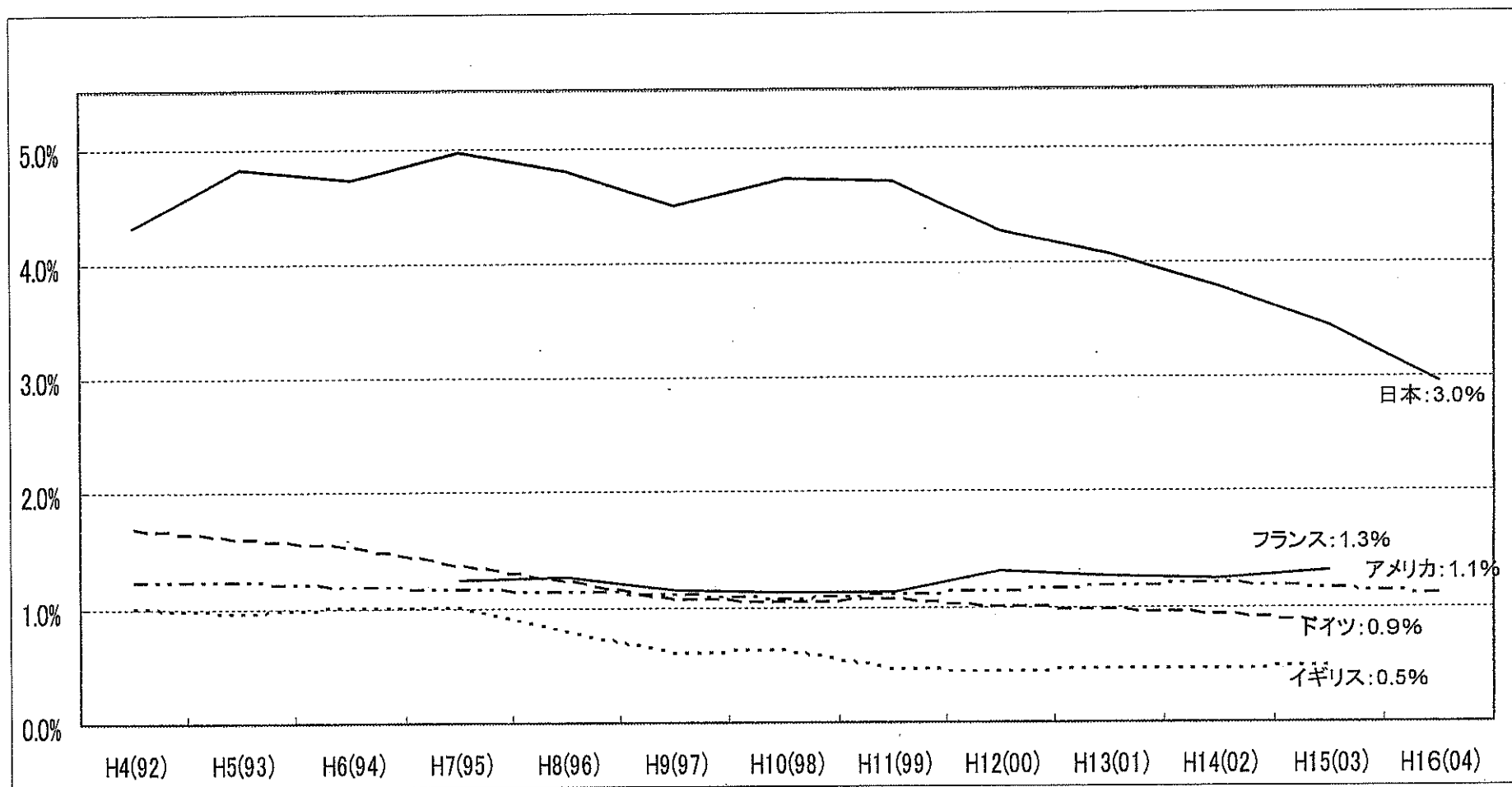


年度

※「公共」は、建築主が国、都道府県及び市町村のもの、  
 「民間」は、建築主が会社のもの  
 ※m<sup>2</sup>単価は、工事費予定額を床面積で除した値

出典：建築着工統計(国土交通省)

## 一般政府総資本形成(うち公共事業相当分)の対GDP比の推移



(出典) 日本: 国民経済計算、その他各国: OECD / National Accounts 2005

(注) 1. 公共事業関係費相当分の試算は、SNAの「政府の機能別分類」(COFOG: Classification of Functions of Government)のうち、分類04経済業務、分類05環境保護、分類06住宅・地域アメニティに属する事業を公共事業に相当するものとして試算。ただし、アメリカについては、アメリカ独自の統計NIPAIにおいて、05環境保護の多大部分が06住宅・地域サービスに含まれるものと整理されているため、04経済業務及び06住宅・地域アメニティに属する事業を公共事業に相当するものとして試算。

2. 日本以外の各国については、一般政府Igiに一般政府在庫品増加を加えた一般政府総資本形成の内訳

# 地方一般行政職と小・中学校教職員の年齢別給料月額の比較

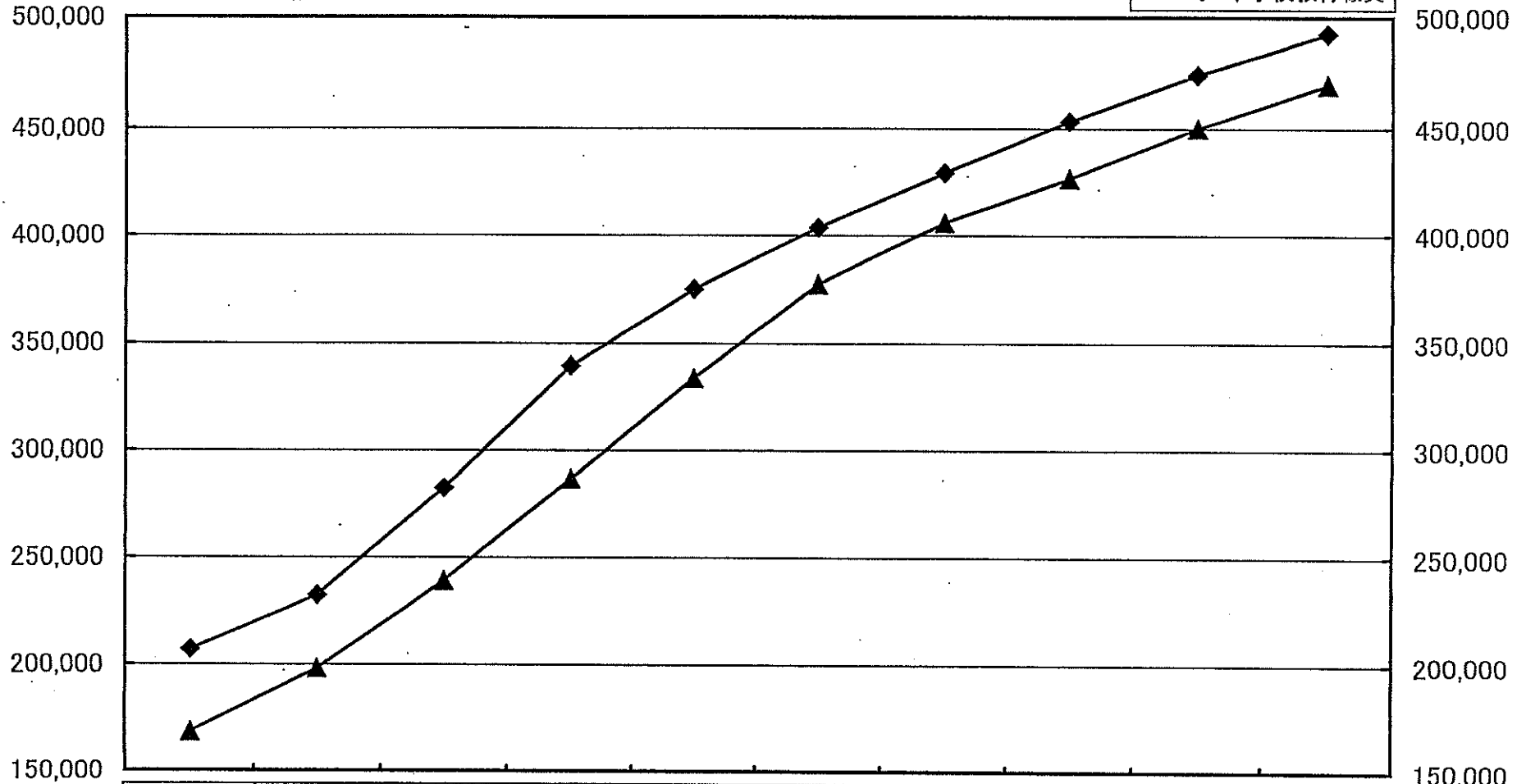
(平成15年度ベース)  
(2003)

(単位:円)

【全都道府県】

▲ 一般行政職  
◆ 小・中学校教育職員

(単位:円)



	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	平均月額	平均年齢
一般行政職A	168,492	198,279	239,170	286,640	333,820	377,586	406,214	426,979	450,171	469,981	358,852	42.4
小・中学校教育職員B	207,137	232,533	282,351	339,428	375,203	403,874	429,626	453,311	474,319	492,622	399,842	43.0
B/A	123%	117%	118%	118%	112%	107%	106%	106%	105%	105%	111%	

・平成15年度地方公務員給与の実態(平成15年4月1日地方公務員給与実態調査結果より)  
(2003)



## 入学定員割れの私立大学数と私立短期大学数の年度推移

区分	私立大学				私立短期大学			
	集計 大学数	定員割れ 大学数	定員割れ の割合	50%未満 大 学	集計 短大数	定員割れ 短大数	定員割れ の割合	50%未満 短 大
	校	校	%	校	校	校	%	校
(1989) H元	358	14	3.9	1	477	32	6.7	3
(1990) H2	366	15	4.1	1	483	18	3.7	1
(1991) H3	373	22	5.9	1	486	13	2.7	0
(1992) H4	379	27	7.1	1	492	11	2.2	1
(1993) H5	385	19	4.9	1	494	15	3.0	0
(1994) H6	401	19	4.7	2	493	18	3.7	1
(1995) H7	410	18	4.4	2	491	58	11.8	2
(1996) H8	419	16	3.8	1	491	86	17.5	3
(1997) H9	425	23	5.4	1	493	139	28.2	12
(1998) H10	439	35	8.0	1	486	181	37.2	15
(1999) H11	450	89	19.8	3	469	238	50.7	28
(2000) H12	471	133	28.2	17	453	265	58.5	41
(2001) H13	493	149	30.2	22	449	246	54.8	46
(2002) H14	508	144	28.3	13	435	209	48.0	38
(2003) H15	521	147	28.2	17	416	190	45.7	31
(2004) H16	533	155	29.1	15	400	164	41.0	20
(2005) H17	542	160	29.5	17	383	158	41.3	16

日本私立学校振興・共済事業団「これからのマネジメントを考える」より

## 教科書特約供給所・教科書取次供給所数

都道府県	特約供給所名	取次供給所数	都道府県	特約供給所名	取次供給所数	
北海道	(株)北海道教科書供給所	351	愛知	(株)愛知県教科書特約供給所	} 135	
青森	青森県図書教育用品(株)	55	〃	愛知県教科用図書卸商業協同組合		
岩手	岩手教科図書(株)	57	三重	(株)三重県教科書特約供給所	49	
宮城	(株)宮城県教科書供給所	57	滋賀	滋賀教科図書販売(株)	44	
秋田	秋田県教育図書(株)	57	京都	京都府教科図書販売(株)	78	
山形	(株)山形県教科書供給所	48	大阪	大阪教科書(株)	148	
福島	(有)福島県教科用図書販売所	75	兵庫	兵庫県教科書(株)	122	
茨城	茨城県教科書販売(株)	83	奈良	奈良県教科書(株)	44	
栃木	(株)栃木県教科書供給所	51	和歌山	和歌山県教科書販売(株)	67	
群馬	(有)群馬県教科書特約供給所	44	鳥取	鳥取県教科図書販売(株)	29	
埼玉	(株)埼玉県教科書供給所	95	島根	島根県教科図書販売(株)	39	
千葉	千葉県教科書特約販売(株)	95	岡山	岡山県教科図書販売(株)	70	
東京	東京教科書供給(株)	134	}	広島	広島県教科用図書販売(株)	70
〃	東京都第一教科書供給(株)	52		山口	山口教科書供給(株)	52
〃	(株)東京都西北教科書供給所	65		徳島	徳島県教販(株)	33
〃	東京都東部教科書供給(株)	72		香川	香川県教科図書(株)	41
〃	東京都三多摩教科書供給(株)	49		愛媛	愛媛県教科図書(株)	61
〃	八南教科書供給(株)	22		高知	高知県教科書(株)	38
神奈川	神奈川県教科書販売(株)	105	福岡	福岡県教科図書(株)	122	
新潟	(株)新潟県教科書供給所	95	佐賀	佐賀県教科書(株)	34	
富山	富山県教科用図書販売(株)	41	長崎	長崎県教科書(株)	52	
石川	(株)石川県教科書販売所	59	熊本	(株)熊本県教科書供給所	52	
福井	(株)福井県教科書供給所	39	大分	大分図書(株)	41	
山梨	(株)山梨県教科用図書特約供給所	32	宮崎	宮崎県教科図書販売(株)	38	
長野	(株)長野県教科書供給所	69	鹿児島	鹿児島書籍(株)	92	
岐阜	岐阜県教販(株)	81	沖縄	沖縄県教科書供給(株)	25	
静岡	静岡教科書(株)	81	計	53	3,640	

### 大取次 (6社)

(株)大阪屋	(株)中央本社	(株)日教販	教科書販売(株)
(株)トーハン	日本出版販売(株)		

### 教科書関係団体

名称	所在地	電話番号
(社)教科書協会	東京都江東区千石1-9-28	03-5606-9781
(財)教科書研究センター	東京都江東区千石1-9-28	03-5606-4311
(社)全国教科書供給協会	東京都江東区千石1-9-28	03-5606-9791
(財)海外子女教育振興財団	東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階	03-4330-1341

## 育英奨学金事業における要返還債権及び延滞債権の推移

区 分	平成3年度末 (1991)	平成4年度末 (1992)	平成5年度末 (1993)	平成6年度末 (1994)	平成7年度末 (1995)	平成8年度末 (1996)	平成9年度末 (1997)
総貸与残高	13,910 億円	14,644 億円	15,413 億円	16,262 億円	17,137 億円	18,013 億円	18,946 億円
返還を要する債権額	7,492 億円	8,153 億円	8,829 億円	9,515 億円	10,171 億円	10,788 億円	11,477 億円
うち延滞債権額	669 億円	706 億円	770 億円	821 億円	871 億円	938 億円	980 億円

区 分	平成10年度末 (1998)	平成11年度末 (1999)	平成12年度末 (2000)	平成13年度末 (2001)	平成14年度末 (2002)	平成15年度末 (2003)	平成16年度末 (2004)
総貸与残高	19,941 億円	21,772 億円	24,287 億円	27,133 億円	30,258 億円	33,812 億円	37,997 億円
返還を要する債権額	12,246 億円	13,165 億円	14,085 億円	15,486 億円	17,340 億円	19,794 億円	22,568 億円
うち延滞債権額	952 億円	1,009 億円	1,097 億円	1,165 億円	1,363 億円	1,564 億円	1,787 億円

(注) 1. 総貸与残高とは、奨学金制度創設以降平成16年度末までの貸与総額から回収済額と返還免除等額を除いた額である。

2. 延滞債権額とは、返還期日を3ヶ月以上経過して延滞している債権の貸付元金残高である。

(独立行政法人日本学生支援機構調べ)

(2006) (2016)  
奨学金事業に係る一般会計負担額の将来推計 (平成18年度～平成28年度)

(単位：億円)

区 分		平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
事業費合計 (A+C)		7,809.8	7,980.4	8,084.3	8,121.7	8,149.0	8,176.6	8,188.4	8,200.3	8,212.2	8,224.0	8,235.9
無 利 子 貸 与	事業費総額 (A)	2,531.4	2,490.0	2,500.7	2,512.9	2,524.7	2,536.6	2,548.5	2,560.3	2,572.2	2,584.0	2,595.9
	財源 政府貸付金 (B)	813.4	840.2	800.9	758.4	733.5	711.8	682.1	669.1	665.8	664.0	662.6
	返還金充当額	1,718.0	1,649.8	1,699.8	1,754.5	1,791.3	1,824.8	1,866.4	1,891.2	1,906.4	1,920.0	1,933.3
有 利 子 貸 与	事業費総額 (C)	5,278.4	5,490.4	5,583.5	5,608.9	5,624.3	5,640.0	5,640.0	5,640.0	5,640.0	5,640.0	5,640.0
	財源 財政融資資金	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0	3,473.0
	財投機関債	1,170.0	2,084.0	2,107.0	2,151.0	2,196.0	2,185.0	2,863.0	2,775.0	2,746.0	2,727.0	2,667.0
	返還金充当額	635.4	△ 66.6	3.5	△ 15.1	△ 44.7	△ 18.0	△ 696.0	△ 608.0	△ 579.0	△ 560.0	△ 500.0
〔利子補給金〕(D)		113.9	168.6	248.6	317.9	392.8	476.5	551.8	611.5	649.9	667.2	694.3
返還免除等補助金 (E)		17.1	24.7	31.6	44.9	53.5	61.5	69.1	76.1	82.7	88.7	94.4
内 訳	返還免除補填金	1.8	2.4	2.9	3.4	3.9	4.4	4.9	5.3	5.7	6.1	6.4
	回収不能債権補填金	15.3	22.4	28.7	41.5	49.6	57.1	64.2	70.8	77.0	82.6	87.9
一般会計負担額 (B+D+E)		944.3	1,033.6	1,081.1	1,121.1	1,179.8	1,249.9	1,303.0	1,356.8	1,398.4	1,420.0	1,451.3

注1：有利子貸与の返還金充当額における△は、返還金より償還額が大きかったため。

注2：高等学校等奨学金事業交付金を除く。

【推計の前提条件】

- ・事業規模、返還金充当額、政府貸付金、財政融資資金、財投機関債及び返還免除等補助金については、平成18年度と同様の考え方を基本としている（事業規模は拡大しないとの前提）。
- ・利子補給金については、財政融資資金の金利を19年度 1.8%、20年度 2.2%、21年度 2.7%、22年度 3.1%、23年度 3.4%、24年度以降 3.3%で推計している。

## 一般歳出、科学技術関係経費と科学技術振興費の推移

(単位：億円、%)

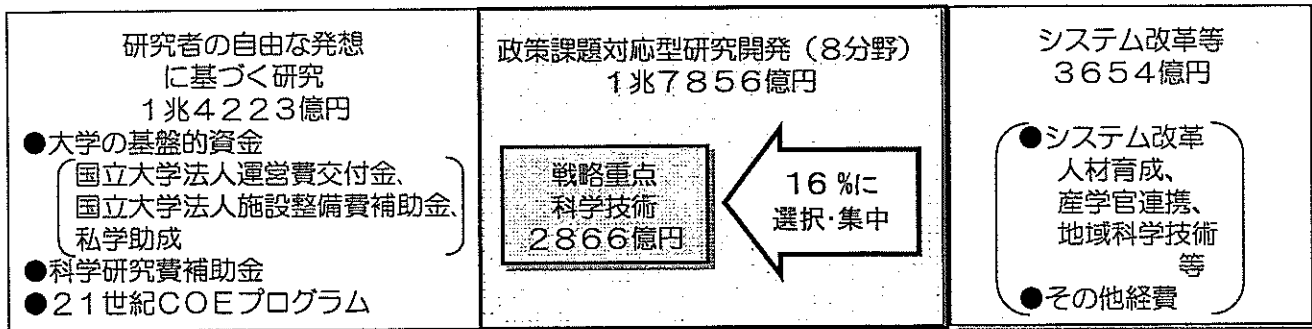
年 度	一 般 歳 出		科学技術関係経費		科学技術振興費		科振費の 一般歳出比
	(当初予算)	伸 率	(当初予算)	伸 率	(当初予算)	伸 率	
元 (1989)	340,805	3.3	18,152	5.8	4,487	7.5	1.3
2 (1990)	353,731	3.8	19,209	5.8	4,760	6.1	1.3
3 (1991)	370,365	4.7	20,226	5.3	5,080	6.7	1.4
4 (1992)	386,988	4.5	21,347	5.5	5,487	8.0	1.4
5 (1993)	399,168	3.1	22,663	6.2	5,954	8.5	1.5
6 (1994)	408,548	2.3	23,585	4.1	6,373	7.0	1.6
7 (1995)	421,417	3.1	24,995	6.0	6,856	7.6	1.6
8 (1996)	431,409	2.4	28,105	—	7,600	10.8	1.8
9 (1997)	438,067	1.5	30,026	6.8	8,506	11.9	1.9
10 (1998)	445,362	1.7	30,322	1.0	8,930	5.0	2.0
11 (1999)	468,878	5.3	31,567	4.1	9,583	7.3	2.0
12 (2000)	480,914	2.6	32,860	4.1	10,328	7.8	2.1
第1期基本計画 約17兆円 実績17.6兆円							
13 (2001)	486,589	1.2	34,685	—	11,208	8.5	2.3
14 (2002)	475,472	△2.3	35,444	2.2	11,832	5.6	2.5
15 (2003)	475,922	0.1	35,974	1.5	12,298	3.9	2.6
16 (2004)	476,320	0.1	36,084	0.3	12,841	4.4	2.7
17 (2005)	472,829	△0.7	35,779	△0.8	13,170	2.6	2.8
第2期基本計画 約24兆円 実績見込21.1兆円							
18 (2006)	463,660	△1.9	35,733	△0.1	13,312	1.1	2.9
第3期基本計画 約25兆円							

- (注) 1. 平成10年度(1998)以降の「一般歳出」は産業投資特別会計繰入れを含めたベース。  
2. 科学技術関係経費は、科学技術振興に寄与するものとして文部科学省が独自に集計しているもので、平成18年度(2006)については速報値。  
3. 科学技術関係経費については、科学技術基本計画の策定に伴い、平成8年度(1996)及び平成13年度(2001)以降対象経費の範囲が見直されている。  
4. 科学技術振興費は、主として科学技術振興を図るために必要なものとして一般会計に計上される経費。  
5. 計画には、補正予算等を含んでいる。

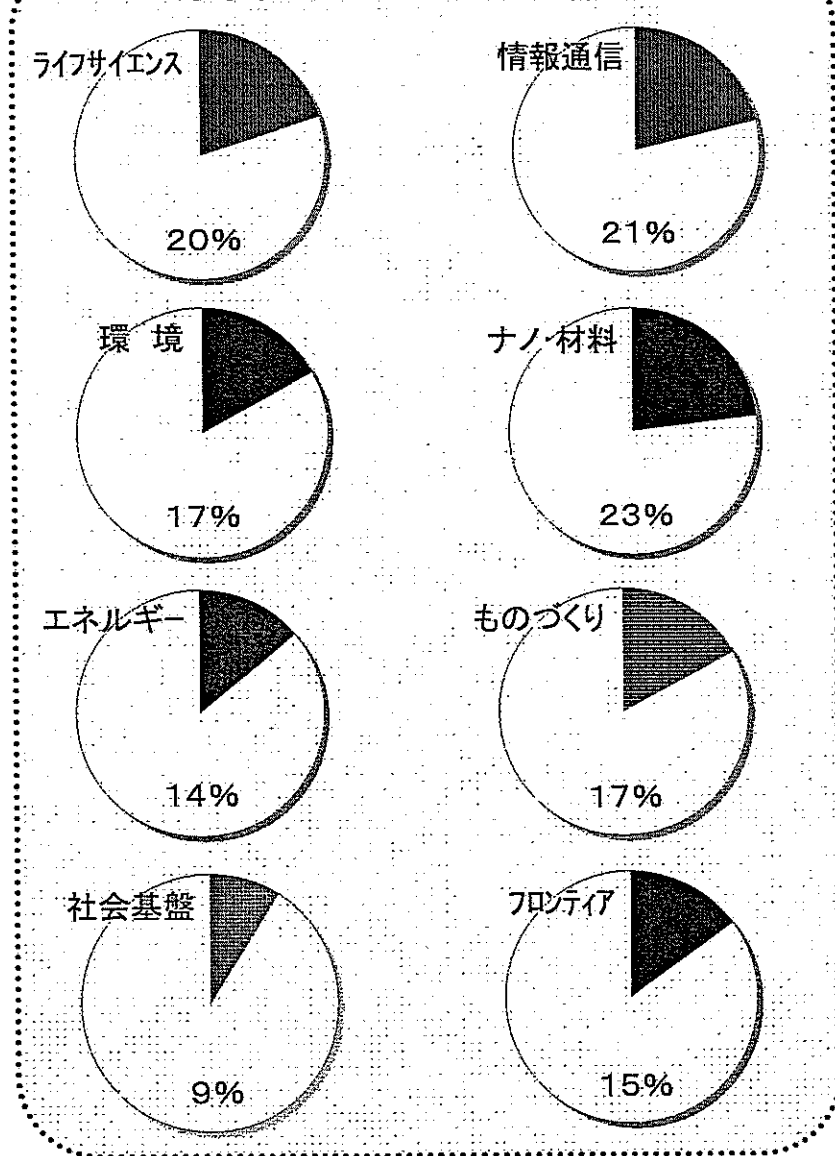
[資料Ⅱ-6-7]

科学技術関係予算の概要

合計(平成18年度)  
3兆5733億円



分野毎の戦略重点科学技術の割合



## 分野別推進戦略の概要

### 戦略重点科学技術の要件

以下の観点から、今後計画期間中に集中投資が必要なもの。

- ① 急速に高まる社会・国民のニーズに対し、迅速に対応    ② 国際競争を勝ち抜く上で不可欠    ③ 国家基幹技術（長期戦略の下、国主導で取り組む大規模プロジェクト）  
 （注）下記の中で★1～5が国家基幹技術に該当。

	戦略理念(重点投資の考え方)	戦略重点科学技術	推進方策	備考
ライフサイエンス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命のプログラムの再現</li> <li>2. 研究成果を創薬や新規医療技術などに実用化するための橋渡し</li> <li>3. 革新的な食料・生物生産技術の実現</li> <li>4. 世界最高水準の基盤の整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 生命プログラム再現科学技術</li> <li>② 臨床研究・臨床への橋渡し研究</li> <li>③ 標的治療等の革新的がん医療技術</li> <li>④ 新興・再興感染症克服科学技術</li> <li>⑤ 国際競争力を向上させる安全な食料の生産・供給科学技術</li> <li>⑥ 生物機能活用による物質生産・環境改善科学技術</li> <li>⑦ 世界最高水準のライフサイエンス基盤整備</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生命プログラム再現への取組</li> <li>○ 臨床研究推進のための体制整備</li> <li>○ 安全の確保のためのライフサイエンス技術の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な研究開発課題 41</li> <li>◎ 戦略重点科学技術 7</li> </ul>
情報通信	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 継続的イノベーションを真現化するための科学技術の研究開発基盤の実現</li> <li>2. 革新的IT技術による産業の持続的な発展の実現</li> <li>3. すべての国民がITの恩恵を実感できる社会の実現</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 科学技術を牽引する世界最高水準の「次世代スーパーコンピュータ」★1</li> <li>② 次世代を担う層浪IT人材の育成</li> <li>③ 次世代半導体の国際競争を勝ち抜く超微細化・低消費電力化及び設計・製造技術</li> <li>④ 世界トップを走り続けるためのディスプレイ・ストレージ・超高速デバイスの中核技術</li> <li>⑤ 世界に先駆け、家庭や街で生活に役立つロボット中核技術</li> <li>⑥ 世界標準を目指すソフトウェアの開発支援技術</li> <li>⑦ 大量の情報を瞬時に伝え難いも便利・快適に利用できる次世代ネットワーク技術</li> <li>⑧ 人の能力を補い生活を支援するユビキタスネットワーク利用技術</li> <li>⑨ 世界と感動を共有するコンテンツ創造及び情報活用技術</li> <li>⑩ 世界一安全・安心なIT社会を実現するセキュリティ技術</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業に直結する目的基礎研究についての新たな認識形成</li> <li>○ 国際標準化活動に対する継続的な取組</li> <li>○ 高度IT社会に深く関わる国際的な役割を担う人材の継続的育成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な研究開発課題 42</li> <li>◎ 戦略重点科学技術 10</li> </ul>
環境	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地球温暖化に立ち向かう</li> <li>2. 我が国が環境分野で国際貢献を果たし国際協力でリーダーシップをとる</li> <li>3. 環境研究で国民の暮らしを守る</li> <li>4. 環境科学技術を政策に反映するための人材育成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「海洋地球観測探査システム」★2 （うち「人工衛星から二酸化炭素など地球温暖化と関係する情報を一気に観測する科学技術」）</li> <li>② ポスト京都協定書に向けたスーパーコンピュータを用いて21世紀の気候変動を正確に予測する科学技術</li> <li>③ 地球温暖化がもたらすリスクを今のうちに予測し脱温暖化社会の設計を可能とする科学技術</li> <li>④ 新規の物質への対応と国際貢献により世界を先導する化学物質のリスク評価管理技術</li> <li>⑤ 廃棄物資源の国際流通に対応する有用物質利用と有害物質管理技術</li> <li>⑥ 効率的にエネルギーを得るための地産に即したバイオマス利用技術</li> <li>⑦ 健全な水循環を保ち自然と共生する社会の実現シナリオを設計する科学技術</li> <li>⑧ 多種多様な生物からなる生態系を正確にとらえその保全・再生を実現する科学技術</li> <li>⑨ 人文社会科学的アプローチにより化学物質リスク管理を社会的に確立する科学技術</li> <li>⑩ 製品のライフサイクル全般を的確に評価しCRIに適した生産・消費システムを設計する科学技術</li> <li>⑪ 人文社会科学と融合する環境研究のための人材育成</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先進国から途上国にわたる環境問題の解決を図る国際貢献</li> <li>○ 国民の関心に応える環境分野の情報発信</li> <li>○ 環境と関連した幅広い人材育成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な研究開発課題 57</li> <li>◎ 戦略重点科学技術 11</li> </ul>
ナノ材料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会・産業からの要請が強く、しかも「TrueNano」や革新的材料でなければ解決が困難な課題</li> <li>2. ナノ領域特有の現象・特性を活かし、不連続な進歩や大きな産業応用により国際競争の優位を確保する課題</li> <li>3. 「TrueNano」や革新的材料によるイノベーション創出を加速し国際競争の優位を確保する推進基盤</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① イノベーションを生む中核となる革新的材料・プロセス技術</li> <li>② クリーンなエネルギーの飛躍的なコスト削減を可能とする革新的材料技術</li> <li>③ 資源問題解決の決定打となる希少資源・不足資源代替材料革新技術</li> <li>④ 国民の健康と生活の安全・安心を支える革新的ナノテクノロジー・材料技術</li> <li>⑤ デバイスの性能の限界を突破する先進的エレクトロニクス</li> <li>⑥ 超早期診断と低侵襲治療の実現と一体化を目指す先進的ナノバイオ・医療技術</li> <li>⑦ ナノテクノロジーの社会受容のための研究開発</li> <li>⑧ イノベーション創出拠点におけるナノテクノロジー実用化の先進革新研究開発</li> <li>⑨ ナノ領域最先端付帯加工技術</li> <li>⑩ 「X線自由電子レーザー」の開発・共用★3</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発の拠点形成</li> <li>○ 各セクターが連携した人材育成</li> <li>○ 挑戦的基礎研究への支援等研究資金配分制度の見直し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な研究開発課題 29</li> <li>◎ 戦略重点科学技術 10</li> </ul>

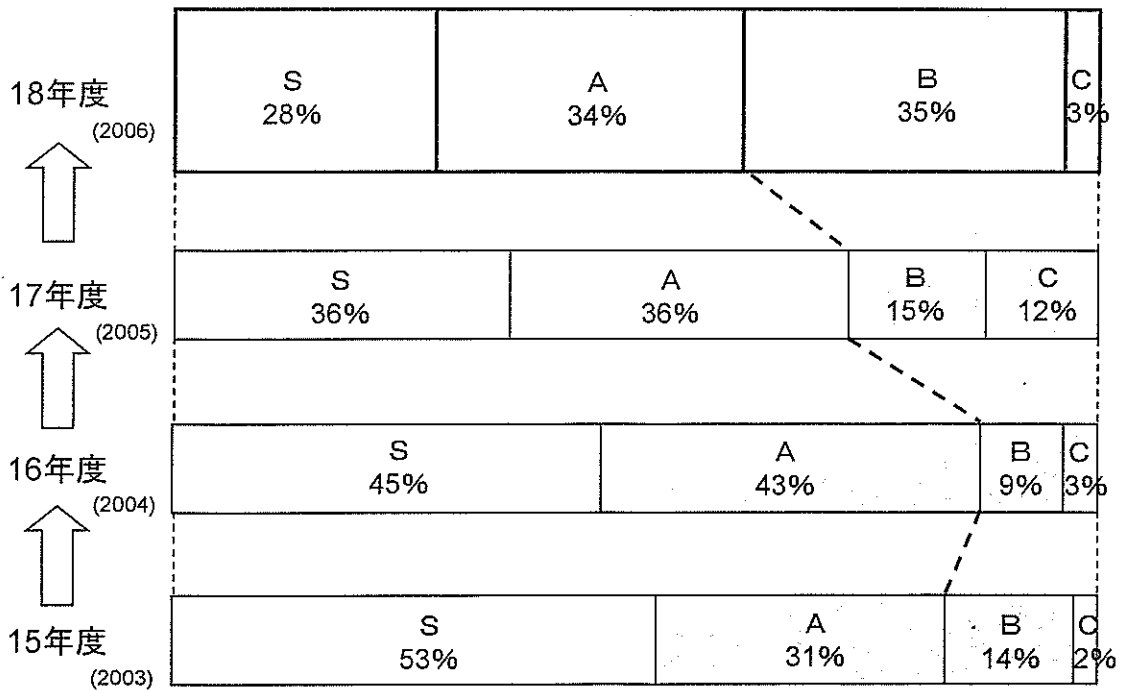
	戦略理念(重点投資の考え方)	戦略重点科学技術	推進方策	備考
エネルギー	<p>1. 世界一の省エネ国家として更なる挑戦</p> <p>2. 運輸部門を中心とした石油依存度からの脱却</p> <p>3. 基幹エネルギーとしての原子力の推進</p>	<p>① エネルギーの面的利用で飛躍的な省エネの街を実現する都市システム技術</p> <p>② 実効性のある省エネ生活を実現する先進的住宅・建築物関連技術</p> <p>③ 便利で豊かな省エネ社会を実現する先端高性能汎用デバイス技術</p> <p>④ 究極の省エネ工場を実現する革新的素材製造プロセス技術</p> <p>⑤ 石油を必要としない新世代自動車の革新的中核技術</p> <p>⑥ 石油に代わる自動車用新液体燃料(GTL)の最先端製造技術</p> <p>⑦ クリーン・高効率で世界をリードする石炭ガス化技術</p> <p>⑧ 先端燃料電池システムと安全な革新的水素貯蔵・輸送技術</p> <p>⑨ 太陽光発電を世界に普及するための革新的高効率化・低コスト化技術</p> <p>⑩ 電源や利用形態の制約を克服する高性能電力貯蔵技術</p> <p>⑪ 安全性・経済性に優れ世界に普及する次世代軽水炉の実用化技術</p> <p>⑫ 高レベル放射性廃棄物等の処分実現に不可欠な地層処分処理技術</p> <p>⑬ 長期的なエネルギーの安定供給を確保する『高速増殖炉(FBR)サイクル技術』★ 4</p> <p>⑭ 国際協力で拓く核融合エネルギー(ITER計画)</p>	<p>○ 普及対策との連携の強化</p> <p>○ 目的基礎研究の強化と競争的資金の充実</p> <p>○ エネルギー研究者・技術者の育成・維持等</p>	<p>● 重要な研究開発課題 39</p> <p>◎ 戦略重点科学技術 14</p>
ものづくり技術	<p>1. 日本の伝統的なものづくりの強みをより強化しプロセスイノベーションの創出を加速</p> <p>2. ものづくりを取り巻く資源・環境・人口制約等諸課題を世界に先駆けて解決し、プロセスイノベーションを引き起こす、新たなものづくりのモデルを提示</p>	<p>① 日本型ものづくり技術をさらに進化させる、科学に立脚したものづくり可視化技術(先端計測分析技術/機器開発等)</p> <p>② 資源・環境・人口制約を克服し、日本のフラッグシップとなる、ものづくりのプロセスイノベーション(伸縮可能な周期的なディスプレイ部材の革新的製造技術等)</p>	<p>○ ものづくりを支える人材の育成と活躍の促進</p> <p>○ 研究資金配分制度の連鎖と関係府省庁の連携促進等</p>	<p>● 重要な研究開発課題 10</p> <p>◎ 戦略重点科学技術 2</p>
社会基盤	<p>1. 防災対策により「世界一安全な国」日本を実現</p> <p>2. 社会基盤の機能を適切に保持・再生し緊急課題に対応した社会を形成</p>	<p>① 防災を目指した国土の監視・管理技術(「海洋地球観測調査システム」「うち」災害監視衛星技術)★ 2 (高機能高精度地震観測技術等)</p> <p>② 現場活動を支援し人命救助や被害拡大を阻止する新技術(有害危険物現場検知技術等)</p> <p>③ 大更新時代・少子高齢化社会に対応した社会資本・都市の再生技術(社会資本再生革新技術等)</p> <p>④ 新たな社会に適応する交通・輸送システム新技術(新需要対応航空機国産技術等)</p>	<p>○ 災害対策の関係府省庁の連携推進</p> <p>○ 安全に関わる研究開発体制の構築</p> <p>○ 成果還元のためのフィールド実証の推進等</p>	<p>● 重要な研究開発課題 40</p> <p>◎ 戦略重点科学技術 4</p>
フロンティア	<p>1. 宇宙・海洋のフロンティアにいつでも自在に到達できる技術を確立</p> <p>2. 宇宙・海洋の利用のフロンティアを切り開く</p>	<p>① 信頼性の高い「宇宙輸送システム」(H-IIAロケット及びその派生型)★ 9</p> <p>② 「海洋地球観測調査システム」(うち次世代海洋調査システム(大規模科学ライガ)等)★ 2</p> <p>③ 衛星の高信頼性・高機能化技術(災害対策・危機管理・リモートセンシング及び信頼性向上)</p> <p>④ 外洋上プラットフォーム技術</p>	<p>○ 産学官・府省間・機関間の連携強化</p> <p>○ プロジェクトを強かに牽引する人材の育成</p> <p>○ 大規模プロジェクトのマネージメント等</p>	<p>● 重要な研究開発課題 15</p> <p>◎ 戦略重点科学技術 4</p>

出典：内閣府



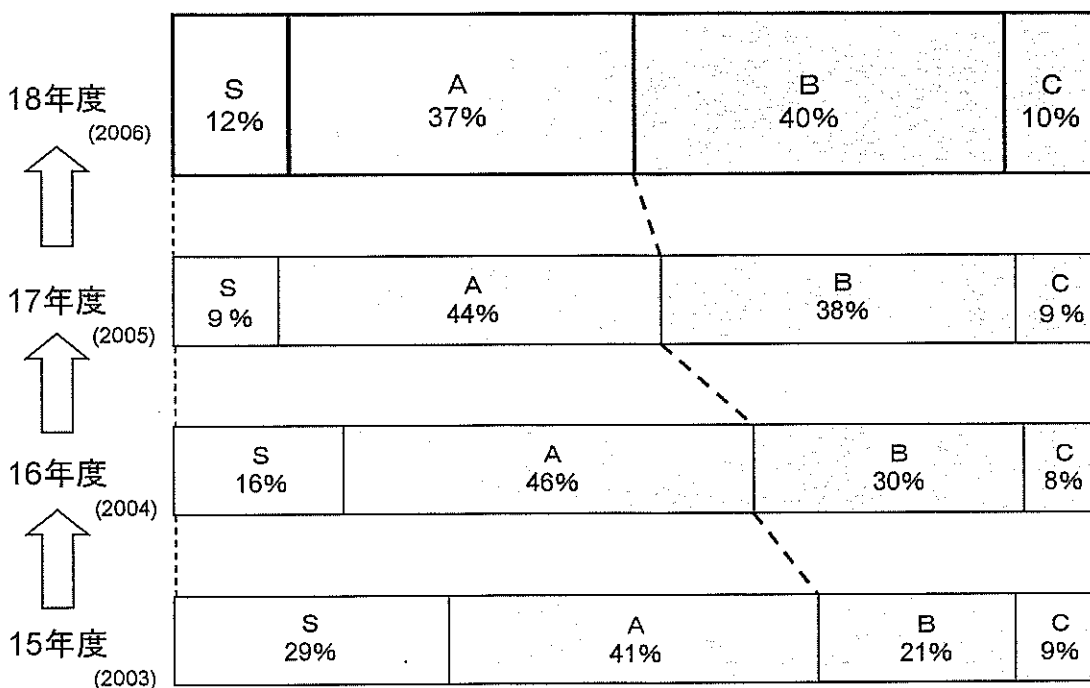
## 科学技術関係施策の優先順位付け等

### 金額比率



## 科学技術関係施策の優先順位付け等

### 件数比率



### 三分類予算額推移表(平成13年度～平成18年度)

(単位:億円、%)

	13' 予算		14' 予算		15' 予算		16' 予算		17' 予算		18' 予算	
	(含むSAGO)	(除くSAGO)	(含むSAGO)	(除くSAGO)	(含むSAGO)	(除くSAGO)	(含むSAGO)	(除くSAGO)	(含むSAGO)	(除くSAGO)	(含むSAGO)	(除くSAGO)
防衛関係費	( 0.4 ) 49,553 [ 100.0 ]	( 0.3 ) 49,388 [ 100.0 ]	( 0.0 ) 49,560 [ 100.0 ]	( 0.0 ) 49,395 [ 100.0 ]	( △ 0.1 ) 49,530 [ 100.0 ]	( △ 0.3 ) 49,265 [ 100.0 ]	( △ 1.0 ) 49,030 [ 100.0 ]	( △ 1.0 ) 48,764 [ 100.0 ]	( △ 1.0 ) 48,564 [ 100.0 ]	( △ 1.0 ) 48,301 [ 100.0 ]	( △ 0.9 ) 48,139 [ 100.0 ]	( △ 0.8 ) 47,906 [ 100.0 ]
人件・糧食費	( 1.1 ) 22,269 [ 44.9 ]	( 1.1 ) 22,269 [ 45.1 ]	( 0.0 ) 22,273 [ 44.9 ]	( 0.0 ) 22,273 [ 45.1 ]	( △ 0.4 ) 22,188 [ 44.8 ]	( △ 0.4 ) 22,188 [ 45.0 ]	( △ 2.4 ) 21,654 [ 44.2 ]	( △ 2.4 ) 21,654 [ 44.4 ]	( △ 0.4 ) 21,562 [ 44.4 ]	( △ 0.4 ) 21,562 [ 44.6 ]	( △ 1.0 ) 21,337 [ 44.3 ]	( △ 1.0 ) 21,337 [ 44.5 ]
歳出化経費	( △ 0.5 ) 17,744 [ 35.8 ]	( △ 0.7 ) 17,689 [ 35.8 ]	( 0.4 ) 17,818 [ 36.0 ]	( 0.4 ) 17,756 [ 35.9 ]	( 1.1 ) 18,010 [ 36.4 ]	( 0.5 ) 17,839 [ 36.2 ]	( △ 2.1 ) 17,638 [ 36.0 ]	( △ 2.1 ) 17,458 [ 35.8 ]	( △ 0.9 ) 17,478 [ 36.0 ]	( △ 0.5 ) 17,362 [ 36.0 ]	( 0.4 ) 17,542 [ 36.4 ]	( 0.4 ) 17,439 [ 36.4 ]
一般物件費	( 0.6 ) 9,540 [ 19.3 ]	( 0.6 ) 9,431 [ 19.1 ]	( △ 0.7 ) 9,469 [ 19.1 ]	( △ 0.7 ) 9,366 [ 19.0 ]	( △ 1.5 ) 9,332 [ 18.8 ]	( △ 1.4 ) 9,238 [ 18.8 ]	( 4.4 ) 9,738 [ 19.8 ]	( 4.5 ) 9,652 [ 19.8 ]	( △ 2.2 ) 9,523 [ 19.6 ]	( △ 2.9 ) 9,377 [ 19.4 ]	( △ 2.8 ) 9,260 [ 19.2 ]	( △ 2.6 ) 9,131 [ 19.1 ]

注1: 計数は四捨五入によっているので符合しない場合がある。

注2: ( )は伸率、[ ]は構成比である。

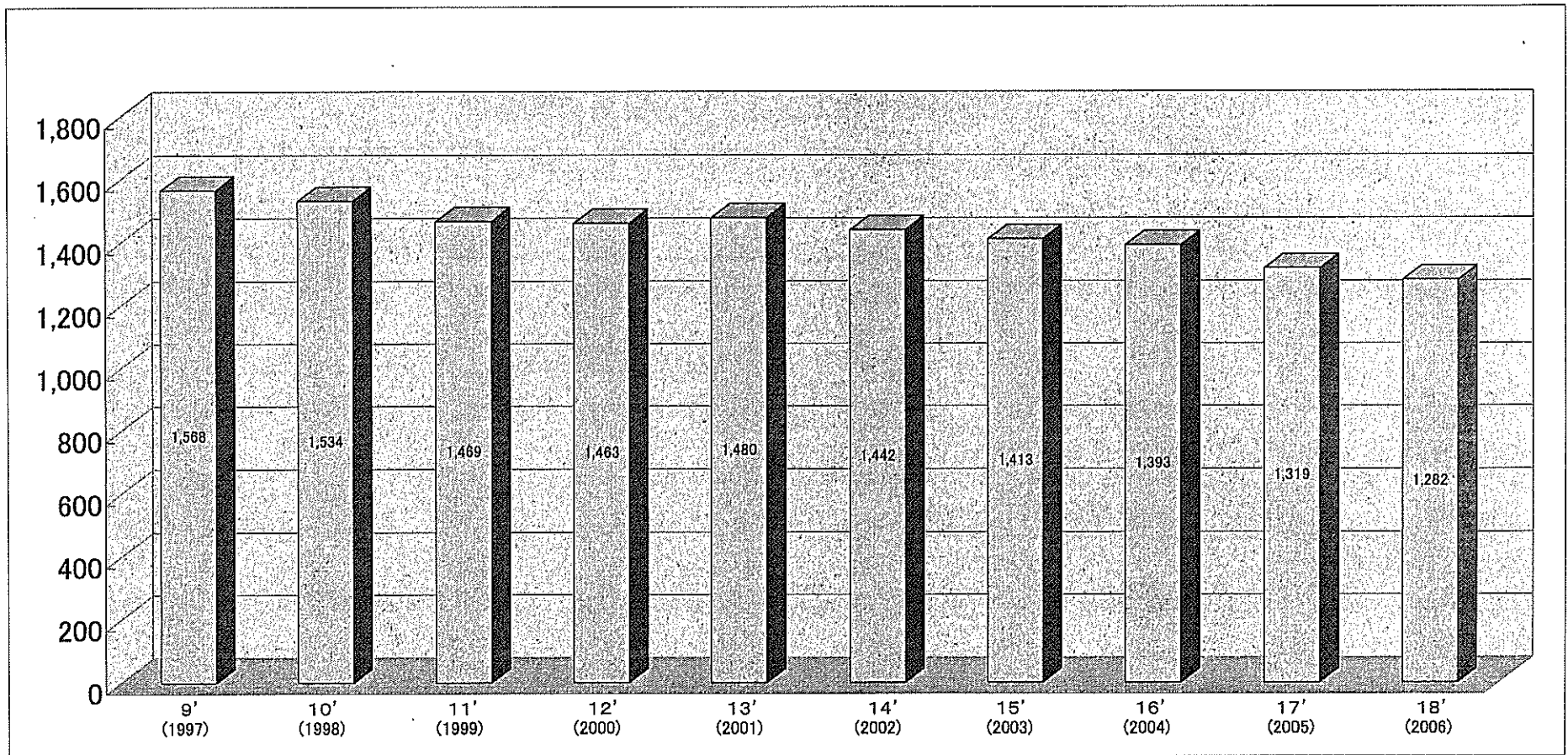
(出所)財務省主計局

# 基地周辺対策の推移

(単位:億円、%)

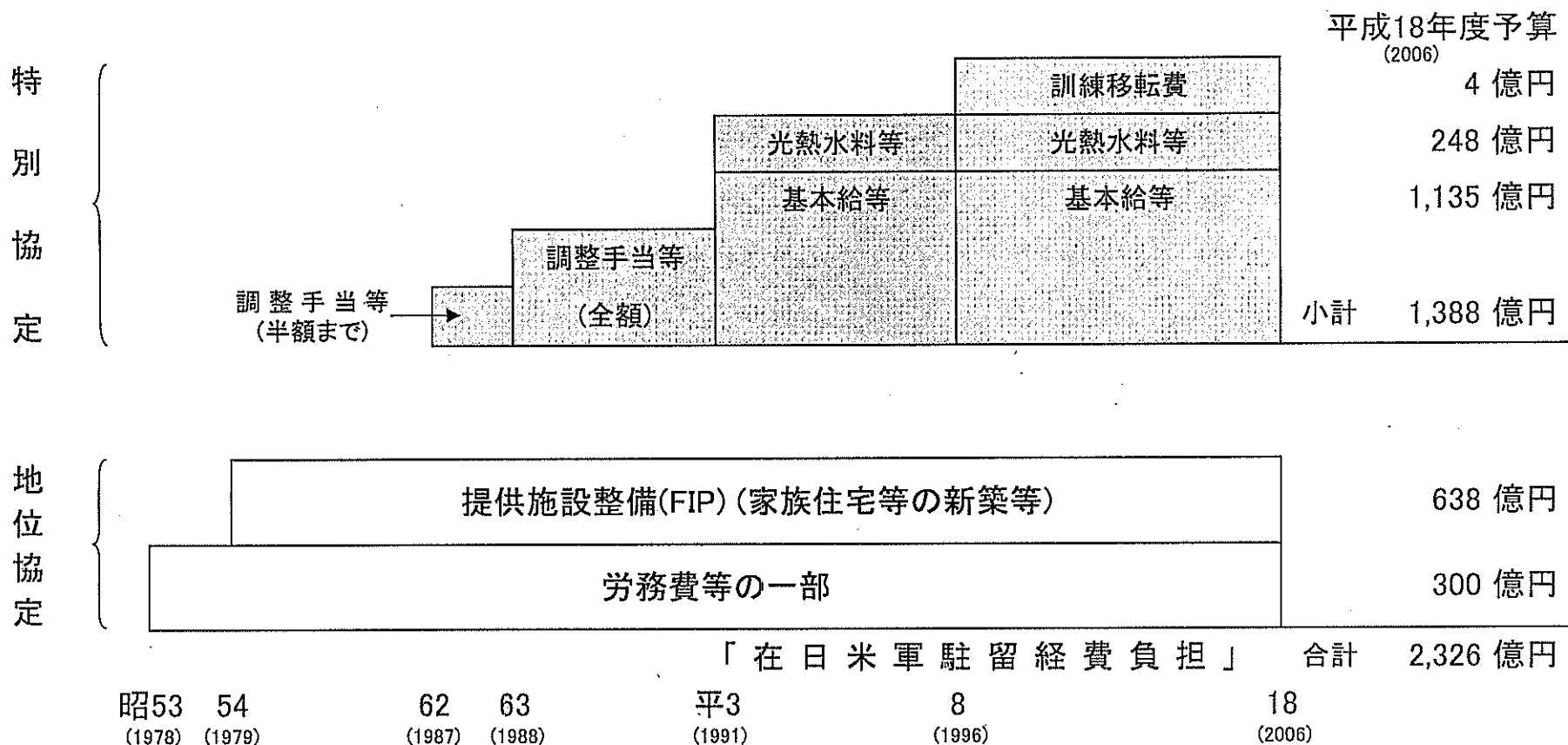
事項	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
基地周辺対策経費	1,568	1.9	1,534	△2.2	1,469	△4.2	1,463	△0.4	1,480	1.2	1,442	△2.6	1,413	△2.0	1,393	△1.3	1,319	△5.4	1,282	△2.8
周辺環境整備	839	2.3	846	0.7	823	△2.7	856	4.1	897	4.7	907	1.1	915	0.9	926	1.2	889	△4.0	882	△0.8
住宅防音	729	1.4	688	△5.5	646	△6.1	606	△6.1	583	△3.9	535	△8.2	498	△7.0	468	△6.0	430	△8.1	400	△6.9

(注) 予算額は当初予算額である。



(出所) 財務省主計局

### 在日米軍駐留経費負担の経緯



(出所)財務省主計局

# 事業や機材調達等に係る割高なコスト

## (カンボジア学校建設案件の場合)

- ODA事業による1教室当たりの建設コストが約400万円であったのに対し、NGO等が建設した場合は約60~130万円

支援元		年	1教室当たり単純建設費
ODA/一般無償案件		2004年	392万円
NGO	ODA/NGO支援無償案件	2002年	約60万円
	フランスNGO (EU予算)	2001~02年	約64万円
	JHP・学校をつくる会	2003年	約90万円
		2002年	130万円以下
	シャンティ国際ボランティア会 (SVA)	1998~99年	約100万円
		1997年	約95万円
国際開発救援財団 (FIDR)	1997年	約60万円	
国際機関	アジア開発銀行 (ADB)	2001~03年	約67万円

(「国際開発ジャーナル」2004年2月号より作成)

## (ラオスの井戸建設案件の場合)

- ラオス農村部に305本の井戸を掘削するプロジェクト。深井戸等の建設工事費及び機材供与費として、施工企業に計11.7億円を支払い
- 平成17年度予算執行調査において、現地政府職員からの聴取結果等をもとに経費を試算したところ、当時の見積額は過大  
※但し当時の積算資料等が失われており、正確な検証は不能

### [事業の概要]

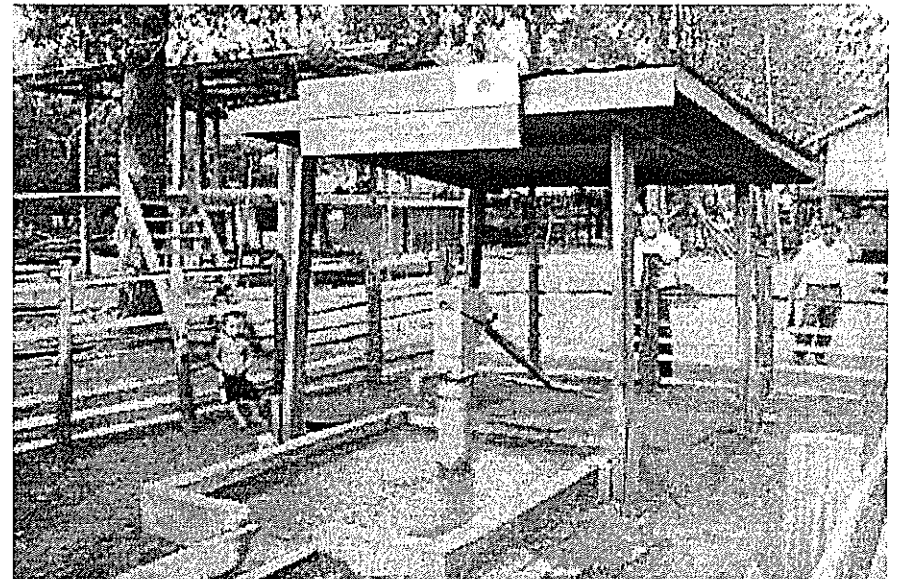
ファンパ・サック県・サワン県地下水開発計画 (1997~2000年度無償資金協力事業)

- ・事業規模13.2億円。

主な事業内容は、ラオス南東部農村地域における、

- ① 深井戸の建設(305本)、② 資機材供与(掘削機器等)
- ③ 維持管理センターの建設(2か所)

(出典)主計局作成 (平成17年度予算執行調査)



# 非競争的な入札制度

ODA事業に係る入札制度を無償資金協力（一般プロジェクト無償）のケースでみると、

(2004年度案件：入札実績)

落札率 (落札価格/予定価格)	案件数	割合
100%~99%	113件	55.8%
~98%	124件	62.3%
~97%	129件	64.8%
~96%	133件	66.8%
⋮	⋮	⋮
(総計)	199件	100.0%

(注) 256件のうち、57件は予定価格が非公表のため除外  
(外務省HPより作成)

- 2004年度案件の約6割が99%以上の落札率（落札価格/予定価格）

⇒ 落札率が極めて高く、競争入札の機能発揮が不十分

(2004年度案件：入札実績)

入札社数	案件数	割合
1社入札	62件	24.2%
~2社入札	125件	48.8%
~3社入札	195件	76.1%
⋮	⋮	⋮
(総計)	256件	

(外務省HPより作成)

- 入札参加企業は概ね2~3社程度。1社入札が2割以上

⇒ 入札によるコスト削減効果が限定的

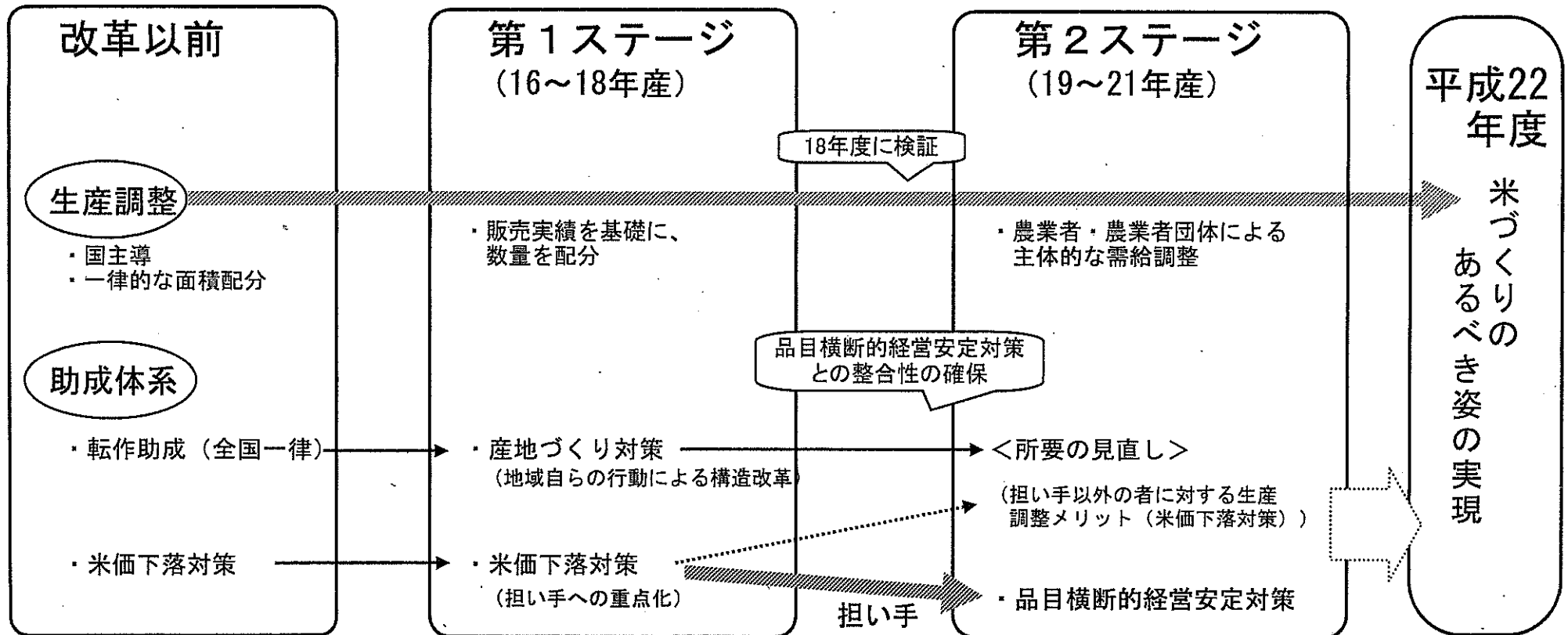
※1社入札ケースの落札率分布 (落札価格/予定価格)

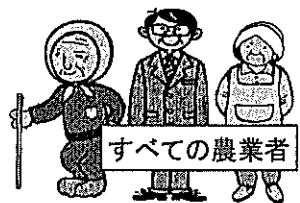
・100%~99%	38件
・99%~98%	5件
・その他	4件
	47件

(注) 62件のうち、15件は予定価格が非公表のため除外

# 米政策改革の推進

- 平成14年12月に「米政策改革大綱」を決定。平成22年度に「米づくりのあるべき姿」の実現を目指す。
- 19年産からは、品目横断的経営安定対策の導入に伴い、同対策との整合性の確保の他、所要の見直しを行う。
- 「米づくりの本来あるべき姿」（米政策改革基本要綱（平成15年7月）より）
  - … 経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること

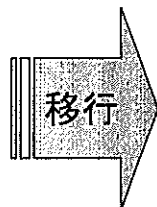
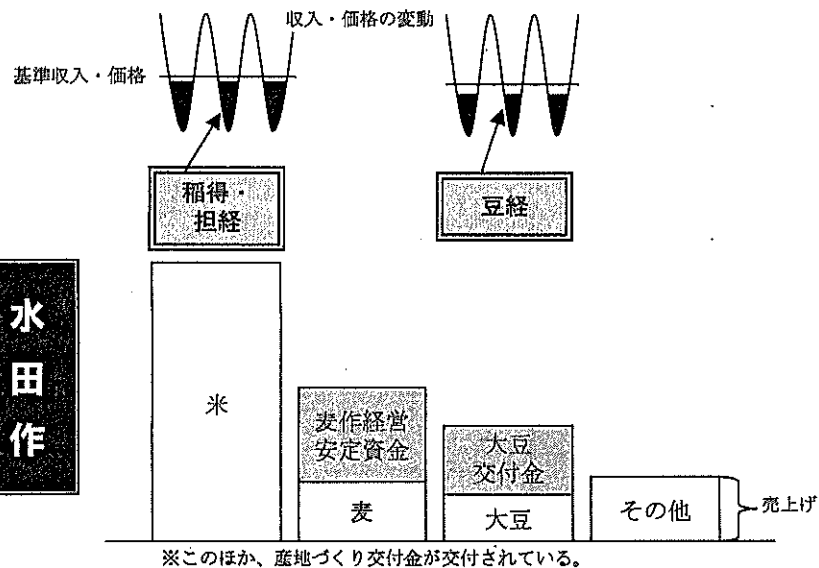




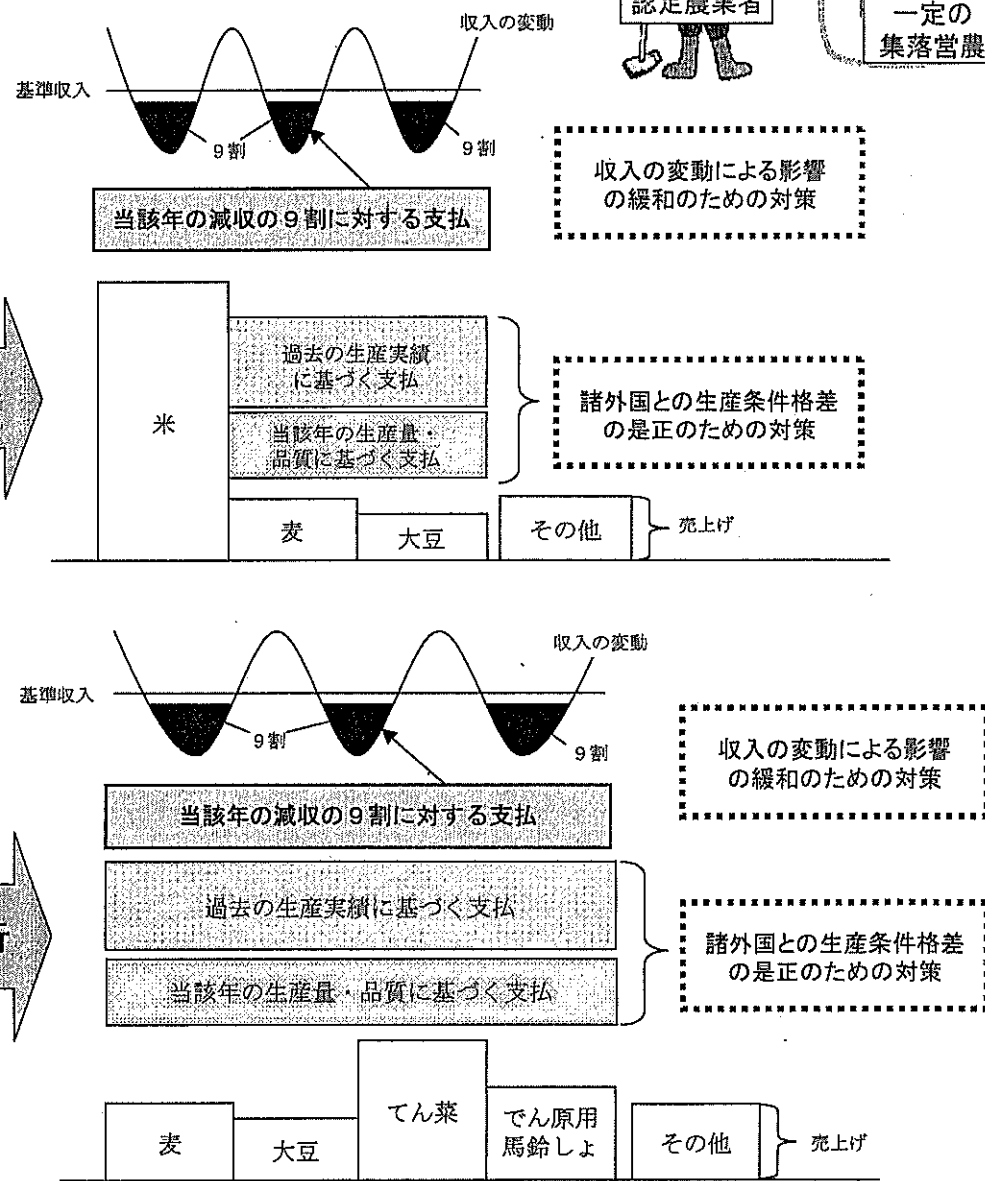
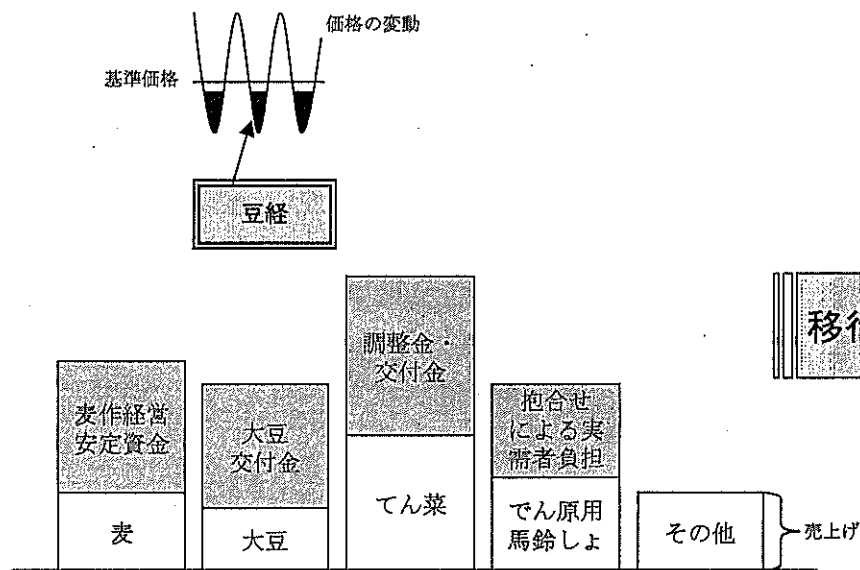
# 品目横断的経営安定対策への移行のイメージ



水田作



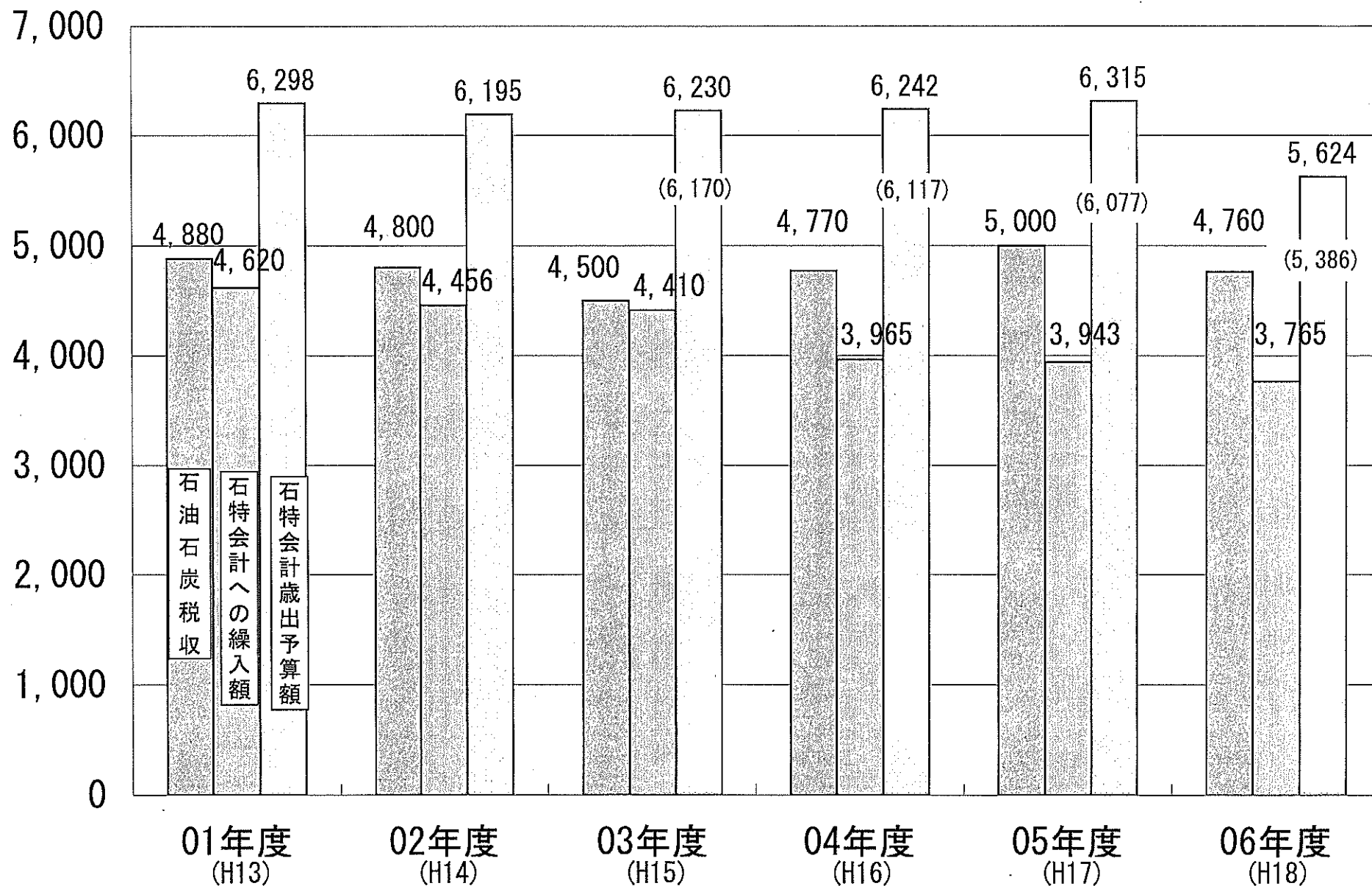
畑作





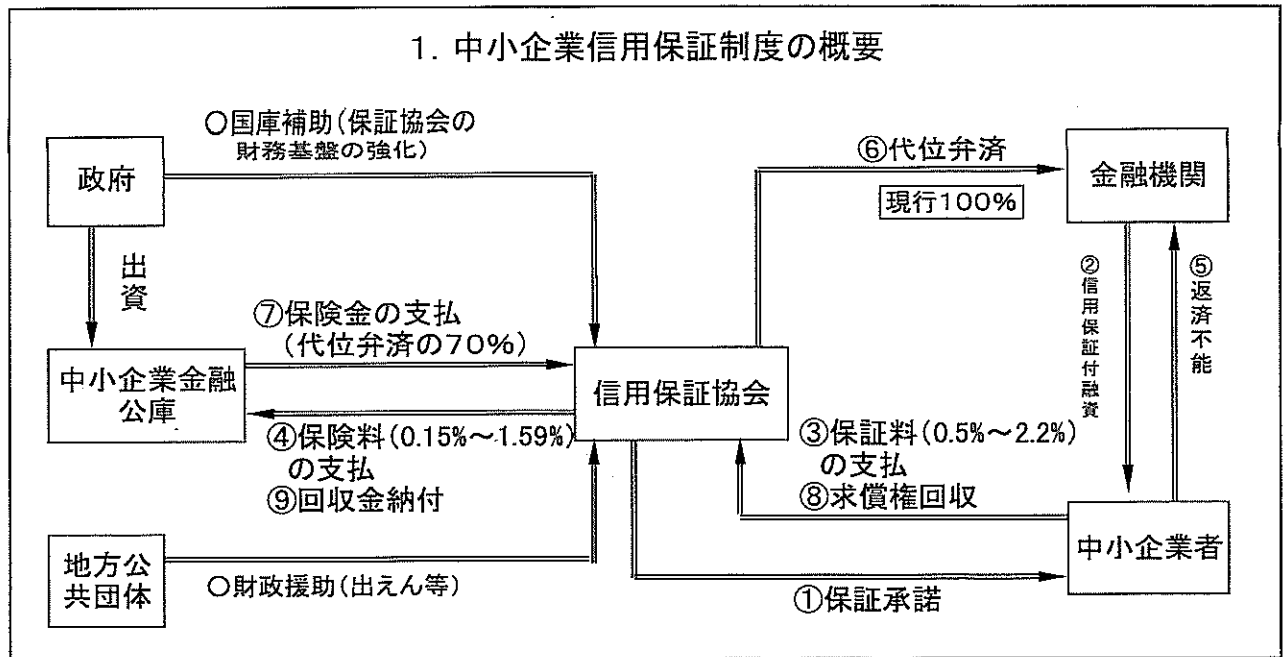
# 石油石炭税込・繰入額・歳出予算額の推移

(億円)



※ 石特会計歳出予算額のかっこ書きは、経済産業省分の歳出予算額。

## 中小企業向け信用保証制度について



(注) 上記の保険料、保険金のおん補率及び保証料は、普通保険に係る保証のケース。  
 保険料、保証料率は、2006(H18)年4月よりリスク考慮型料率体系に変更している。

## 2. 中小企業金融公庫 中小企業信用保険事業に係る収支状況

(単位:億円)

	2000年度 (H12)	2001年度 (H13)	2002年度 (H14)	2003年度 (H15)	2004年度 (H16)	2005年度 (H17)
保 險 収 支	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560	▲ 1,676
そ の 他 収 支 等	▲ 221	▲ 158	▲ 35	227	▲ 1	41
損 益	▲ 4,726	▲ 5,954	▲ 6,083	▲ 4,098	▲ 2,561	▲ 1,635
保 險 準 備 基 金 残 高	10,009	5,754	3,713	592	1,683	954

(注1) 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

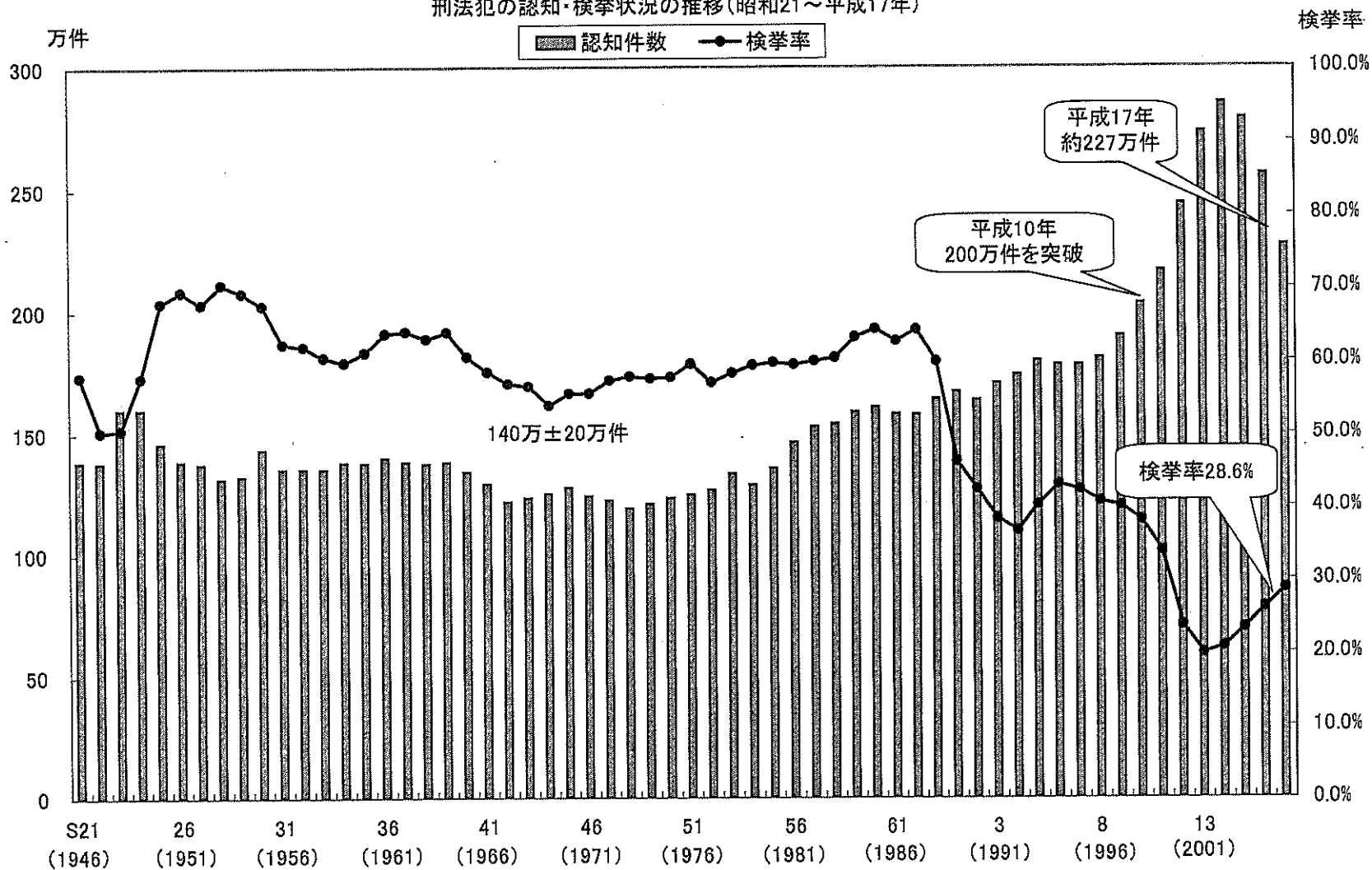
(注2) 2000(H12)~2004(H16)年度は決算ベース、2005(H17)年度は2006(H18)年3月末時点の見込ベースの計数である。

## 3. 諸外国の保証制度

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	韓国
保証割合	融資額15万ドル以下:85%まで 融資額15万ドル超:75%まで	2003(H15)年4月1日以後の保証:75%	原則として80%以下	創業期の中小企業向け保証:70%まで 成長期の中小企業向け保証:原則として40%まで	概ね50%	新規保証 70%~85% 借換保証 90%

(出典) 中小企業庁資料

刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21～平成17年)



(出典)「平成17年警察白書」等

治安関係定員の推移

	13' (2001)	14' (2002)	15' (2003)	16' (2004)	17' (2005)	18' (2006)	備 考 (平13⇒18)
地方警察官 対前年度	228,261人	232,661人 +4,400人	236,661人 +4,000人	239,811人 +3,150人	243,261人 +3,450人	246,761人 +3,500人	+18,500人 (+8.1%)
警察庁職員等 対前年度	8,175人	8,139人 ▲36人	8,101人 ▲38人	8,089人 ▲12人	8,112人 +23人	8,138人 +26人	▲37人 (▲0.5%)
法務省治安部局 対前年度	37,582人	37,620人 +38人	37,774人 +154人	38,299人 +525人	38,787人 +488人	39,299人 +512人	+1,717人 (+4.6%)
入国管理職員 対前年度	2,409人	2,509人 +100人	2,541人 +32人	2,691人 +150人	2,841人 +150人	2,991人 +150人	+582人 (+24.2%)
矯正職員 対前年度	20,926人	20,928人 +2人	21,030人 +102人	21,303人 +273人	21,566人 +263人	21,839人 +273人	+913人 (+4.4%)
検察庁職員 対前年度	11,322人	11,322人 ±0人	11,338人 +16人	11,428人 +90人	11,483人 +55人	11,532人 +49人	+210人 (+1.9%)
更生保護職員 対前年度	1,334人	1,330人 ▲4人	1,379人 +49人	1,390人 +11人	1,399人 +9人	1,429人 +30人	+95人 (+7.1%)
公安調査庁 対前年度	1,591人	1,531人 ▲60人	1,486人 ▲45人	1,487人 +1人	1,498人 +11人	1,508人 +10人	▲83人 (▲5.2%)
海上保安庁職員 対前年度	12,173人	12,182人 +9人	12,188人 +6人	12,233人 +45人	12,260人 +27人	12,260人 ±0人	+87人 (+0.7%)

(参 考)

法務省非治安部局 対前年度	13,211人	13,066人 ▲145人	12,909人 ▲157人	12,745人 ▲164人	12,536人 ▲209人	12,308人 ▲228人	▲903人 (▲6.8%)
法 務 省 合 計 対前年度	50,793人	50,686人 ▲107人	50,683人 ▲3人	51,044人 +361人	51,323人 +279人	51,607人 +284人	+814人 (+1.6%)

(出典)財務省主計局調

「歳出・歳入一体改革に向けた  
基本的考え方について」のポイント

財政制度等審議会(平成18年6月14日)

- 我が国の財政は非常に厳しい状況にあり、財政の持続可能性が確保されない限り、国民の将来に対する不安を払拭できない。
- 財政健全化に向けた足どりをより強固なものとするため、目指すべき具体的目標を明確に掲げ、そこに至る具体的な道筋を明示することが極めて重要。

## I. 歳出・歳入一体改革の基本的考え方

### 1. 財政の現状

- 我が国の財政は、古今東西稀に見る非常に厳しい状況。  
（国債残高は542兆円（平成18年度末見込み）、税収の約12倍の水準。第二次世界大戦末期に匹敵。）
- 借換債を含む国債発行額は140兆円規模（平成18年度）、税収の約3倍に達し、経済成長に伴う利払い負担の増が税収の増を大きく上回る可能性。⇒ 我が国財政は金利上昇に極めて脆弱

### 2. 財政健全化の目標

- 金利上昇に対する脆弱性は巨額の国債残高が原因 ⇒ 国債残高に着目した財政運営が不可欠
- 基礎的財政収支の黒字化は一里塚にすぎず、国債残高の対GDP比を確実に引き下げることを目指し、相当程度の基礎的財政収支の黒字幅を確保する必要。金利が成長率を1%程度上回り、その差が1.5%程度に拡大しても国債残高対GDPを発散させないようにするためには、対GDP比で1.5%程度の黒字幅が必要。

### 3. 歳出・歳入一体改革の必要性

〔＜国の一般会計に係る長期試算＞（起草委員提出資料、平成18年3月）〕  
〔歳出削減のみで基礎的財政収支の黒字化等を達成する場合、国債費を除く全ての経費を2011年度に18%、2015年度に32%削減する必要。〕  
⇒ 膨大な収支ギャップを歳出・歳入いずれかで埋めることは非現実的。歳出・歳入両面からの改革を行う必要。

### 4. 歳出改革の基本的考え方

- 無駄の排除、コスト削減、制度改革、事業の評価等あらゆる視点から、社会保障、地方財政、公共事業を始めとする全ての経費について聖域なく徹底した見直しが必要。
- 特別会計の見直し、独立行政法人等への財政支出の抑制、資産・債務改革、随意契約の見直し、PDCAサイクルの確立、公会計整備の一層の推進等の諸課題に取り組む必要。

## Ⅱ. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策

### 1. 基本的考え方

- 2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化、及び債務残高対GDP比の引下げに向けて、歳出削減を継続・強化。

### 2. 社会保障

- ・制度を持続可能なものとするため、給付の更なる重点化・効率化に向けて、改革努力を継続・強化。その上で、必要な給付に対する負担については、将来世代に先送りすることがないように、安定的な財源を確保。
- ・生活保護については、生活扶助基準・母子加算の見直し、制度運営の適正化、自立就労支援の強化。
- ・雇用については、雇用保険国庫負担の廃止を含めた在り方の見直し、雇用保険三事業の抜本的な見直し等。
- ・介護については、今後の給付費の増大を踏まえ、第四期に向けて、給付の見直しを推進。
- ・医療については、今般の制度改革を着実に実施。中期的には保険料・税といった国民負担が上昇。制度の不断の改革努力が必要。
- ・次世代育成支援については、真に効果的な施策への重点化、政策と財源を一体的に議論することが不可欠等。

### 3. 地方財政

- ・地方財政も、これまでの歳出削減努力の継続が必要(特に、バブル期前後に高い伸びを示した地方単独事業や地方公務員給与)。
- ・地方財政は、現時点で基礎的財政収支は黒字であり、中期的に更に好転することが見込まれる中、国・地方のバランスの取れた財政健全化を進める観点から、現行の法定率を聖域とすることなく、「真に必要な交付税額」を超える額は国民に還元し、国民負担の軽減につなげる必要。
- ・地域間財政力格差の是正の観点から、地方自らが財政調整に取り組むべき。特に、偏在性の高い法人関係2税の地域間の税源帰属のあり方等の検討により、偏在性緩和のための取組みが検討されるべき。

### 4. 公務員人件費

- ・国民の理解を得て歳出・歳入一体改革に取り組むためには、まず政府自らが総人件費改革を実行することが不可欠。「行政改革推進法」に盛り込まれた改革に全力で取り組むとともに、その後も改革を継続していくべき。
- ・国家公務員の給与については、人事院による官民給与の比較方法を早急に見直し、今年的人事院勧告から反映すべき。定員については、今後5年間で5%以上純減するという目標を確実に達成すべき。
- ・地方公務員の給与については、人事委員会の機能強化等による地域の民間給与水準のよりの確な反映、情報開示を通じた不適正な諸手当等の適正化が必要。定員については、過去の実績を更に一層上回る純減が必要。



## Ⅱ. 各歳出分野における中期的な歳出改革方策(2)

### 5. 公共事業

- ・景気対策ではなく、真に必要な社会資本整備として行うべき。
- ・また、整備水準の飛躍的な上昇や人口減少社会の到来、コスト削減や入札改革などの大きな変化を考慮すべき。
- ・すなわち、歳出・歳入一体改革を進める中、更なる重点化・効率化を図ることにより、これまでの改革のペースを継続すべき。

### 6. 文教・科学技術

- ・児童・生徒等の数に連動する予算へと改革を進める。
- ・義務教育職員については、人確法の廃止に向けた取組み、教員の人員の純減を行う必要。また、私学助成の配分方法の見直し、教科書供給コスト等を見直し、育英事業の債権回収の強化・金利リスクへの対応が必要。
- ・「戦略重点科学技術」以外は基本的に抑制。総合科学技術会議は、SA評価の一層の厳正化を図りメリハリ付けを強化すべき。

### 7. 防衛

- ・官製談合は誠に遺憾であり、猛省を促したい。
- ・米軍再編に適切に対応する一方、装備品の抑制、統合運用の徹底、総人件費改革、基地周辺対策及び在日米軍駐留経費負担の抜本的見直し等を通じ、中期防の見直しや各年度の予算編成に当たっては、更に思い切った合理化・効率化を行うべき。

### 8. 政府開発援助(ODA)

- ・これまでと同様にODA予算は引き続き縮減。事業量の戦略的拡充と歳出改革への取組みとを両立。
- ・コスト縮減目標・計画の策定、国際競争入札の導入等、制度・執行の全体にわたった改革が必要。
- ・国連分担金について、改定交渉を積極的に進めるべき。

### 9. 農林水産

- ・緒についた助成の担い手への集中化等を更に推し進め、補助金の見直し、行政コストの縮減をはじめ、農林水産関係予算全体について選択と集中を強化し、近年の削減努力を堅持することが必要。

### 10. エネルギー対策

- ・一層の重点化・効率化により、引き続き歳出全体を抑制。
- ・特会歳出を厳しく見直し、特定財源収入に見合った水準に削減すべき。

### 11. 中小企業対策

- ・経済状況が好転しており、他の経費と同様厳しく削減。
- ・部分保証制度の早期導入、補助金等の抑制が必要。

### 12. 治安対策

- ・非治安部局も含めた一層のメリハリ付けや、民間活力の活用等による効率的かつ機動的な治安対策体制作り。